

平成20年第1回まんのう町議会定例会会議録(第1号) 平成20年3月7日 開 議 午前9時30分		
日程第1	山西議長	おはようございます。黒木保議員より欠席の届出がありましたのでご報告をいたします。只今の出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、これより平成20年第1回まんのう町議会定例会を開会いたします。 招集者であります町長のごあいさつをお願いいたします。町長 栗田隆義君
	栗田町長	皆さん、おはようございます。平成20年第1回まんのう町定例会を開催いたしましたところ議員皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご参集をいただきましてありがとうございます。今、定例会は20年度予算を決める非常に重要な議会でもございます。どうか議員の皆様方の慎重審議よろしくをお願いを申し上げましてごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
	山西議長 久留嶋局長	日程に入るに先立ちまして、議会報告を致します。事務局長 久留嶋一之君 それでは、ご報告申し上げます。初めに町長から地方自治法第149条の規定に基づく議案42件、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づく諮問案件1件を受理いたしました。 次に組合議会関係について、平成19年12月25日に平成19年第3回仲多度南部消防組合議会定例会が開催され、議案第1号仲多度南部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について他2件が審議されております。平成20年2月14日平成20年第1回財田川防災組合議会定例会が開催され、議案第1号配水委員の選任について他1件が審議されております。平成20年2月25日平成20年中讃広域行政事務組合議会2月定例会が開催され、議案第1号平成19年度中讃広域行政事務組合一般会計補正予算第4号他10件の審議がされております。平成20年2月26日平成20年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、議案第1号平成20年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算他8件の審議がされております。 次に監査関係ですが、まんのう町監査委員より平成19年11月分から20年1月分の一般会計収支、各特別会計収支及び水道事業会計収支の報告が参っております。以上で議会報告を終わります。
	山西議長	議会報告を終わります。
	議会運営委員長	日程第1 本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。議会運営委員長 川原茂行君 議会運営委員会のご報告を申し上げます。3月4日午前9時30分より第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、

	川原議会 運営委員長	議長同席のもとに議会運営委員会の委員全員が出席いたしまして、3月定例会運営について慎重に審議しました。その結果をご報告いたします。 議案第4号まんのう町総合計画の承認についての件の審議方法は一般会計予算審議と同様で総務常任委員会に付託し、他の常任委員会関係部分について、それぞれの委員会において審査、質疑終結までして、その結果を総務常任委員会に報告する。総務常任委員会は報告を受けたのち、全体的、最終的な審査を行うこととします。 それではお手元に配布されております議事日程1号についてご説明を申し上げます。 日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長 日程第2 会議録署名議員の指名 日程第3 会期の決定 3月7日から3月26日の20日間といたします。 日程第4 施政方針 日程第5 所管事務調査の委員長報告 総務常任委員長 日程第6 所管事務調査の委員長報告 教育民生常任委員長 日程第7 所管事務調査の委員長報告 建設経済常任委員長 日程第8 水資源対策特別委員会の委員長報告 水資源対策特別委員長 日程第9 満濃池周辺整備促進調査特別委員会の委員長報告 満濃池周辺整備促進調査特別委員長
--	---------------	---

	川原議会 運営委員長	日程第10	満濃池周辺整備促進調査特別委員会の廃止について	
		日程第11	議案第1号 工事請負変更契約の締結について (平成18年度まんのう町情報基盤整備事業光伝送路整備工事)	即決をお願い致します。
		日程第12	議案第2号 工事請負変更契約の締結について (平成18年度まんのう町情報基盤整備事業センター設備整備工事)	即決をお願い致します。
		日程第13	議案第3号 業務委託変更契約の締結について (平成18年度まんのう町統合型GISデータ整備業務)	即決をお願い致します。
		日程第14	議案第4号 まんのう町総合計画の承認について	総務常任委員会に付託
		日程第15	議案第5号 まんのう町公園条例の制定について	総務常任委員会に付託
		日程第16	議案第6号 まんのう町後期高齢者医療に関する条例の制定について	教育民生常任委員会に付託
		日程第17	議案第7号 まんのう町共同受信組合ケーブル撤去事業分担金徴収条例の 制定について	総務常任委員会に付託
		日程第18	議案第8号 まんのう町特別会計条例の一部改正について	即決をお願い致します。
		日程第19	議案第9号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部改正について	即決をお願い致します。

	川原議会 運営委員長	日程第20	議案第10号	まんのう町国民健康保険条例の一部改正について	教育民生常任委員会に付託
		日程第21	議案第11号	まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について	総務常任委員会に付託
		日程第22	議案第12号	まんのう町公共下水道条例の一部改正について	建設経済常任委員会に付託
		日程第23	議案第13号	まんのう町課設置条例の一部改正について	即決をお願い致します。
		日程第24	議案第14号	まんのう町道路線の認定について	建設経済常任委員会に付託
		日程第25	議案第15号	まんのう町道路線の変更について	建設経済常任委員会に付託
		日程第26	議案第16号	まんのう町道路線の廃止について	建設経済常任委員会に付託
		議案第14号から議案第16号の3議案は関連がありますので一括議題とさせていただきます。			
		日程第27	議案第17号	まんのう町塩入ふれあいセンターの指定管理者の指定について	総務常任委員会に付託
		日程第28	議案第18号	塩入ふれあいロッジの指定管理者の指定について	総務常任委員会に付託
		日程第29	議案第19号	塩入ふるさと研修館の指定管理者の指定について	総務常任委員会に付託
		日程第30	議案第20号	まんのう町仲南道の駅交流センターの指定管理者の指定について	総務常任委員会に付託

川原議会 運営委員長	日程第31	議案第21号	まんのう町仲南特産品センターの指定管理者の指定について	総務常任委員会に付託
	日程第32	議案第22号	二宮忠八飛行館の指定管理者の指定について	総務常任委員会に付託
	日程第33	議案第23号	塩入健康センターの指定管理者の指定について	総務常任委員会に付託
		議案第17号から議案第23号の7議案は関連がありますので一括議題とさせていただきます。		
	日程第34	議案第24号	平成19年度まんのう町一般会計補正予算（案）	総務常任委員会に付託
	日程第35	議案第25号	平成19年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）	教育民生常任委員会に付託
	日程第36	議案第26号	平成19年度まんのう町老人保健特別会計補正予算（案）	教育民生常任委員会に付託
	日程第37	議案第27号	平成19年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）	教育民生常任委員会に付託
	日程第38	議案第28号	平成19年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算（案）	建設経済常任委員会に付託
	日程第39	議案第29号	平成19年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）	建設経済常任委員会に付託
	日程第40	議案第30号	平成19年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）	建設経済常任委員会に付託
	日程第41	議案第31号	平成20年度まんのう町一般会計予算（案）	総務常任委員会に付託

川原議会 運営委員長	日程第42	議案第32号	平成20年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）	教育民生常任委員会に付託
	日程第43	議案第33号	平成20年度まんのう町老人保健特別会計予算（案）	教育民生常任委員会に付託
	日程第44	議案第34号	平成20年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）	教育民生常任委員会に付託
	日程第45	議案第35号	平成20年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）	教育民生常任委員会に付託
	日程第46	議案第36号	平成20年度まんのう町診療所特別会計予算（案）	教育民生常任委員会に付託
	日程第47	議案第37号	平成20年度まんのう町簡易水道特別会計予算（案）	建設経済常任委員会に付託
	日程第48	議案第38号	平成20年度まんのう町下水道特別会計予算（案）	建設経済常任委員会に付託
	日程第49	議案第39号	平成20年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）	建設経済常任委員会に付託
	日程第50	議案第40号	平成20年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）	建設経済常任委員会に付託
	日程第51	議案第41号	平成20年度まんのう町水道事業会計予算（案）	建設経済常任委員会に付託
	日程第52	議案第42号	善通寺市・まんのう町資源ごみ等の圧縮選別等処理に関する事務の委託に関する規約の変更について	教育民生常任委員会に付託
	日程第53	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	即決でお願い致します。

日程第 2	川原議会 運営委員長 山西議長	一般質問は、3月10日の本会議にて行います。以上の日程で意見の一致を見、午前11時50分委員会を閉会しました。以上で議会運営委員会の報告を終わります。 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。ただ今の委員長報告に対する質疑はありませんか。 (なし) 本屋敷崇君
	本屋敷議員	一つだけ質問ですが、最終日が26日になっておりますが委員会主義であるうちの議会の中で、今回、委員会で質疑していく中で予備日25日の半日のみというかたちになっております。委員会の中で審議が延びた場合には予備日がもう少しほしいんではないかと思うんですが、そのへんの議論はどうなされたかだけお聞かせ下さい。
	山西議長 川原議会 運営委員長 山西議長	川原茂行君 まあ、特に3月の予算議会ということで、議運といたしましても慎重に日程調整を致しました。その中で万が一という場合も含めまして、時間を延長してやっていただきたいと、こういう結果で意見の一致をみたところでございます。以上です。 これをもって質疑を終了致します。
		日程第2 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において、 13番 高尾 幸男君 14番 松下 一美君 を指名いたします。
日程第 3		日程第3 会期の決定の件を議題といたします。 お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月26日までの20日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって会期は20日間と決しました。
日程第 4	栗田町長	日程第4 施政方針を行います。町長 栗田隆義君 平成20年まんのう町議会第1回定例会の開催にあたり、町政運営につきまして主要な施策とその概要を申しあげ、議員各位並

	栗田町長	びに町民の皆様方にご理解、ご協力を賜りたいと存じます。 新町が誕生して丸2年、私に新町のかじ取り役の責務を任せていただいて、1年10か月が早くも過ぎようとしています。この間、皆様のご理解とご協力を賜りながら、旧3町の類似した共通の要因を基本としながら、それぞれの町が育んでまいりました長い歴史と文化を尊重し、新町建設計画に謳われております基本理念であります「誰もが住みよい・住み続けたいまち」づくりに、心血を傾注してまいりました。 近代の流動の激しい社会構造がもたらした、都市と地方の格差、富める者とそうでない者との2極化などのかつてなかったような問題が深刻化する中で、福田総理は「自立と共生」をテーマにかかげ、地方再生に積極的に取り組む姿勢は大きな期待を隆起させます。地方の「自立」は自己の努力はもちろんであります、現下の状況におきましては国のより一層の援助があつてこそ実現するものであります。国家は決して都市のみでは成り立つのではなく我々は誇りを持って地方再生を要求するべきだと考えます。地方と都市はお互いに異なる存在価値があり、相互を補つてこそ「共生」が成立すると考えます。 しかしながら、一方、現状を直視いたしますと、地方における状況の好転は見られず、加えて歳入の根幹をしめる地方交付税は、大幅な増額の見込みは期待できず、財政状況は、依然として極めて厳しい状況でございます。 このような中で、3年目を迎えるわが町であります、平成20年度におきましても、合併協議会での合意事項を尊重し、また、新町建設計画を基本とし、さらに20年度を初年度として、町の今後10年間の将来像やまちづくりの基本方針を示すとともに、基本施策と重点的なプロジェクトなどを明らかにしたまんのう町総合計画を指標として、過去2年間の足跡を振り返りながら、町発展の前進と融和の実現に向けて各施策に取り組んでまいります。 しかし、かつての最大公約数的な住民の皆様への行政の対応の継続は、非常に困難でございます。 そのため、19年度より着手いたしました事務事業評価による事業の見直しをおこない、事業の縮小・廃止をも含めた検討をしていく必要があると考えます。改めて、皆様のご理解をお願いするところであります。 まず、財政の状況について、ご説明いたします。 国の平成20年度予算については「歳出改革を軌道に乗せる上できわめて重要な予算」とあり、歳出全般にわたり、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、引き続き「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」及び「経済財政改革の基本方針2007」に則り、予算配分の重点化・効率化の実施、新規国債発行額の抑制、公共事業費の前年度比3%
--	------	---

	栗田町長	削減など最大限の歳出削減を行うこととしています。 地方財政対策においては、地方財政全体が地方分権にかなった姿になるよう、国庫負担金、地方交付税、地方債、地方間の税源の偏在等の一体的な改革に向けた方策について取組み、真の地方分権を実現することとしています。特に、交付税改革におきましては、地方が自主的・主体的に取り組む地域活性化施策に必要な特別枠として「地方再生対策費」が創設され、地方交付税の算定を通して財政状況の厳しい市町村に重点的に配分されることとなりました。 香川県においては、平成16年度の三位一体改革以降、地方交付税の抑制、義務的経費の増加が要因となり財政状況が悪化しており、今後、新たな財政再建方策により市町と連携して実施されている各種施策の大幅な見直しがなされると予測され町財政への影響も懸念されます。 このような状況の中、誕生して3年目を迎える本町の財政状況は、財政基盤の脆弱な町同士の合併であり、急速に好転することは期待できません。 合併後にあっても自主財源に乏しく、歳入予算に占める町税の割合は20%程度であり、事業実施にあたっては地方交付税や国・県支出金にその多くを依存している状況にあります。当面は、収入の根幹をなす町税収入の伸びは期待できず、合併による特例措置はあるものの、国の地方財政計画における地方歳出の徹底した見直し、県の財政状況の悪化等により依然として厳しい財政状況にあります。 本町の財政は、合併による変革期にあり、将来にわたって安定した行財政基盤の確立に向けて、歳入の確保と歳出の削減に努める必要があります。平成20年度の予算編成は、現下の厳しい財政状況を十分に認識し、国、県の制度改革や地方財政計画等を見極めながら、行財政改革の推進、また合併効果を検証すると共に、将来にわたり健全な財政運営が図れるような体制の確立に努力し、新町の基本理念である【誰もが住みよい・住み続けたいまち】づくりの推進、また、「まんのう町総合計画」に掲げるまちづくり実現に向け歳入の確保と歳出の抑制を基本に、真の地方分権時代にふさわしい財政基盤の確立をめざすこととしたものであります。 次に主な課題についてご説明申し上げます。 行財政改革についてでございます。 第1に、組織の編成であります。過去2年間において、業務名と担当課名が結びついたわかりやすく、合理的な組織づくりに努
--	------	--

	栗田町長	めてまいりました。２０年度におきましても、これを踏襲しながら、より実効性のあるものとなるよう努めてまいります。 まず、地籍調査課の創設であります。満濃地区において、昭和６３年度より着手いたしました当事業は１９年度で２０年を経過いたしました。進捗率は３２．９４％であります。人員増を行い、組織の強化を図り早期完了を目指します。 次に、健康増進課と福祉保健課の再編であります。本年４月より始まる後期高齢者医療制度の開始など、医療・福祉制度は、今後も改革される可能性があり、状況を見据えながら、実情にあった体制が必要であると考えます。 また、町内の３土地改良区の事務が分散されており、合理化を図るため一元化が必要であり、関係者の皆様と協議を行いながら準備を進めてまいりたいと考えております。これらを踏まえ、課の統廃合を検討し、２年後には実施を考えております。 第２に事業の見直しでございます。集中改革プランにより着手いたしました事務事業評価による事業の見直しは、１９年度におきましては、９２の事業の２次評価を終え、今後もおよそ１，０００以上もある事業内容を２１年度までに精査していく予定であります。評価結果を踏まえ、事務・事業の再編・整理・廃止等を含めた検討をしております。行政経営財源がますます厳しい中、住民の皆様への一方的なサービスが可能であった時代の流れは転換せざるを得ない現状であるということをご理解頂くようお願いいたします。 第３に廃校舎の利活用であります。４箇所の小学校等の廃校舎の維持管理費は多大な経費が必要であります。このため、経費の削減と施設の有効利用を図るため、町のホームページに施設の利用募集を掲載いたしました。その結果、複数の民間企業・福祉団体等の応募があり、これらをもとにして、それぞれの地域の関係者を含めた懇談会を開催してまいりました。今後も協議を重ねながら順次対応を進めてまいります。 情報基盤整備事業についてでございます。 平成１９年度までに、町内全域に光ケーブル延長約４５０ｋｍを架設し、本庁にまんのうセンター、各支所・出張所にサブセンター設備を設置し、まんのう町全域を対象に光ファイバーケーブル網を整備いたしました。各利用者への引き込みは、放送サービスと通信サービスはそれぞれ別芯線にて行う方式とし、２０年度より放送・通信によるサービスの提供を開始いたします。また、本庁、支所、出張所、小中学校、公民館など各出先機関間を光ファイバーにより接続した公共ネットワークを整備いたしました。これにより、行政放送、ケーブルテレビサービス、高度なインターネットサービスの提供が可能となり、行政放送の一元化、テレビ難視聴地域やデジタルデバインドの解消が図られ、新しい情報化社会に適応化した町を構築していく基盤が整いました。
--	------	---

	栗田町長	今後は、インターネットを利用した情報発信や産業の活性化などを促進するとともに、行政情報化を推進し、住民サービスの向上と行政事務の効率化をめざしてまいります。 教育施設の充実についてでございます。 近い将来、東南海・南海地震の発生が危惧されており、児童・生徒の安全を図るとともに、有事の際の、住民の皆様の避難場所の確保のため、以前より、学校施設の耐震工事を順次実施してまいりました。２０年度におきましても長炭小学校の耐震工事を実施し、これによりまして町内６小学校の校舎棟及び体育館の耐震工事が完了いたします。今後は、避難場所確保のための琴南中学校体育館の耐震工事やランチルームなどの付属棟などの耐震工事をも順次計画していくこととしております。また、幼稚園・保育所につきましても今後計画的に耐震工事計画を作成し、安心・安全な施設にしていくこととしております。 満濃中学校の改築につきましては、教育委員会の報告書を尊重し、耐力度調査結果を踏まえ、平成２０年度より調査を実施いたします。また、統合問題につきましては、今後も関係者の皆様と協議を行いながら結論を出してまいります。 要望の多い図書館の建設につきましては、耐震工事への対応が急務であるため、現在すすめております情報基盤整備事業により、公共ネットワーク整備を行い７つの地区公民館にあるおよそ３万５千冊の蔵書をインターネットを利用し自宅や学校からも検索でき、希望の本を近くの公民館で借りられる方法を検討しております。 水資源の確保についてであります。 満濃池の目的外水使用問題に端を発し、加えて昨年の少雨は、関係各位の協力をいただき、大きな支障はなかったものの、学校のプールの中止など子供たちの楽しみを奪ってしまう結果となってしまいました。 平成１９年度に、土器川からの取水権を獲得したところでありますが、これまでの高屋原浄水場の計画１日取水量を４，４００ｔから２，６８０ｔに、１７２０ｔの減になったところであります。しかし、現在においてもこの水量に余力はなく、今後の予測水量を見直してみますと日量約３，５００ｔの取水が必要であります。また、異常気象による極端な気候の変化は、水資源確保に大きな不安要因であります。このため、水源確保をするため、旧吉野小学校の井戸を新たな水源として活用し、１日平均約１，０００ｔ規模の取水設備を構築したいと考えております。 ２０年度において、旧小学校の井戸より高屋原浄水場まで、送水管敷設工事を実施し、また、取水ポンプ、電気設備工事も併せておこなう計画であります。今後も自己水源の安定した確保のため、井戸の試掘のための調査等を行いたいと考えます。
--	------	--

	栗田町長	一方、中・長期的な水資源の確保対策も重要であります。 安定した水量を保ち、多目的な利用が可能である施設。それはダムであります。県下最大の山林面積を有し、県下唯一の1級河川土器川をはじめ有数の河川があるわが町は、周辺下流地域の水資源確保の核であり、また、それは、将来を見据えた利水施策の発信の源であるとかんがえます。財源が非常に厳しい現状において、短期での実現は困難ではありますが、粘り強く取り組んでまいります。併せて山林の荒廃を防ぎ水源の涵養を図るため森林環境整備のための税の創設をも要望してまいります。 公共交通の充実であります。 現在、町内には国道・県道などの道路施設。JR四国・琴電などの鉄道施設。その他バス・タクシー交通など、多種多様な交通機関が存在しています。これらの機関や施設の関係者を含めた「地域公共交通協議会」を立ち上げ、公共交通機関及び交通施設のあり方や連携について協議し、「地域公共交通連携計画」を策定し、より効率性のある「まんのう町の公共交通」を創造いたします。 中讃圏域生きがい中核施設整備についてであります。 中讃圏域生きがい中核施設は、当初の基本構想の目的（健康づくり・生きがいづくり・ふれあいづくり）を達成すべく、まんのう町に全面新設型施設を建設することで検討してまいりましたが、近隣の温泉や類似施設の増加など計画当初と状況が大きく変化し、中讃地区の県民を集めるのは非常に困難であり、費用対効果が低くなると判断いたしました。 県長寿社会対策課及び中讃圏域の各市町と協議を重ねた結果、中讃圏域事務組合を中心に広域行政で事業に取り組み、各市町の既存施設を活用した既存施設活用型で整備することに決定しました。 まんのう町では、住民の方が気軽に利用できるように各支所や公民館等を一部改修して器具を設置し、特定高齢者支援事業「うきうき教室」や今後実施される特定保健指導等に生かせる施設を計画しております。 平成20年度に広域で検討し、県の承認が得られれば21年度より整備に着手し、同年度より特定保健指導等に活用してまいります。 かりん温泉の運営でございます。 平成4年にオープンしましたかりん温泉施設も、本年で17年を経過致しました。この間多くの皆様にご利用いただき、健康づくり・憩いの場として親しまれてまいりました。しかし、近年類似した施設の増加などにより、利用者数が減少しており、多額の
--	------	--

	栗田町長	経費負担が必要となっております。加えて、施設の老朽化に伴う改修が必要であり、これを行えばさらに多くの費用が必要であります。これらを踏まえまして、かりん温泉の運営は他の温泉施設を含めた検討を行い、早い時期に方向性をだしてまいります。 次に、平成２０年度当初予算額について説明申し上げます。 一般会計歳入歳出予算額は、 ８９億４，３４０万円 前年当初予算対比 １億５，３６０万７千円 １．７％の増加でございます。 また、特別会計の当初予算額は、 <table><tr><td>国民健康保険特別会計</td><td>２１億５，１２０万円</td><td>前年当初予算対比</td><td>１億</td><td>８２５万５千円</td><td>４．８％減</td></tr><tr><td>老人保健特別会計</td><td>３億２，１１５万３千円</td><td>前年当初予算対比</td><td>３０億</td><td>７，４８１万５千円</td><td>９０．５％減</td></tr><tr><td>介護保険特別会計</td><td>１８億６，６１０万円</td><td>前年当初予算対比</td><td>２，</td><td>７９０万円</td><td>１．５％減</td></tr><tr><td>診療所特別会計</td><td>９，４２０万円</td><td>前年当初予算対比</td><td></td><td>８３０万円</td><td>８．１％減</td></tr><tr><td>簡易水道特別会計</td><td>２億６，１００万円</td><td>前年当初予算対比</td><td>７，</td><td>４２９万６千円</td><td>２２．２％減</td></tr><tr><td>下水道特別会計</td><td>２億４，０００万円</td><td>前年当初予算対比</td><td>４，</td><td>８７６万３千円</td><td>１６．９％減</td></tr><tr><td>農業集落排水特別会計</td><td>３，２９８万円</td><td>前年当初予算対比</td><td></td><td>３６万円</td><td>１．１％減</td></tr><tr><td>浄化槽整備推進事業特別会計</td><td>１億７９０万円</td><td>前年当初予算対比</td><td></td><td>７３３万７千円</td><td>６．４％減</td></tr><tr><td>後期高齢者医療特別会計</td><td>２億８，２７５万７千円</td><td>皆増</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 水道事業会計は、 収益的支出２億３，００４万５千円及び資本的支出２億５３８万５千円は、総額４億８，３８９万８千円でございます。 一般会計の歳入につきましては、財政状況で申しあげましたとおり、主要財源の町税・地方交付税は前年度と同程度は確保できるものの、大幅な増加は見込めないと考えます。その他の交付金等につきましても大きな変動はなく、不足する財源につきましては、合併特例債の活用や基金の取り崩しにより補ってまいります。町税の収納率向上にも、さらに取り組んでまいります。 なお、老人保険特別会計の大幅な減額は、本年４月より開始されます後期高齢者医療制度の開始により「老人保健医療制度」が「後期高齢者医療制度」に移行し、保険者が、広域連合となることによるものでございます。 それでは、総合計画の基本計画に添って、主要施策の概要を申し上げます。 「自然が輝くまちづくり」であります。					国民健康保険特別会計	２１億５，１２０万円	前年当初予算対比	１億	８２５万５千円	４．８％減	老人保健特別会計	３億２，１１５万３千円	前年当初予算対比	３０億	７，４８１万５千円	９０．５％減	介護保険特別会計	１８億６，６１０万円	前年当初予算対比	２，	７９０万円	１．５％減	診療所特別会計	９，４２０万円	前年当初予算対比		８３０万円	８．１％減	簡易水道特別会計	２億６，１００万円	前年当初予算対比	７，	４２９万６千円	２２．２％減	下水道特別会計	２億４，０００万円	前年当初予算対比	４，	８７６万３千円	１６．９％減	農業集落排水特別会計	３，２９８万円	前年当初予算対比		３６万円	１．１％減	浄化槽整備推進事業特別会計	１億７９０万円	前年当初予算対比		７３３万７千円	６．４％減	後期高齢者医療特別会計	２億８，２７５万７千円	皆増			
国民健康保険特別会計	２１億５，１２０万円	前年当初予算対比	１億	８２５万５千円	４．８％減																																																							
老人保健特別会計	３億２，１１５万３千円	前年当初予算対比	３０億	７，４８１万５千円	９０．５％減																																																							
介護保険特別会計	１８億６，６１０万円	前年当初予算対比	２，	７９０万円	１．５％減																																																							
診療所特別会計	９，４２０万円	前年当初予算対比		８３０万円	８．１％減																																																							
簡易水道特別会計	２億６，１００万円	前年当初予算対比	７，	４２９万６千円	２２．２％減																																																							
下水道特別会計	２億４，０００万円	前年当初予算対比	４，	８７６万３千円	１６．９％減																																																							
農業集落排水特別会計	３，２９８万円	前年当初予算対比		３６万円	１．１％減																																																							
浄化槽整備推進事業特別会計	１億７９０万円	前年当初予算対比		７３３万７千円	６．４％減																																																							
後期高齢者医療特別会計	２億８，２７５万７千円	皆増																																																										

	栗田町長	近年より一層、廃棄物処理は大きな問題となっています。ごみの適正な処理と減量化・リサイクル化を推進するため、ごみ収集体制の効率化と収集業務の円滑化をはかるとともに、資源ごみの分別収集を継続してまいります。また、ごみ減量化の啓蒙活動、環境学習の実施、町内美化活動の推進、地球温暖化防止推進計画策定についての協議などを行い環境美化推進活動を充実いたします。阿讃山脈の山々、土器の清流、満濃池の風景など、素晴らしい自然はわが町の誇れる財産であります。植栽、下刈り、間伐など造林事業の実施を行うとともに、河川、道路改修工事につきましても自然環境に配慮したものを取り入れるよう努めてまいります。 次に「心豊かな人材を育てるまちづくり」でございます。 まんのう町教育委員会の方針であります～豊かな心を育む「生涯学習のまち」を目指し20年度も取り組んでまいります。 19年度の施政方針においても述べましたように、自ら学び、自ら考える生徒・児童を育てるとともに、一人ひとりの個性を尊重し、将来の可能性を広げるような個性を伸ばす学校教育の実現をはかります。このためには、教科教育のみならず情報教育や環境教育などの体験学習など、幅広い学校教育を推進します。また、生徒・児童が互いに理解し協力しあうよう、一人ひとりが個性を認め合う関係づくりに努め、誰もが楽しい学校生活を送れるよう努めます。 幼児教育への支援拡大につきましては、保育所・幼稚園の預かり保育や小学校における放課後児童クラブをより拡充し、保護者の皆様の負担軽減を図りまして安心して仕事ができるようにしていくことを考えています。 次に、社会教育においては、自律的・主体的な住民活動の一層の推進を図ります。芸術・文化振興では活動の発表や鑑賞の場の機会の充実など住民の芸術・文化活動の支援に努めます。また、国指定史跡「中寺廃寺跡」の発掘調査並びに史跡整備を引き続き実施するとともに、満濃池を国指定名勝の指定に向けて努めてまいります。生涯学習においては、地区公民館を拠点とした充実に努め、地区公民館まつりと町全体の文化祭を計画してまいります。 「すべての人が輝くまちづくり」でございます。 差別や暴力・虐待の根絶にむけて、人権に対する正しい理解と認識を深めるため、人権尊重意識の啓発をおこないます。地域すべての一人ひとりがお互いの人権を尊重する社会条件の整備、それに関する事業を実施し人権を尊重する意識の高揚に努めます。 また、児童虐待、高齢者虐待、DV等が社会問題となっていますが、学校教育、社会教育、家庭教育において人権啓発活動を関係機関とも連携し推進してまいります。また、職員に対しましても、機会を利用して研修を実施したいと思います。 まんのう町における男女共同参画社会の実現にむけて、20年度から5年間の計画として「まんのう町男女共同参画プラン」を策定し、計画的に推進いたします。国際交流につきましては、昨年新しく「まんのう町国際交流協会」が設立され、この組織を核
--	------	---

	栗田町長	として国際交流を推進できるよう支援してまいります。 「誰もが安心して暮らせるまちづくり」でございます。 昨今、子どもの生活習慣病予備軍の増加、死亡原因の約6割、医療費や要介護の原因の約3割を生活習慣病が占めており、健康保険制度、介護保険制度にも大きな影響を与えています。20年度から実施される医療制度改革の中で、生活習慣病予防を総合的に推進していくこととし、医療保険者に、被保険者ならびに、被扶養者に対し、特定健診・特定保健指導が義務付けられました。 特定健診で、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、この該当者及び予備軍を減少させるための特定保健指導に要する者を的確に抽出するために行うものであり、特定保健指導は、メタボの要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、糖尿病等の生活習慣病を予防するために行うものです。 昨年度策定した健康増進計画・食育推進計画に基づき、子どものときからの食育の推進、健康診査受診率の向上と要指導・要医療者への生活習慣病改善の指導の充実を図っていくこととしています。 子育て支援事業として、従来の施策の充実を図っていきます。さらに、今年度から新規事業として、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や、養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供につなげ、子どもの虐待等の未然防止を図ることとしています。 介護保険関係につきましては、平成21年度から23年度の向こう3年間を見据えた、第4期介護保険事業計画の策定をします。今後のまんのう町における介護保険施設等の事業量枠の推計、保険料の決定を行います。 健康診査受診時において、生活機能評価を行い、特定高齢者の把握を行うとともに、65歳以上の高齢者に対して介護予防を実施し、介護保険料の逓減を目指します。 また、老人福祉関係につきましては、特別養護老人ホーム「やすらぎ荘」が、消防法の改正に伴い、入所者の安全を確保するため、スプリンクラーの設置が義務づけられることとなりました。また、近年の要介護者のニーズにより、短期入所1床を増築を計画いたします。 福祉保険行政関係につきましては、高齢者・障害者・乳幼児等のより一層の福祉向上に努めてまいります。また、国の医療制度改革による平成20年4月からの後期高齢者医療制度の円滑な運営に努めてまいります。 「誰もが安全・快適に住めるまちづくり」でございます。
--	------	--

	栗田町長	従来、仲南地区内で実施しておりました福祉タクシー助成事業のエリアを全町に拡大し、高齢者・身体障害者などの皆様の通院手段の充実をはかります。また、生活路線バスの維持、巡回バスの運行などを継続しておこなってまいります。 生活基盤の整備では、生活用水の安定した供給と、地震の耐震性を強化するため、20年度より4カ年計画で水道管路近代化推進事業により老朽管の敷設替えをおこない、全てを更新する予定です。 また、琴南炭所簡易水道事業において、18・19年度の2カ年で前の川地区の拡張事業を完了いたしました。関連して水量確保対策として、造田浄水場の機能回復が必要となり、取水設備工事を20年度より4カ年計画で実施したいと考えます。 合併浄化槽設置補助事業は、継続してまいります。市町設置型事業は、20年度を最終年度と考えております。 社会基盤の整備では、国道では、32号線満濃バイパス4車線化の早期全線開通、讃岐まんのう公園においては、健康広場ゾーンの整備等の推進を要望してまいります。また、県道では、自転車歩行者道の整備を中心に、交差点改良信号機・街灯の設置などを要望してまいります。 総合公園につきましては、平成20年度に完了し、全面供用開始を行います。 防災体制の強化につきましては、昨年防災マップを作成し、町内全戸に配布いたしました。非常用の、飲料水、毛布などの備蓄は序々に進めております。また、情報基盤整備事業の完成を受けて、屋外防災放送施設の設置の準備をすすめ、順次設置してまいります。 AEDは、昨年までに町本庁舎、支所、温泉施設、小中学校すべてに、設置致しました。20年度は、さらに公民館にも設置を予定しております。 「地域経済の活力を高めるまちづくり」であります。 中山間地域における農業生産の維持及び多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払制度を引き続き行ってまいります。また、アスパラ・ブロッコリーなどの園芸作物の生産性を高めるための支援もおこないます。自立農家育成のための農地の集積を図るため、一定以上の賃貸借の設定について補助金の交付をおこないます。 土地改良事業では、国営・県営各分野の事業推進に協力するとともに、地域に密着した、農道・水路等の改良にとりくみます。また、地域の共助を支援するために、土地改良施設改修の材料費の支給を行います。 災害の防止や水源の涵養など森林の公益的機能の維持増進のため、植栽・間伐・下刈など実施および支援を行ってまいります。 企業誘致のため、香川県と連携をとりながら「空き地・未利用地登録制度」などを活用し、企業誘致活動を行うとともに、町内企業訪問を積極的におこない連携を深めてまいります。また、就労相談をハローワークと協力して年4回実施する予定です。
--	------	--

日程第 5	栗田町長	新たにバイオマス事業への取組を検討してまいります。国においては「地域バイオマス利活用交付金」により事業支援を行っており、わが町の豊富な山林資源を利活用し、林業振興・雇用の創出・環境保全等への大きな効果の実現に向けて努力してまいります。 日帰り型から滞在型観光への移行方策を協議する組織を立ち上げ、21年度には、NPO法人の設立ができるよう努めてまいります。昨年8月から実施いたしました「商品券事業」は順調な伸びを示しており、引き続き購入拡大の推進を図ってまいります。 「健全で住民がつくるまちづくり」でございます。 事務・事業の見直しをすすめ事業の「選択と集中」に向けて効率化を高めてまいります。一方、自己財源確保のため、町税収納率向上のための徴収体制の強化を行ってまいります。 情報基盤整備事業の完成により公共ネットワークを整備し、また、GISシステムなどを利用し、情報を迅速かつ正確にとらえ事務の効率化を図ります。 住民自治の確立と支援につきましては、昨年設立されました、連合自治会を核として融和を図り、自治会長会を開催し、連携を深めてまいります。また、地域活動として、町内一斉清掃・自主防災訓練などの実施を予定いたしておりますので、ご協力をお願いいたします。住民との情報共有や参画機会の充実として、パブリックコメント制度の活用や各種計画作成への提言などをお願いし、協働・連携の推進を図ってまいります。 以上、平成20年度の施政の一端を申しあげました。大変厳しい状況の中ではありますが、「誰もが住みよい・住み続けたいまち」の実現に向けて、進んでまいります。議員各位・住民の皆様の一層のご支援、ご協力をお願い申し上げ、施政方針といたします。
	山西議長	施政方針を終わります。 日程第5 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。 総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。総務常任委員長 三好勝利君
	三好総務 常任委員長	総務常任委員会の委員長報告を行います。 去る2月19日午前9時30分より、第1委員会室におきまして委員7名、議長同席のもと執行部より、町長、副町長、総務課長、企画政策課長、商工観光課長、税務課長、会計管理者、琴南支所長、仲南支所長出席により総務常任委員会を開催いたしました。 議題につきましては、所管事務調査について、その他であります。栗田町長挨拶の後、所管事務調査にはいり、総務課長より、

三好総務 常任委員長	条例改正等３月定例会の提出案件の説明、また１月６日に消防団の出初式の実施の報告がありました。また、選挙関係では亀越池総代選挙は無投票になったとの報告がありました。 また、交通に関しては１１月５日、２０日、１２月５日に交通安全夜間指導を行いました。１月２日に仲南地区で死亡事故が発生した。火災に関しては１１月からの３ヵ月で２件の火災があった。 また、琴南郵便局の琴南支所内への移転は、４月１５日に施設が完成予定との報告がありました。 次に企画政策課長より、廃校舎利活用の懇談会を２月１日に琴南地区、２月５日と１２日に仲南地区で実施しました。 また廃校舎利活用の応募状況は、旧琴南東小学校ではグリーンファーム琴南、旧仲南北小学校では心身障害者小規模通所作業所「ねむ工房」と動植物展示館、旧仲南東小学校では株式会社社長峰製作所と知的・身体障害者活動事務所「仲南たけのこ会」、旧仲南西小学校では財団法人香川県建築士会中讃支部より貸部屋の要望及び竹の加工研究として民間事業者から申し出があり、今後、選定先は検討していくとの報告がありました。 また、情報基盤関係では、町全体で音声告知機の申込状況は約８２％であり、まだ約２０％が残っている。インターネットの申込状況は約２５％・多チャンネル放送の申込状況は約３２％との報告がありました。 委員より、廃校舎の申込の受付について、廃校舎の学校建設時の補助金について質問があり、執行部より、廃校舎の申込については聞き取りをし、実際の内容、公的、私的なものか判断をしながら行った。学校建設時の補助金については、補助金を受けて１０年たっていないものは補助金返還になる。それ以前のものについては残存価格を基金に積立てるとの報告がありました。 次に商工観光課長より、地域づくり観光資源活用講演会、観光協会の検討、空地・未利用地登録制度、就職面接会などの報告があり、委員より、観光協会の設立の趣旨、商工委員会の開催時期の質問があり、観光協会の設立の趣旨は行政としてＰＲの限界があり、今後は交流の町で体験型の観光をめざし１年かけて設立の協議をしたい。また商工委員会については商工計画、商品券の状況を見ながら４月に開催したいとのことでした。 次に税務課長より、確定申告が２月１８日から３月１７日まで支所を含めて行っている。また、４月から始まる後期高齢者の関係で国民健康保険税条例の一部改正を予定しているとの報告がありました。委員より、滞納については注意深く徴収するよう意見がありました。 次に琴南支所長より、どきどきフェスタイルミネーション、美合財産区１，２，３正副議長会、１，２月の積雪の除雪に出動の報告等がありました。委員より、風の丘団地の状況について質問があり、執行部より、３区画が残っているが１区画は３月末に売買の見込みであるとのことでした。
-----------------------	---

日程第 6	三好総務 常任委員長 山西議長 藤田教育 民生常任 委員長	次に仲南支所長より、仲南大学、中山地区宅地分譲で 2 件が交渉中であるとの報告等があり、午前 1 1 時 5 5 分委員会を閉会しました。以上で総務常任委員会の委員長報告を終わります。 これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 日程第 6 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。 教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長 藤田昌大君 教育民生常任委員会の委員長報告を行います。教育民生常任委員会については、1 月期人事異動に伴い委員の要望に基づき、去る 1 月 2 1 日午前 9 時 3 0 分より、第 1 委員会室におきまして委員 6 名、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、住民課長、環境保全課長、福祉保険課長、健康増進課長、教育次長、社会教育課長、琴南支所長出席により教育民生常任委員会を開催いたしました。 議題につきましては、所管事務調査について、その他であります。町長挨拶の後、所管事務調査にはいり、委員より、中核生きがい施設対策室長の後任の質問があり、執行部より対策室は生きがい施設の方向性を決めていく目的があった。今後は中讃広域行政で事務事業をするとの報告がありました。 住民課長より、個人情報扱っているので注意して行うとの報告がありました。委員より、総合案内で住民と一番最初に会うところなので、ノウハウを生かしてホームページの Q & A に載せてほしいとの質問があり、執行部より、検討しますとの回答がありました。 次に教育次長より、中学校の統合問題について 1 月 2 2 日～ 2 4 日にかけて 3 箇所懇談会を開催したとの報告があった。また設置義務者は町長であり、それに向けての住民のコンセンサス、調整は、方向は出しているとの報告がありました。 委員より、距離的な問題、地理的な条件、ちょうど境にいる。これは琴南地区として考えてほしい。住民としては学校教育 1 本でなく多角的に残したい。また、情操教育と競争教育、校区の見直し、分校などについて意見があり、質疑応答をしました。 次に福祉保険課長より、後期高齢者の保健証のカードを 3 月に発送し、また納付書も順次送るとの報告がありました。 次に健康増進課長より C 型肝炎ウイルスについて、心配があれば保健所へ問い合わせてもらいたいとの説明があり、1 2 時 5 分委員会を閉会しました
--------------	---	---

藤田教育 民生常任 委員長	続きまして、去る２月２０日午前９時３０分より、第１委員会室におきまして委員６名、執行部より、町長、教育長、総務課長、住民課長、環境保全課長、福祉保険課長、健康増進課長、教育次長、社会教育課長、琴南支所長出席により教育民生常任委員会を開催いたしました。 議題につきましては、所管事務調査について、その他であります。町長挨拶の後、所管事務調査にはいり、琴南支所長より、内科診療所、歯科診療所の報告があり、内科診療所については約３０００万円強の黒字、歯科診療所については約１，１８０万円の赤字になっており、一般会計から約６００万円前後の補填を予定している。また、内科の先生がこの４月に交代になるとの報告がありました。委員より、歯科診療所の赤字についての改善策との質問があり、執行部より、先生の経営努力もあるが住民が地区外への歯科へ行っている。意識の改革をお願いしたいとの報告がありました。 次に住民課長より、住民異動届集計表、人口・世帯数月別集計表、総合受付窓口案内内容の説明がありました。委員より世帯数が増えている理由について質問があり、執行部より、住基ではなく国勢調査の数字が出ている。世帯分離で、１つの世帯が２世帯になっている場合もあるとの報告がありました。 次に環境保全課より、環境啓発用ポスターの作成、環境ボランティアの募集、ごみ収集計画等についての説明がありました。 委員より、廃食油の回収について公共施設だけの回収のようだが公共施設に容器を設置すれば一般の方も持ってくるのではないかとの質問があり、執行部より今後検討するとのことでした。委員より、汲み取り料の口座振替周知について汲み取り時に用紙を渡してはどうかとの質問があり、執行部より検討をするとのことでした。委員より、環境ボランティアと環境委員との整合性についての質問があり、執行部より、横のつながりができる方法を考えて行きたいとの回答がありました。委員より、葬祭業務の祭壇の組立、解体を満濃地区も委託すればとの質問があり、執行部より、用具を大切にするという面からも人材を探したいとの回答がありました。委員より、ごみ収集・し尿汲み取りで直営、委託、３地区で異なっている。いつ頃統一するのかとの質問があり、執行部より、ごみの収集、し尿収集の体制を検討して行きたいとの報告がありました。 次に福祉保険課長より、医療制度改革、福祉医療制度、各種団体への主な補助金についての報告がありました。委員より、国保については後期高齢者医療制度創設に伴って税率改正があるのかという質問があり、執行部より税率は上がる予定、総額は変わらないが中身が変わるとの回答がありました。委員より、老人保健はどうなるのかとの質問があり、執行部より、老人保健制度はなくなるが、予算は残るとの報告がありました。委員より、葬祭費はどうなるのかとの質問があり、執行部より、これは国保加入者の葬祭料であり、火葬場使用料とはちがう。後期高齢では５万円になる。後期高齢は香川県で一つであり県下の整合性をとるためとのことでした。
------------------------------	--

藤田教育 民生常任 委員長	次に健康増進課長より、平成20年度の町の健診、制度改革に伴う住民対応については出来るだけ今までどおりを基本に考えている。また第4期介護保険事業計画の策定について、各種団体への補助金についての説明がありました。委員より、国保でメタボの方が減らないと補助金が減るのかとの質問があり、執行部より平成20年健診、平成24年までに何%の減にならないと支援金に影響するとのことでありました。
	次に教育次長より、平成20年度として、長炭小学校耐震工事、中学校統合、給食調理場、学習指導要領の改訂等の説明がありました。委員より、琴南地区の教育懇談会開催後、1ヶ月になるけど情報公開遅い、今後の予定及び1ヶ月かかっている理由との質問があり、執行部より、テープ起こしを慎重に対応、問題点を洗い出しており、3月の広報発送時に、別刷りで懇談会概要版を作成し配布予定。また、教育懇談会の会議録は教育委員会、琴南支所などにおく予定との回答がありました。
	次に社会教育課長より、森のコンサート、社会教育委員会、文化祭反省会、文化祭展示団体反省会、各種団体への補助金などの報告がありました。委員より、森のコンサートについて去年の予算委員会で予算減額のため東京フィルは呼べないと思っていたが、今年も呼んでいるがどのようになったのかとの質問があり、執行部より、国の委託事業と併せ実施できるようになったとの回答がありました。
山西議長	その他、事務調査を行い午後5時40分委員会を閉会しました。以上で教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。 これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑はありませんか。
谷森議員	谷森哲雄君
谷森議員	委員長に1点だけお尋ねいたしますが、森のコンサートについて住民の反応いうんですか、多分いい評価を得ていると思うんですが委員長の見解はいかがですか。
藤田教育 民生常任 委員長	個人見解でよろしいんですか。個人見解で大好きでございまして出来ましたら昨年並みですね、東京フィルのフルメンバーを呼んでいただきたいと。やっぱり、私今度のオープニングのスッペの軽騎兵、その迫力がものすごく弱かったなあ、折角あるんやったらやってほしいなあと思いました。まあ個人見解はそれぐらいにしまして、やはり教育民生常任委員会としてはあの町長の所信表明にありますとおり、やっぱり文化の振興というのは非常に難しくて対費用効果はどうなのかというのがありますが、町の文化イメージが非常に高まるという意味で、そしてまた仲南地区が折角作ったあのホールをですね、どう活用していくかというのは、やはり新まんのう町としてもっともっと考えていくべきでないかなあと思っています。中途半端といえば中途半端でありますけれども、まんのう町、新しいまんのう町にとってはですね、すばらしい文化施設だろうと思っています。ですから教育民生常

日程第 7	藤田教育 民生常任 委員長	任委員会しても委員と相談しながらですね、もっとすばらしいかつ、利活用ができるように是非音楽的な取組についてはですね、 していただきたいと、時期もですね、ちょっと雪が降りまして今年は若干日曜日が少なかったようでありまして、土曜日については雪で途中できよった人が帰ったような状況も聞きました。そういう意味では是非満濃中学校の生徒のですね、音楽が日曜日に聞けなかったのが残念なんでありましてけれども、やっぱり満濃中学校のブラスバンド部の演奏を聞く機会とかですね、いろんな部分するために森のコンサートは一つの起爆剤でないかなあと、委員長個人としては思っていますし多分教育民生常任委員会もですね、予算は是非確保してほしいという要望がありますのでそういう方向だろうと思っています。以上であります。
	山西議長	これをもって教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑はありませんか。 これをもって質疑を終了いたします。 議場の時計で 11 時 5 分まで休憩いたします。 休憩 10 時 50 分 再開 11 時 5 分 休憩を戻して会議を再開いたします。 日程第 7 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。 建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 高尾幸男君 建設経済常任委員会の委員長報告を行います。去る 2 月 1 日午前 9 時より、第 1 委員会室におきまして委員 7 名、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、総務課長、農林課長、建設課長、土地改良課長、水道課長、環境保全課長、出席により建設経済常任委員会を開催いたしました。 議題につきましては、所管事務調査であります。栗田町長挨拶の後、所管事務調査にはいり、町内 3 か所の産直市について、経営体は異なりますが、町内農産物の販売ということで農林課長より概要について説明があり、琴南産直市、仲南産直市、満濃地区の夢ハウスにおいて現地調査を行いました。委員から農家の支払う手数料、仲南における出張販売先、町外からの農産物の対応など質疑があり、農家の手数料については琴南が 15%、仲南が 13%、夢ハウスが 15%、仲南の出張販売は坂出・高松のサティ、マルナカ善通寺店など、町外からの農産物については、時期により不足するものは入れたが、町内産と競合しないように注意する。 また、委員より市場調査や農産物の出荷要請など農家との連携を密にして農家の経営安定につなげてもらいたいとの意見があり、午後 2 時 40 分委員会を閉会しました。 次に、去る 2 月 21 日午前 9 時 30 分より、第 1 委員会室におきまして委員 6 名、議長同席のもと、執行部より、町長、総務課

高尾建設 経済常任 委員長	長、農林課長、建設課長、土地改良課長、水道課長、環境保全課長、出席により建設経済常任委員会を開催いたしました。 議題につきましては、所管事務調査、その他であります。栗田町長挨拶の後、所管事務調査にはいり、各課からの報告、また満濃池周辺整備、総合公園の工事状況について現地調査を行いました。 農林課関係について、課長より農業委員会定例会の開催状況の報告。農業関係として水稻の生産調整について平成 19 年度の実績と平成 20 年度の需要量に関する情報として、まんのう町では5, 209. 9トン、面積で1, 078. 7ヘクタールである。 また、有害鳥獣被害対策実績などの報告。 林業関係として、町有林管理事業除間伐4ヘクタール、松くい虫防除事業樹幹注入を258本実施したとの報告。 地籍調査については、吉野地区の一筆地調査について県の検査があった報告がありました。 委員より、鳥獣被害対策、生産調整のJAと行政の一体性などについて質疑があり、執行部より、鳥獣被害対策は国営公園でも対策を講じており、イノシシの狩猟は許可を持った者がしている。被害件数、金額については分かり次第報告する。生産調整については、JAと行政が一体となって進めていくとのことでありました。 建設課関係について課長より、工事関係について報告があり、林務関係では、笠形線開設工事の法面保護工、及び塩入三野線改良工事を残し他の今年度工事は完了。また土木関係も、今年度工事は完了。都市計画関係として満濃池周辺整備が、80から90パーセントの進捗。総合公園も、休憩所を除き、80から90パーセントの進捗であるとの報告がありました。 委員から、満濃池遊歩道の法面保護、生物に配慮した工法、工事の分割理由。今後の総合公園整備などについて質疑があり、執行部より、法面保護について下部は自然石、上部はネット張りである。生物に配慮した工法としては、河川であれば漁礁ブロックがあるが、池の場合堤体のため、していない状況であり、国営公園と同様の工法である。また、工事の分割については、工事個所が池の護岸部分で貯水と工期の関係で分割した。総合公園については最小限での整備を考えており、細部については検討するとのことでありました。 土地改良課関係について課長より、町事業主体の単県農道改修工事、及び県営事業の進捗などについて報告がありました。 委員から、県営事業の防火水槽、椿谷地区ほ場整備などについて質疑があり、防火水槽については今年度、真鈴ほか6か所の施工。椿谷地区ほ場整備については、水利統合、パイプ配管、ポンプアップ設備が含まれている関係で事業費が大きくなっているとのことでありました。 水道課関係について課長より、琴南地区簡易水道前の川地区工事の進捗が40パーセントなど工事の進捗状況。仲南地区水源の貯水率の低下により木こく池から50日間取水した。満濃池の状況については1月24日の天川からの取水、及び2月の降雨や雪
------------------------------	---

日程第 9	川原水資源 対策特別 委員長 山西議長	おいては 1 月 2 日 4 日より 1 月 2 日 4 日まで木こく池より 1 日あたり 1、3 5 0 トン、5 0 日間を取水した。1 月 2 日 4 日の河川の増水により 1 月 2 日 5 日以降満水になった。 1 月 2 日 4 日現在の満濃池の貯水量は約 6 7 6 万 1 千トンで貯水率 4 3. 9 %、2 日 4 日の土器川の増水により、天川導水より約 2 3 万 6 千トン取水したため 4 5. 4 4 %となった。2 月 2 日 0 日現在においては降雨、雪解け水等により約 7 3 6 万 2 千トン貯水率 4 7. 8 %となっている。前年同期は約 9 5 5 万 3 千トン貯水率 6 2. 0 %で昨年より約 1 4 %の減少になっている。 2 0 年度の取組として、琴南炭所簡易水道事業について、造田浄水場へ水量確保対策事業の実施予定。旧吉野小学校の井戸からの高屋原浄水場までの配管。新たに井戸の調査、旧四条・高篠簡水地区の水源確保等の調査を計画しているとのことでした。 次に、土地改良課長より、2 月 2 日 0 日現在の町内各ため池の貯水率の報告、1 月 1 日 6 日には満濃池用水に係る渇水調整打合せ会が開催され、満濃池用水に関係する行政機関、土地改良区等が集まり、協議会及び調整会議発足に向けた話し合いを行ったとの報告がありました。 委員より、吉野下は水が辛いので新たな水源の確保が必要である。また、水道渇水対策事業として取組もうとしている新たな水源で、水の確保は出来るのかという質問があり、執行部より、満濃池から 1 日 2、6 8 0 トンの取水であるが、渇水のおりには危ぶまれるため、四条・吉野下でも新たな水源を考えて行きたいとのことでありました。 また、委員より、土器川から満濃池への取水は条件を満たす必要があり、単純に割切れるものではない。また、執行部より、保水能力を高める森林整備を図りながら、今後の満濃池用水渇水調整協議会の状況を見ながら検討していきたいとのことでした。 また、ダム建設についても、知事とのトップ会談の時に、県へ要望しているとのことでした。 今後も委員会として、土器川水系、財田川水系（仮称 塩入ダム）の建設に向けて、また、森林保護に関して県へ要望など進めていき、長期的にわたり安心できる水確保のため調査研究していくこととし、午前 1 1 時 2 5 分委員会を閉会しました。 以上で水資源対策特別委員会の委員長報告を終わります。 これをもって水資源対策特別委員会の委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑はありませんか。 （なし） 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 日程第 9 満濃池周辺整備促進調査特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。
--------------	---	--

	山西議長 白川年男 満濃池周辺 整備促進調 査特別委員 長	満濃池周辺整備促進調査特別委員会の委員長報告の委員長の報告を求めます。 満濃池周辺整備促進調査特別委員会 委員長 白川年男君 満濃池周辺整備促進調査特別委員会より報告いたします。満濃池周辺整備促進調査特別委員会を去る1月16日午前9時30分より、第1委員会室におきまして委員6名、議長同席のもと執行部より、町長、副町長、総務課長、建設課長、企画政策課長、商工観光課長の出席により委員会を開催いたしました。 議題につきましては、周辺整備についてであります。町長挨拶の後、執行部より満濃池周辺整備計画に基づき、前期5年、後期5年で計画しており、平成19年度工事については、国営公園事業として完了している。町工事の2工区もその時点では40%の進捗率であるとの報告がありました。 委員より、町道かりん線は幅員5mの確保は可能かと質問があり、執行部より、地権者からの同意はいただいている。あとは工事の工法の検討との報告がありました。また、ほたる見公園よりかりん会館までの道を優先してできないかとの質問があり、執行部より、この件については地権者と問題もあり今のところ中断している。今後は地権者の方と十分相談して対処していくとのことでした。 そして、委員会として今後、満濃池周辺整備を短期5ヶ年計画で逐次実施していく運びとなっております。 そのため、特別委員会の当初の設置目的は達成されましたので、これをもってこの委員会は終了し、今後、この事業については建設経済常任委員会の所管として引き続いて進行していくとのことで、午前10時55分委員会を閉会いたしました。 以上で満濃池周辺整備促進調査特別委員会の委員長報告を終わります。 山西議長 加地議員 これをもって満濃池周辺整備促進調査特別委員会の委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑はありませんか。 加地禎君 今、委員会の状況など報告されましたが、次の日程第10で出てきます、これにつきまして委員長報告の中に触れてないんですが、どんなんですか。これ今委員長報告したんですが、この中に次出てくる特別委員会はもう何するということをやとらんのですが、どんなんですかな。次、議題で出てきた場合委員長報告の中で漏れとるでしょう。はっきりそれいかなんだら日程の10にだせんと思うんですが。 山西議長 白川年男委員長 白川年男君 まああの、この特別委員会というのは短期のものであるので当初の目的は達成せられたと、そういう各ほとんどの委員の意見で
--	---	--

	白川年男委員長 議長 松下議員 山西議長 白川年男 満濃池周辺 整備委員長 山西議長 川原議員 山西議長 加地議員	ありまして、多数決がいいのかどうか、そのへんは十分私もわかりませんが、そういう中で特別委員会の報告は、特別委員会は一応終了させるとそういうことで意見の一致をみました。 松下一美君 14番です。ただ今の委員長の報告では、周辺対策特別委員会というものは廃止ということでございますけど、ご承知のように満濃池はやはり1300年の歴史をもち1540万トンと日本一のため池でもあり、堤防からの眺めにいたしましても素晴らしいものでありまして、まんのう町の貴重な財産と思っております。そしてまた、こういう観点から住民のアンケート等によりまして、満濃池の周辺をはかる場合においては、国営公園、そしてまた満濃町土地改良とかと十分な協議をされて整備をされるようにということは望まれております。そういう中でやはり公園と、そしてまた策定委員会の中でも国営公園、そしてまたまんのう町土地改良、そしてまた各旧琴南、仲南町の総務課長さん、そしてまた、香川大学の教授等そういう中で進められてきて、まちづくり交付金とも絡みがありまして18年度から実施計画及び19年度でやっとスタートした段階であります。そういう中で私は廃止というのがちょっと分かりかねるのでありますけど、そこらへんについてを委員長の経過についてお聞きしたらと思います。 白川年男君 まあ、確かに17年ぐらいから色々調査研究でコンサル等もはいつて先々こういうふうにして行くと、そういうかたちになってまあまあ、当初の目的が達したとそういう特別委員会の委員のほとんどの委員の意見の一致で、先々さらにこういうことで委員会等も必要であれば立ち上げていくべきでないかとそういう意見がございました。以上です。 川原茂行君 18番。ただ今先ほどの委員長報告の中でですね、特別委員会としては当初の目的を達成したからこれで終了するとこういう委員会の委員長報告であったと私は認識いたしておりますのでこれでいいんじゃないかと思っております。結果も出ておりますので委員長の発言を尊重したいとこのように思っておりますのでお願いいたします。 加地禎君 満濃池周辺整備促進調査特別委員会これ、今日議題に委員会で全員の委員が協議いたした結果委員長報告で今せられました。そしてこれを廃止するのにつきましても日程第10で出ておるわけですが、あえて私反対はいたしませんけれどもこの特別委員会設置する経緯、内容等については委員会の皆さんは知っておいでるんだろうか、当初は作っておおかた20年になるんですわ、これは何か、国営公園の誘致から始まっとなです。そしてまんのう国営公園の名付けまで我々特別委員会で決めてまんのうという項目を入れてくれということで国の建設、国営公園の公園事務所所長、この委員会には何回とすべて出席していただいてまん
--	---	--

日程第 10	加地議員 山西議長 川原議員 山西議長	のうという名前が入ったわけです。そして事務所がない時には四条小学校の校舎の古い壊さない音楽室と図書室を残しておりましたが、そこへ国営まんのう公園の事務所を所長以下数名の職員で何年か過ごしたわけでございます。今の事務所が出来るまでに、そして周辺整備というこの部分についてはまんのう池の西側には県の森林公園、これにつきましては天皇、皇后をお迎えして緑の日に植樹祭を皇太子殿下を呼んでやったわけです。それもこの特別委員会が主となって協議した。そしてさらにまた詳しく申し上げますと国営公園誘致に伴いまして、沖縄、東京の国立森林公園の先進地を議会全員で視察、研究にも行った例があります。それは主としてこの特別委員会が主であったわけです。それにはかりん会館がたっておりますけれども、そのかりん会館はふるさと創生事業で全国に1億円ばらまいたその満濃町の1億円をいかして今のかりん会館をたてたわけです。それと伴いましてあそこへまんのう公園というのを作りました。それから、満濃池の下にはほたる見公園というのも公園をつくりました。これもやはり満濃池周辺整備特別委員会のもとにこういうことを進めてまいったんですが、まあ色々これからも、今松下議員がおっしゃいましたように、これから世界遺産に出るかというようなことも、ちらほら森町長の時にも謳っておりましたけれども、今ちょっとそういうことが出ていないわけでございますけれども合併してから、今私たちが歩んで力一杯やってきたことが合併してこういうことがなくなるというのは非常にさみしいものでございまして、まあそういうことであえて反対はいたしませんけれども、この特別委員会というのは幅広い意味をもってやってきたわけでございます。そういう点をまあ、私余談になりましたけれども私が申し上げてこのことにつきましては私は反対はいたしませんけれども、なんかさびしい思いがいたしますので申し上げたわけでございます。以上です。 川原茂行君 私、先ほども申し上げましたように委員長報告に対する質疑のあり方、これは経過と結果の質問でございます。委員長の報告の中で当初の目的は達成しました。だからこれからは建設課の方で推進していただきたいと申し上げておるので結果がでておりますので、委員長の報告を重視、尊重してこれを進行してください。議事を。 これをもって質疑を終了いたします。 日程第10 満濃池周辺整備促進調査特別委員会の廃止についての件を議題と致します。 先ほどの委員長報告で特別委員会の設置目的は達成されたので、これをもって特別委員会における調査研究を終了するとのことでありますので満濃池周辺整備促進調査特別委員会を廃止することにご異議ありませんか。 (なし) 三好勝利君
---------------	--	---

日程第 11	三好議員	先ほどから、論議がなされておりますけど当初の目的が達成できたそれは十分わかります。・・・
	山西議長	三好議員にお願いします。質疑が議題外でございますので質疑は範囲を超えておるので質疑は受けられませんのでひとつご理解をお願いしたと思います。
	三好議員	廃止について意見をいうのはいかなの。
	山西議長	異議があるかないかなんで。
	三好議員	廃止に対して異議があるんで今異議の内容をいよんで、それを認めるか、認めんかはあとの結果。
	山西議長	三好議員に申し上げます。起立の採決で採決をさせていただきます。
	三好議員	そしたら理由を聞かんわけやな。
		委員長報告で終わつとるから。
		(採決を取ったら)
	山西議長	これより、満濃池周辺整備促進調査特別委員会の廃止についての件は起立により採決いたします。 廃止することに賛成の諸君の起立を求めます。 起立多数であります。 よって、満濃池周辺整備促進調査特別委員会は廃止することに決定しました。 (廃止するんやったら意見を聞いてやれや・・・)
	三好議員	議長 休憩、休憩をお願いします。 (議事進行)
	山西議長	時間が 1 1 時 4 0 分ですきん昼食の時間がきよんで。
	三好議員	えーとさきほど
	山西議長	1 2 時がきよんで続行します。
		日程第 1 1 議案第 1 号 工事請負変更契約の締結について
	三好議員	何をいよんな、時間がきとるきん進行する、そなんん会期が 2 6 日までであるでしょうが。1 2 時きよんで審議をあれせないかん のはないでしょうが。今日 1 日かかって、2 6 日まで会期を取つとんだからいけるでしょうが。1 2 時がきとるから議事進行する。 そういう言い方はないでしょうが。2 6 日まで会期を取つとんでしょうが。

	山西議長 栗田町長 山西議長	平成１８年度まんのう町情報基盤整備事業光伝送路整備工事を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 ただ今上程されました、議案第１号 工事請負変更契約の締結について（平成１８年度まんのう町情報基盤整備事業光伝送路整備工事）を説明いたします。本案は去る８月の臨時会におきましてご議決をいただき株式会社四電工香川支店が施工いたしております。平成１８年度まんのう町情報基盤整備事業 光伝送路整備工事につきまして光電変換装置の引き込み戸数の減、当初設計は７，２９２戸から６，２５０戸に減少いたしました。これに伴い契約金額を当初の金額８６９，１９０，０００円から３１，４８０，０５０円を減額し、８３７，７０９，９５０円に変更いたしたく提案するものでございます。よろしくご審議のうえご決定賜りますようお願い申し上げ提案理由の説明といたします。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 質疑はありませんか。 （なし） 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 お諮りします。 ただ今議題となっております、議案第１号は会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 （なし） 異議なしと認めます。 よって議案第１号は、委員会の付託を省略することに決定しました。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 （なし） 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。
--	-------------------------------------	---

日程第 12	山西議長	これより議案第 1 号 工事請負変更契約の締結について（平成 1 8 年度まんのう町 情報基盤整備事業光伝送路整備工事）を採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 （なし） 異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。 日程第 1 2 議案第 2 号 工事請負変更契約の締結について（平成 1 8 年度まんのう町 情報基盤整備事業センター設備整備工事）を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 ただ今上程されました 議案第 2 号 工事請負変更契約の締結について（平成 1 8 年度まんのう町 情報基盤整備事業センター設備整備工事）を説明いたします。本案は去る 8 月の臨時会においてご議決いただき三菱電気株式会社四国支社が施工いたしております。平成 1 8 年度まんのう町情報基盤整備事業センター設備整備工事につきまして、議案第 1 号の変更理由であります光電変換装置の引き込み戸数の減に伴う光電変換装置の減により契約金額を当初の金額 3 9 6, 9 0 0, 0 0 0 円から 1 2, 7 4 5, 9 5 0 円を減額し 3 8 4, 1 5 4, 0 5 0 円に変更いたしたく提案するものでございます。よろしくご審議のうえご決定賜りますようお願い申し上げ提案理由の説明といたします。 山西議長 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 質疑はありませんか。 （なし） 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 お諮りします。 ただ今議題となっております、議案第 2 号は会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 （なし）
---------------	-------------	---

	小亀議員	2 番小亀です。今の議案につきましてちょっと質疑をお願いしたいと思います。今町長からの説明で写真データとベクトルデータの整合性が取れないためにこの際修正しようということにお聞きしたのであるんですが、これまで過去に例えば農用地とか農道変更というのはもちろん行ってきたわけであると思うんですが、その業務が終わった時に実はそれらの図面データというのはその都度、改変というのか直しておかなければならなかったのに、それを直さなかったがために今になって修正をしなければならないということではないのでしょうか。言ってみればこれまでの業務の中でやってなければならなかったことが出来てなかったがために、今回こういう費用をもってしなければならなかったことではないかどうか。それについてお答えいただけたらと思います。担当課長の方がよろしいでしょうか。よろしくお願いします。
	山西議長 小野建設課長	建設課長 小野隆君 今、小亀議員さんの質問でございましたとおり、あとで町道の新規路線認定ですか、それとか変更・廃止が出来ますがこれとも関連しております。議員さんがおっしゃられるとおり本来であればですね、例えばほ場整備地域で換地処分完了しておった時点ですね、その時に町道にすべきは、町道にすべき、元々農道のところは農道にすべきということで換地図に合わせたような作業をするのが本当でございまして、それがもうほとんど旧満濃の区域におきましてはそのままになっておったというのが実情でございます。そんなことで今回、折角 GIS の関係でですね、補助金もいただいて整備が出来るというようなことで、これに載せさせていただいて今からの活用に十分役立てていきたいと思ってですね、まあ今回変更をかけたということでございます。どうぞよろしくお願いします。
	山西議長 小亀議員	小亀重喜君 すいません。率直に正確にお答えいただきましてありがとうございます。もちろん業務というのは不備があって当然、一生懸命がんばっても不備というものは出るもんだと思います。ただまあ、今回あの額にしましたらかなりの巨額になっております。これをやはり日々きちんと仕事というか、あとしまいをしておりましたらここまでの巨額にならなかったんじゃないかなあ、ということがありますので、今回出来てなかったからお金をかけてやろうという短絡的なことではなくて十分反省の方を各担当課だけでなく、是非考えていただきたいなあと思いますのが一つです。あと一点はいわゆる職員レベルのやっておかなければならなかったことなのか、もうちょっと詳しくなってしまうんですが、例えば委託先、図面とかを直していただかないかんとところへ委託していたのにそこがやってなかったと言うことでしたら、委託業者の怠慢ということもひょっとしたらあるのかなあと思いまして、ひつこいですがそのあたりもちょっと今お聞かせいただけたらと思います。よろしくお願いします。
	山西議長	建設課長 小野隆君

	小野建設課長	今の小亀議員さんの再質問でございますが、本来であれば担当がその場でわかることでございます。担当の方が支持をですね、例えば換地土にちゃんとそういう作業を最後まで作業をもらうために、そのデータをもらうために指導しておればある程度は防げたかなあという気はしております。今後におきましてはこういうことのないようにですね、ある時期がくれば農道といえども、町道に編入するというような作業も一部にはございます。例えば補助金の関係ですね、補助金の適化法の関係につきましては、例えば7年間は幹線道路につきましてでも農道事業でやれば、町道にも中々編入がむずかしいとか、色々な諸問題がございますが、基本的にはその都度その都度ですね、ちゃんと目を配らしてですね、担当の方がやっぱり委託先にも指導するなりすれば問題が防げると思っておりますので今後はそういうことがないように気をつけて行きたいと思っております。
	山西議長 小亀議員	小亀重喜君 最後聞きたいのは、結局あのこれ五星さん共同体の方で受けられとんですが、非常に五星さんのお名前をこのあたりで特定の会社しかございませんので、非常に業務の方がそこへ行っているかと思えます。要はお聞きしたいのは本来、五星さんをお願いした業務の中で、まあゆうてみたら委託先である五星さんがせないかんのにやってないのに、今回二重にそれを訂正するがためのような増額になってはないかということを知りたいんです。それについては別に特定の五星さんがどうということないんですが、委託先に対して二重の指示というか、かさ上げ発注みたいなことになってないかということをお聞かせしたいんですがお願いします。
	山西議長 小野建設課長	建設課長 小野隆君 今の小亀議員のご質問ですが、まあそういうことはまったくございません。たまたま今回ですね、合併してから入札で今町道台帳も五星がとっておりますが、基本的には町の担当の方が区域を提示し、この台帳を整備するためにその材料いうんですか、元の基本のやつは町が提示するものであってですね、それによって業者がそれに台帳に載せていくという、今まではペーパーだったんですが、今回からは GIS というかたちだけで、基本的にはやはり我々が怠慢であったということしかございません。以上です。
	山西議長 川原議員	川原茂行君 18番 小亀議員の延長線上になろうかと思いますが、私は一般質問でもですね、こういう問題が起こりうる可能性があるとし上げて町長に質問したのに一般職でなくて専門職を、まあ技能職っていいんですが専門的な分野にわけてもらえないかと、これはたびたび申し上げておる。こういうことは必ずやおきますよ。あとでも。可能性としてあるんです。でも職員がなんぼがんばってもその能力以上のものになってきたらわからないところもあるんです。けどもこれ本来おかしんです。私はおかしいと思とんです。だから、そこを見分けるだけの職員の専門的な知識を養っていただかないと、このケースだけでなくまた、別のケースがおきま

川原議員	すよ。だからこれ一つ町長さん以下執行部方ねえ、これを一つの大きな課題として取り上げていただいて、あるいはいろんな分野において専門的な職員を養成してください。そうでないとこれ誤解を招く、今課長さんが言われたのが私は信頼しておりますけれども我々としては誤解を招く要素になる。これを申し上げておいたらと思います。以上です。
山西議長 栗田町長	町長 栗田隆義君 今、川原議員さんの質問にお答えいたします。今回のことにつきましては過去の職員の業務怠慢というようなそしりも免れないと思います。まあ今後こういうことがないように十分注意をし、なおかつ職員のレベルアップ、専門性を身に着けることにも今後努力をしてまいりますのでどうぞよろしくお願いいたします。
山西議長 本屋敷議員	本屋敷崇君 質問する予定であったことは、小亀議員の方から出たんですけどもあとちょっと日程的なことなんですけれども、あとの方です、ね、道路、町道認定の方がいくつか先ほども言われよりましたけど出てきますけれども、今回 GIS の補正が通ったとしてもです、ね、この認定をうちの委員会の方に付託してそのあとに町道とするとなった場合に、今やっとなる業務と差し当たりはないのかどうかの質問をさしていただきたいと思います。
山西議長 小野建設課長	建設課長 小野隆君 今、本屋敷議員さんのご質問でございますが、日程的なことだと思っております。今の議案、あとで出てきます議案の中です、ね、認定、変更、廃止につきましてはそれぞれ元々原因が発覚した時点です、ね、ペーパー上ではデータを持っております。まあそういうことから即、今回の作業に対応できるものと確信しておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。
山西議長 本屋敷議員	本屋敷崇君 ということはですけども、これが26日に終わるんですけども26日以降の、これ18年度予算ですから繰越が出来ませんからあと5日間です、ね、してしまわなければいけないというかたちになるんですけども、本来なら専決処分を出してきても良かったような問題かなとは思いますが、そこらへんの日程だけですけども、細かいことを言うようですがそのへんはだいじょうぶかだけお願いします。
山西議長 齋部企画 政策課長	企画政策課長 齋部正典君 本屋敷議員さんの再質問にお答えいたします。日程的な件でございますが、専決処分等のお話も出ておりましたがこの GIS につきましては、航空写真、またレイヤー等の整備を行ってです、ね、それでまあ地図上に載せた段階で整備が出来ていないというのがあったということでございます。よって早めの手続きが取れなかったということでございます。また、それに合わせて今回デ

	齋部企画 政策課長 山西議長	デジタル処理をやっております関係上、事務手続上は早急に手続が取れるということでお聞きをしております。よって工期内の竣工が可能というふうに考えております。よろしくお願い申し上げます。 他に質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 お諮りします。 ただ今議題となっております、議案第３号は会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって議案第３号は、委員会の付託を省略することに決定しました。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより議案第３号 業務委託変更契約の締結について（平成１８年度まんのう町 統合型 GIS データ整備業務）を採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。 議場の時計で１３時まで休憩をいたします。 休憩 １２時 ５分
--	-------------------------------	--

日程第 1 4	山西議長 栗田町長 山西議長 本屋敷議員	休憩を戻して会議を再開いたします。 再開 1 3 時 0 0 分 日程第 1 4 議案第 4 号 まんのう町総合計画の承認についてを議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 ただ今上程されました議案第 4 号 総合計画につきまして提案理由の説明申し上げます。本総合計画は、地方自治法第 2 条第 4 項の定めにより、市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。の指定を受け策定するものであります。 策定に当たり、住民アンケートを実施し、まちづくり委員会の提言を受けて、策定委員会のヒヤリングを取りまとめた素案を総合計画審議会で審査、答申いただいた本計画を再精査の上、上程させていただくものであります。これは、3 町合併時に策定しました新町建設計画を踏襲しながら、時代の動きを敏感に捉え、住民と行政の協働によるまちづくりの今後 1 0 年間の指針となるものを目指しています。 基本構想では平成 2 9 年の目標人口を 1 7, 0 0 0 人としています。この目標値は平成 1 7 年の国勢調査から今の経済状況等が続くとした場合の推計人口が 1 6, 6 7 2 人の予定を、若者の流出の防止及び移住施策を重点的に進めることにより減少率に歯止めをかけ、推計人口に約 3 0 0 人の上乗せを計画するものであります。 多くの施策の中で、何に重点に置くかについては、シンボルプロジェクトとして、こどもや若者を中心とした施策、健康で安心して地域で暮らすための施策、地域の活性化を図る施策、を 3 本として重点をおく計画となっています。 なお、資料として基本計画を添えておりますが、これは分野別の計画として様々な分野を網羅したものであります。よろしく、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 質疑はありませんか。 本屋敷崇君 二点ほど質問させていただきます。まずですが、この総合計画ですが 3 ページから、3 ページにあります計画の期間が平成 2 0 年から平成 2 9 年となっておりますが、本来ですね、今回この 3 月議会で出てきている平成 2 0 年度の予算は新町建設計画によって作成された予算であると思います。よってうちの町の当初予算という考え方でいけばですね、今年 1 年度は総合計画ではなく、新町建設計画によって執り行われるものだとは僕は考えますが、その中で総合計画は 2 0 年からとなっておりますがやはり予算に反
----------------	--	--

	本屋敷議員 山西議長 齋部企画 政策課長 山西議長 本屋敷議員	映されてからの方が、でないとおかしいのではないかと、つじつまがあわないのではないかとということで、これ21年度から30年度にするべきではないかと思いますがそのところはどう思うか。とですね。9月議会において、僕の方で実施計画の方は提出していただけるのですかという話をさせていただいた時に、当然総合計画は積上げである。実施計画は提出しますという意見だったと思うんですが、今回実施計画が資料として出されていないのはなぜか。を少しお聞かせいただいたらと思います。 企画政策課長 齋部正典君 本屋敷議員さんのご質問にお答えいたします。今回の総合計画は20年から29年の計画であるという中で、この20年度自体当初予算上げているわけですが、これは新町建設計画に基づいて今作られている。今現在、このように審査している中でそれは総合計画が20年度からというのがおかしいのではないかとということだと思います。これにおきましては、あくまでも総合計画は10年間の大局的な意見で構想として10年間を網羅しております。よって勿論20年度の予算を組むに当たっては新町建設計画に準じて予算措置はしておりますが、その中でそういうのも網羅しながらこの20年度の総合計画、20年も含めての総合計画を作成してございます。その中の基本計画、先ほど言われましたが実施計画等の話でございますが、それも詳細を積上げながらこの全体の構想を作っております。よって1年、1年の単年で見ますとあくまでも合併して2年目でございます。あくまでも単年度主義的に20年度の予算は作られておるわけございまして、薄い新町建設計画だけでは網羅しきれないものをこの総合計画でより一層もう少し細分化させていただいたと、予算措置が出来ている分、出来ていない部分、様々ありますがそれはこの構想にしたがって積上げていくもんだと考えております。先ほど言われましたが9月の時にですね、実施計画があってそれをたたき台として計画というお話も言われましたが、この実施計画におきましては現在事務事業評価等が総務課の方で行われております。そういうのを反映した上で基本計画を作り、そういうのを網羅した総合計画の構想になっていきます。基本的には下から積上げていっものがというお話になろうかと思います。まず、この総合計画を作るにあたってもちろんそれもありますが、まんのう町の行くこれからの10年先の行く方向をまず、大きく構想でとらえておいて、その中に逆の方向としてですね、計画を練りこむ、そしてその計画を現実味を表すために実施計画を作るというやり方は2通りございます。その中で20年にはいって実施計画書は事務事業評価等に併せて早々に早い時期にですね、各課から3年間の実施計画書の取りまとめを行うものでありますのでよろしくお願い申し上げます。 本屋敷崇君 先ほどの課長の答弁ですけれども中でですね、今回の予算の中に予算化されているものもあるか、出来ていないものもあるというのもありましたけれども、まだ今回、今日総合計画提出されておるもんですから、あくまで議決されてないもんですね、それに
--	--	---

	本屋敷議員 山西議長 齋部企画 政策課長 山西議長 本屋敷議員	対して予算措置がどうのこうのという話ではありませんので、まあそこはプロセスの問題として２０年度からではおかしいのではないのかと、いよるだけです。そこはまたよろしく願います。それとですね、実施計画ですけれども当然基本計画、資料ではおりますけれども議会の議決要綱の中には基本構想のみではありますが、当然全国的な自治体の中で基本構想、基本計画、実施計画を元に総合計画を立てているというのが今現状であります。その中でうちの町だけ基本構想だけですからというのはちょっとどうかと思います。そういう中でですね、実施計画、基本計画の１０年後の数値というのも実施計画があつて初めて出てくるものだろうと僕は考えるわけです。基本計画の数値というのは行政評価です、行政評価、その行政評価に近づけるために実施計画、実施計画というのは事業ですから事業評価があります、事業評価をしていく上でも事業評価をしていった積み上げが行政評価になっていくことから考えてもやはり実施計画は必要だろうと思います。出来ればですね、今回のこの議会の中で総合計画を揉んでいくわけですが、議論していく中で実施計画というものは当然出していきたいと思うんですが、今回の中でそれは出ないということになるんだらうと思うんですが、どうしたものかな。出ない。それは出していけないんでしょうか。 企画政策課長 齋部正典君 本屋敷議員さんの再質問にお答えをいたします。実施計画につきましては事務事業評価等が今現在進んでおります。そういうものを反映して３年間の計画を各課より現実味のある計画を作り上げて２０年度早々に冊子、１つの冊子にしていきたいというふうを考えております。よろしくお願い申し上げます。 本屋敷崇君 何べんも言うんですけども、今行っている集中改革プランその中で各事務事業を評価していったわけですが、その評価する先にあるものは実施計画であり、その実施計画に向かっていくための集中改革プランであると。その集中改革プランを進めて行く実施計画が提出されないその実施計画によって行政評価をしていくわけですが、それでは行政評価も出来ないというかたちになります。やはり町の根幹を決める総合計画です。その総合計画の中でですね、今現在の立ち位置の状態がわからないというのもどうかと思うんですけども、やはり議会の中で議論していく中で実施計画は必要だと思うんですが、まあそれでしたら、基本計画の中にですね、各数値が出ております。その中でですね、ぱっと見てどうかなあと思うようなものもちょっとあるんですけどもですね、そういった中でこれから総務に付託し各委員会ですっていくわけですが、そういった積み上げですね、なぜそうなっているのかと。簡単にいうたらあの町民税が現状で６．２億円になっているのに目標値が７．９億円、しかしながら町民の人口１万７千人に減ると。だが町民税の増加にしていけるのはどのような事業をして行って、どのような行政評価をしていて、どのような積み上げをなったらこのようになるのかという、当然各課においてですね、積み上げてきたものだろうと思うんですけども、
--	--	--

	本屋敷議員 山西議長 小亀議員 山西議長 齋部企画 政策課長	れどもそれがつみあがってあるのかどうかというのは各委員会でもう一度十分に協議していくべきだとは思いますが、またそこはよろしくお願ひしたいと思ひます。これはまた質疑はいいです。 小亀重喜君 2番小亀です。すいません総合計画につきまして今、本屋敷議員の方で発言された内容とちょっと逆説的になるんですが、私自身はむしろページで言いましたら基本計画以降の39ページ以降ですね、このページにつきまして私は、今回同じにしないでいいんじゃないかなあと思うんです。といいますのが先ほど町長が提案理由でもうされました自治法2条の4項で求められているのは基本構想のみなんです。本来あの今本屋敷さんが言われたように大半の計画の中では基本計画、実施計画がついている場合がございます。法で求めているのはあくまでも基本構想のみなんです。ただ考えますに今もガタガタありましたけど結局その39ページ以降の基本計画のところはまだ十分に精査出来てないように思うんです。今、本屋敷さんが言われましたように例えば数値目標のことにつきましても本当に積み上げが出来ているんだろうか。私の方から考えますのは例えば皆さん見て下さい。84ページ、83、84ページに数字が載っています。このあたりなんです、5年後の数値がほぼ同じものは目標値としてふさわしいんだろうかと思うんです。これは多分放置したままでは下がるだろうと、でも施策を実施することで上へもちあげていると思うんですが、人口動態と同じように例えば予測数値がいくらで目標数値がここまでなんだということはきちんとそこに提示しなければおかしいんです。それから例えば73ページ、74ページここには数値目標が書かれておりません。数値目標は書きにくいというジャンルというのは非常に分かるんですが数値目標が書けないようなら章を設けるべきではないんです。そのあたりで結局39ページ以降基本計画がまだまだ精査が必要でないかなあというふうに思ひます。ですから今回例えば上程で固めていくのは私は基本構想だけで良かったのでないかなあ、そのような議論が担当課内で出来たかどうかをお答えいただけませんか。それとすいませんが、今ちょっと具体的に申し上げました84ページ、73、74ページ当たり、担当課の課長さん非常に恐縮でございますがなぜこういった数値になったか、またなぜ載せていないかについてお答えをいただけたらと思ひます。よろしくお願ひいたします。 企画政策課長 齋部正典君 小亀議員さんのご質問にお答えいたします。企画政策課といたしましてはこの総合計画を取りまとめる上で地方自治法第2条第4項の定めに従って進めていくことになります。イコールそれには先ほど言われましたように基本構想を議決していただくことになるわけでございますが、ただし、やっぱりその10年間全体、確かに総論であくまでも基本構想は書くことになります。その中の細かいその構想を練り上げていく上での元、たたき台は何だと、いうことになった場合には基本計画が出ていないことには、その基本構想が少し見えにくいのかなあということがございまして今回の議会の上程さしていただいた中にはですね、基本計画を一
--	---	---

齋部企画課長 小亀議員 山西議長 小野建設課長	緒に添付をさしていただいて今回出さしていただいております。よろしくお願ひ申し上げます。 (8 4 ページについて) 建設課長 小野隆君 今の小亀議員さんのご質問でございますが、8 4 ページの数値目標の公営住宅整備戸数ということでございますが、現況が6 2 目標数値が6 0 ということで、まあ実はですね、これは老朽化のためにですね、今ちょっと一部あきをさしていただいております。それを取り壊しを計画しておりますので、その2戸が減ということで6 2 が6 0 になったという内容でございます。これについては平成2 0 年度にそういう予定がございます。それと若者定住促進住宅整備戸数というのは現況数値1 6、目標数値1 6 ということは、これは公営住宅を2 つに分けて書いて関係上1 6 というのは仲南の駅前団地の住宅でございます。これはまあこのまま、今はまあ増築の予定もないということで目標もそのまま1 6 でおかしていただいたという数値でございますのでご理解をお願いしたと思います。以上です。
小亀議員	(7 3, 7 4 ページ) (ええとどなたになるんですか。この課は。) (ちょっと待ってください。ここの状態でどちらやいうのはどういうことですか。決まつかないかんでしょう。これ福祉かや、いうのはどういうことですか・・・。ごめんなさい。ちょっと声をあらげてしまいました。すいませんでした。) (7 3, 7 4 です。)
山西議長 寶智福祉 保険課長	福祉保険課長 寶智俊史君 低所得者福祉と勤労者福祉の充実ということでございますけれども、私どもの担当については低所得の関係だろうと思っております。生活保護の世帯をどうするかということでありますけれども、今現在まんのう町の状況といたしましては5 0 世帯程度の方が生活保護を受けておられます。経済状況あんまり良くないのでご相談もぼちぼちあるという状況でございます。まあこれは数値目標というんですが、そのような経済状況ありますので我々としては中々目標という設定はできません。それに応じた相談に乗って決定権は県にございます。窓口と窓口事務をやっておるというような状況でございます。勤労者福祉というのは我々の仕事の範疇ではございません。ということでご理解をお願いいたします。 (勤労者福祉はどちらになりますか。)
山西議長 大西商工 観光課長	商工観光課長 大西徹野君 お答えいたします。勤労者福祉なんですけれども現在のところは全体的な雇用状態ですので今年初めてハローワークと協力いたしまして企業の参加を求めまして就職相談会を行ったところです。ですので商工観光課としては低所得者とかいうふうなものに限りませず全体的住民を対象にして職に困っておる方の就職斡旋をしておるところでございますので数値目標が提示されてないと

日程第 15	大西観光課長 山西議長 小亀議員	ころでございます。今後はもう少し詳細に把握いたしまして実施に移したいと思っております。以上です。 小亀重喜君 非常に今の皆さんもご覧のとおり、すぐご担当の課長さんがどちらなんやという状態になるのが、この計画書の現状じゃないかなあと思うんです。本当にですから慎重に審議されたのか、数値目標皆さんでけんけん、がくがくやって出してきたのかというのが非常に心配なんです。本来であればこれ企画政策課だけでやる業務ではないと思います。各課に戻していただいてそこで本当に必要な目標とは何だろうかというのを十分に吟味してほしかったんです。今課長の方で言われました50世帯しか確かにプライバシーとか個人情報に係わる部分があるかもしれません。でも50世帯を35世帯にする、45世帯にするという目標でなぜ悪いんですか。そういう目標を提示すればよろしいと思うんです。それから例えば相談件数を増やしましょう。例えば今、50件の相談ならそれを60件の相談件数でもいいと思うんです。それから先ほど小野課長の方で住環境の整備といっているのに、2軒取り壊すのが環境整備の数値として本当にいいんですか。そういうことなんです。ですからまだ、この数値目標というのがしっかり揉めてないんですよ。それなら基本構想の合意できる部分でだけで走ればいいじゃないですか。だからその当たりを十分に吟味していただきたいと思うんです。ですから私自身はちょっとこれまとめたの議案提出については疑問が残りますが、最後に町長どうでしょうか。そういう状態での議案提出で妥当であったと思われていますか。以上です。
	山西議長 栗田町長	町長 栗田隆義君 小亀議員さんの質問にお答えをいたします。今色々ご指摘をいただきましたが庁舎内といいますか、それぞれの課で今まで積み上げて来た事が今回の案ということで提出をさせていただいておりますので、今後また毎年の動きによりまして計画でありますので変更するようなことがあるかも知れませんが、今回こうすることで提出をさせていただいておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。
	山西議長	他に質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております議案第4号は総務常任委員会に付託いたします。
		日程第15 議案第5号 まんのう町公園条例の制定についてを議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君
	栗田町長	ただ今上程をさせていただきましたまんのう町公園条例についてご説明をさせていただきます。公園条例は町内にあるほたる見

	栗田町長	公園ほか6園の小公園をまとめて条例化するものでございます。今までは予算計上により、委託管理運営を行ってきましたが、将来、これらの公園を指定管理者に管理運営をゆだねるなら条例制定が必要となり制定するものでございます。内容については、すでに制定されております、かりんの丘公園等の都市公園条例とほぼ同じでございますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。
	山西議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 質疑はありませんか。
	小亀議員	小亀重喜君 すいません私ばかりで申し訳ございません。今の5条の公園条例につきまして2点お伺いしたいと思います。7条に設けられました使用料なんです、先ほど町長の方で提案理由に指定管理の方に今からして行きたいという方向があるのであれば使用料を原則無料とするのは結構なんです、一定条件の場合には徴収できる規定とするべきでなかったのか。その検討をされたかどうかですね、一つは何からでも収入を得る方策を考えるべき、今使用料等々の見直しをするということにここを無料と言い切ってしまうといいのかということ。それから営利目的での許可というのが掲げられていますけど、それについては有料ということにしても何ら公平性を欠くものではないと思われます。それから委託を想定するならなお更の事、そういう規定がむしろ不可欠でないかなあと考えております。それから使用許可ですね、これちょっと戻りますけど権利の第3者への譲渡禁止というのを謳うべきでないか、これを謳ってないと例えば許可されたものが許可書をもって誰にでも貸してしまう。いうことはまずこれは一般的には許可事項の変更に含まれるかもしれませんが、転売・転貸をするのを防ぐためにもこの第3者への権利の譲渡禁止というのは絶対に必要な項目ではないかなあと 생각합니다。これについて検討されたかどうかお聞かせいただけたらと思います。担当課長がよろしいですかね。
	山西議長 大西商工 観光課長	商工観光課長 大西徹野君 お答えいたします。今の6つの小公園ですけれども、これらは勿論住民の憩いの場として無料で現在、予算の上で委託のような方法で管理運営を商工観光課の方でしておるわけですが、将来これらの公園を一括して指定管理者の方へ任していくというのではなくてそれぞれひっついておる公園。例えば二宮公園ですとすでに産直市で指定管理者になっております産直市の方で管理していく。その方がより有効な管理状態になっていくというふうなことです。あのそういうふうな小さいミニパークですのでこういうふうな分は無料にはなろうと思いますが、問題はそのほたるみ公園の牡丹園のことなんです、これなんかは季節的には入場料は取ろうとおもえば取れると思います。これを将来、指定管理者の方へ委託する、仮称なんですけれども、NPO 法人まんのう町

	大西商工 観光課長	観光協会とかいうふうなことができれば、そこへ委託しましてそこが有料にするか、無料にするか、若しくは無料にしてその店舗を前へ出してそして特産品を販売する。とかいうふうな方法もあると思います。ということはやっぱりその指定管理者の方へ運営を委ねていくというふうなことで、一応今のところは無料というふうなことで上げられております。そして勿論その指定管理者の方で運営するとなれば条例改正が必要になってこようと思います。勿論この条例でもっていくらにするのか、とかいうふうな方法、というのは指定管理者と町との相談に委ねていくというふうなことで、一応今の上程しておりますのは指定管理者の方へ管理を移す場合にもこの条例の制定が先決でありますので今回お願いしたところであります。その中で指定管理者の方で転売とかそういうふうなことはその時によく協議していくつもりでございます。よろしくお願いします。
	山西議長 小亀議員	小亀重喜君 はい、すいません。課長の方で本音トークで答えられたんで、私の方からもう一度お聞きしていいかわからないんですが、今課長の方は使用料もいるだろうというようなニュアンスで私お聞かせいただいて、まあそれは最終的に指定管理に出す時にまた決めたらいいんじゃないかというふうに受け取ったんですが、ちょっとそこに言葉的にはおかしい事がおこっていることにお気づきではないですかね。指定管理にまかすということが決まっていたら、むしろ無料ではなく有料化というのを全面的に謳っておかなければそこで文脈くずれてしまっていると思うんですよ。それはどうでしょうか。あとで直すなら今直しとってなぜ悪いんですか。今想定されている状態である原則は無料ですけれども一定の場合には徴収できるという規約にした方がより指定管理にひきやすいわけですよ。またそこで条例を変えろというのはちょっとなぜそこにワンステップ、ツーステップ置くのかなっていうのがよくわからないんですが、どうでしょうか。
	山西議長 大西商工 観光課長	商工観光課長 大西徹野君 今の6つの公園が一括でされております関係で、勿論塩入温泉公園とかそういうふうな当然無料であろうというものは、一括で上げておる関係で今回一応無料ということで上げさせていただいております。先ほどの指定管理者の方についてははっきり現在、設立をしようと計画しておりますけれども、もし設立ができなければ当然町の責任におきましてこれらの公園は管理してずっといかなければいけないものでありまして、そういうふうな段階で今回の条例はその無料というふうなことで上げていったものでございます。先ほどのほたるみ公園ですね、その有料がもしかしたら出来るであろうというふうなことはほたるみ公園だけのことでありまして、他の公園は当然、有料化にするのは少し無理だろうと思います。住民の憩いの場ですのでこれらのものについては当然その有料にする可能性はないと思います。そういうふうな関係で、その指定管理者に委ねる場合でしたらその条例制定がまず先決だというふうなことで今回はあげております。勿論先ほどの今の段階で有料にするというふうな付け加えたとしても次の指定

大西商工 観光課長	管理者と町とのいくりに料金を設定するかとなれば、当然料金設定のための協議が必要でありますし、その時に有料料金を設定するというふうな考えであります。当然、その公園ですのでそのすべてが無料とか、検討は全然してないというわけではございません。先に公園の状態によってどの公園、ちょっと公園が違いますので有料にするようなことになると思いますが、その時はよく料金設定のことも議会の了解は得なければいけませんので今回は無料として提案させていただきました。
山西議長 小亀議員	小亀重喜君 今、課長の方からのご答弁の中でございましたほたるみ公園はどうやら様相がちがうらしいということであれば、ほたるみ公園だけ別にすりゃいいんですよ。体系的にちがうのであれば。それを一緒にまとめて同じところでいろんな具合が悪いからなんですといっても説得力が中々ないので、もしほたるみ公園だけが、ちがうのであればちがう条例にすればいいんですよ。それ以外をまとめて、ほたるみ公園はこういうバックボーンがあるからこういう管理がふさわしければ別立てにすればいいんですよ。それを一つにまとめようとするので問題があるんじゃないかなあという点が一つあります。それから最後ですので先ほどの権利の第3者というのはもっと簡単なことなんです。例えばある方がそこでなりわいの的なことがしたいと、あなたに対して許可書を出しました。その方が勝手に許可書を誰かに渡してBさんの方がいってきて私も出来るとなった場合にまずいじゃないかということで普通一般的には第3者への譲渡というのは禁止項目がたいてい入っているんですよ。それは是非この中に入れるべきではなかったかなあ。そういう検討をされたかどうか最後お聞かせください。以上です。
山西議長 大西商工 観光課長	商工観光課長 大西徹野君 小亀議員の再質問にお答えいたします。実際そのかりんの丘公園という公園がありまして、それを元にして今回の公園条例を作ってみたものでございまして、今のところはその公共団体の中に役場が運営しておりますので転売とか、個人の中での営利は勿論禁止されております。そういうふうなことでもう少し指定管理者の方へ移すとなればもう少し勉強しましてその条例を変えるようにしております。別々に条例を訂正、改正すべきであったかというのはちょっと私も疑問に思いまして、ゆくゆくはそれぞれの指定管理者の方へ別れて行きますので、ちょっと別々にすべきだったかなあというふうなことを今感じておりますけれども、ちょっと後になりましたけれどもそういうふうな感じはもっております、反省もしております。一応今の管理状態、町が管理状態の中での条例作成でございましてよろしくお願ひしたいと思ひます。
山西議長	他に質疑はありませんか。
谷森議員	谷森哲雄君 この条例は条例として是としたいんですが、いわゆる今後のこういう公共性の高い共有の財産、この分の管理とかについては今

	谷森議員	後やはり、私としては地域のNPOとかボランティアとかそういう方が自主的いうんか、積極的な一部の管理とかこういうようなことをしてもらえるような土壌作りが大事かと思うわけですが、すべて条例を作ってお金を出して実費ですとこれはこれでいいかと思いますが、将来的には地域の方のボランティアとかこういうような土壌が生まれるような行政の努力いうんですか、それでまた住民の方のご理解も当然いただければならないんですが、住民の自主的な好意いうんですか、もうこういうことを私は期待したいと思うんですが、そういうことについてはいかがお考えですか。
	山西議長 大西商工 観光課長	商工観光課長 大西徹野君 まあ、全体的なご質問ですのでちょっと私の方がお答えするのは、迷いましたけれども、公園を運営管理しておりましてすでに住民の方が自主的にナイロン袋をもって、公園を満濃池周辺をごみをひらっておられる人もございます。最近ですね、住民参加の自治というふうなことが謳われておりまして、まだまだですけども少しずつ自分の地域の憩いの場は自分できれいにしようというふうな機運というのが、少しずつ芽生えて来ているように思います。これは社会的な状況ですのでこういうふうなミニパークというのは議員さんがおっしゃられたようにどっちかいや一、まあ地元が使っていくべきものでありますし、それから河川のようなものも自分とこの横の河川のごみなんかは、自分のところの地域として今からはどんどんと住民の方が自ら目覚めてくるのではないかというふうに思います。公園を管理しとおる関係でちょっと私の方が答弁しましたけれども、そういうふうな状況になりつつあるというのは住民の方を信じて行政の方と一緒にやっていくことが必要であろうと思います。以上でございます。
	山西議長 藤田議員	藤田昌大君 あんまり、答弁を聞きよって気になったもので、今の答弁聞いておって、なんちゃ全然この全部の公園実態知らんのでないかなあという気がしました。はっきりいいます。ほたるみ公園やったらですね、時期的に取れるという答弁しましたけれども、あんだけ囲とるはずがないんで取れるはずがないと思うんです。僕は。ですからですね、この基本的な条件についてはこれでええと思うんですよ。ただこれからのですね、公園管理について第3セクターとか色々言いましたけれどもその中でですね、維持管理の草刈とかそんなは当然ありますからね。これは公的な機関がするしかないんですよ。維持管理を出すけれども利用者から取れない実態事実ですよ。この実態見たらね。桜づつみ公園どこか知ってますか。こんなところでそんなこと絶対取れんですよ。ですから今の公園の実態見たら利用料金を取りましょうという実態は絶対ないと思います。僕は。具体的にはたる見公園の場合に牡丹の時にまあまあええかなあというぐらいでありまして、その時に囲ってですね、今日からいついつまでは料金とりますやいうことは絶対できんと思います。これは。ですから実態を知らない人が公園のことを出しとんでないかなあ、公園条例を出しとんでないかなあという気がしまして、答弁聞いてですよ。この条例見た場合は、ああなるほどと思いました。けども小亀議員がいった質問の中

日程第 16	藤田議員	の答弁聞いたらもうちょっと実態知っとけやという気がしましたのと、もう一つはですね、まんのう町都市公園条例がありますよね、かりんの丘公園の部分。これやったら具体的にですね、サッカー場、芝生広場使いますと、野球場使いますいうんやったらですね、その料金は取るん簡単なんですよ。この他の部分でですね、料金の取りようがないですよ。ですから占用許可を出すときにはいるぐらいであってですね、部分的な部分でですね、そういうことは出きんと思うんです。ですから例えばこの一つの例としてほたる見公園ならほたる見公園を全体ちょっと一日貸してくださいと。そういう場合の料金の設定は出きるかも知れませんが、入場料とかそういうのが取れるような例えば長尾ふれあいパークの花公園であったり、下の桜つつみ、ウォータパーク全然取れんとこばかりですよ。二宮公園とか塩入温泉公園、これも料金が取れるはずがないですよ。こなな実態の中でですね。やっぱりそういった中では課長、あんまり安易な答弁せんってってください。これ絶対無理なんです。そんな馬鹿なこといわんとそれよりかは、する時の条件として話し合すべきであってですね、原則無料というのはこの全部の中からいうたら当然だと思います。ただ占用許可、占用さしてくれいう時があるんですね、その時でやっぱり話しせんといかんと思います。それは一部の人の占有する場合の許可を与えるか、与えんかねえ、これは公園ですけどそういった決まりはありませんとかそういうんやったらですね、当然ありますけれどもやっぱり一部が占有する場合は一日借り切るときにはやっぱりそういう部分があると思う。それも含めてですね、常任委員会の中で十分討議していただきたいなあと考えてます。課長あんまり僕が考える範囲では、あまりええ加減な答弁せんように考えておかしいということがようけありますから、十分気をつけて使用実態なりそれは十分見ておいていただけたらと思います。そら、ほたるみ公園一つに対してはですね、やはりこれから 5 月、6 月のですね、牡丹の時には十分取るだけの価値はあるかも知れませんが、その時だけ取るということは多分絶対無理だと思いますのでそなええ加減な答弁はせんってってください。以上です。あとは建経の中で十分討議していただけたらと思います。以上です。
	山西議長	他に質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております議案第 5 号は総務常任委員会に付託いたします。
	栗田町長	日程第 16 議案第 6 号 まんのう町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 ただ今上程されました議案第 6 号 まんのう町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを説明させていただきます。高齢者

栗田町長	の医療の確保に関する法律により、平成20年4月1日より従来の老人保健医療制度に代わって香川県後期高齢者医療制度が創設されます。これに伴いまんのう町後期高齢者医療の条例を整備するものでございます。なお、内容といたしましては第1章でまんのう町が行う事務内容、第2章で保険料、第3章で雑則、第4章で罰則等を定めております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
山西議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 質疑はありませんか。 小亀重喜君
小亀議員	条文の中になってくるんですが、すいません、これは第6条の3番目ですね。3章雑則の前なんですが町長が特別の理由があると認めた時には遅延金の減免することができる。この特別の理由とはどういったケースが想定されていますか。お聞かせください。
山西議長 寶智福祉 保険課長	福祉保険課長 寶智俊史君 小亀議員さんの質問にお答えいたします。特別の理由というのは災害、その他、天災とかそういう事が起こった場合に減免をするという制度でございます。以上です。
山西議長 小亀議員	小亀重喜君 あのすません。これは教民じゃろうがという声が聞こえてきて本来教民で十分するべきだと思います。ただ、条例というものの制度設計のことに係わることでですのでちょっと発言させていただいたんです。今災害等々いわれましたね、課長の方で。それ実はこの440ページに財務まんのう町被災者に対する町税及び国民健康保険税の減免に関する規則があるんです。こういうものがあるんであればそこを準用する援用するという規定にした方が丁寧なんです。これはですから教民云々ということではなくて、条例制定の場合に明文規定があった場合にはそれをそこへ持っていく、リンクづけるということが正しいと思います。それについての協議はあったかどうかもう一度改めてお答えをお聞かせください。
山西議長 寶智福祉 保険課長	福祉保険課長 寶智俊史君 再質問でございますけれども、この制度は香川県広域連合で4月1日からやる制度でございます。香川県どの市町とも同じような条例制定を行っております。その手形があるわけで、それを基本に条例制定をするということでございます。
山西議長 小亀議員	小亀重喜君 再々で申し訳ございません。それは勿論手形があつてそれに合やすというのは横並び思想で一つは安全なやり方かもしれませ

小亀議員	ん。でも、本当に上から来る手形自体がうちの町に合うかどうかいうのを本来は担当課で十分に吟味していただきたい。のが一つ、それから何でもかんでも町長が町長の判断によりというのは、非常に町長ただでさえ急がしいのに大変だと思いますので、出来れば規定があるんであればそちらの方を見たらすぐわかるでないかということは、今回の条例だけに限らず本来は検討していただきたかったかなと思います。答弁結構でございます。以上です。
山西議長	他にありませんか。質疑はありませんか。
谷森議員	谷森哲雄君 これ予算の金額非常に少ないわけですが、一応療養費の支給とかも香川県全体の広域連合の方から支給されると。それから例えば保険料が滞納になった場合に、よく国政の場合でも問題になっておるんですがそういった場合には資格証明書発行すると、こういう権限も県全体の広域連合がなされるのですか。そういった場合に住民として非常に等しく医療が受けられないと私はこういうふうに思うわけですが、この運用についてはどこまでが町の裁量があってそれからそれ以上については県の広域連合に委譲されるのかこの点をお尋ねいたします。
山西議長 寶智福祉 保険課長	福祉保険課長 寶智俊史君 谷森議員さんのご質問にお答えいたします。運用面ですけれども広域連合では保険証の送付、それと保険料の算出等をやります。原則的には町の事務は受付事務です。窓口事務と保険料の徴収事務です。資格関係、資格証明とか、短期証とか、そういうものについては広域連合が行うということでございます。
山西議長 谷森議員	谷森哲雄君 そういった場合に県の広域連合であれば力まかせとこういうことになるかと思いますが、例えばまんのう町の後期高齢者75歳以上の被保険者の場合に善意で保険料が納められない方とか、そういう場合があるわけですがそういった場合に町が窓口の場合には色々な分納とか、そういうような方法も話し合いによれば出来るかと思いますが、広域連合がそういう事務を一切するとなった場合に特に高齢者で本当に生活に困っておる方が医療を受けられにくくなると、こういう非常に住民にとっては困った状態になると、まあこういうことでそれぞれの町村がそれでもかまんわと、こういうようなお考えか、それともやはり地域住民の福祉特に健康大事などということで、そういうことに対しては町からの助言とかそういうことが出来るのか、出来ないのかお尋ねいたします。
山西議長 寶智福祉課長	福祉保険課長 寶智俊史君 ただ今の再質問にお答えいたします。この後期高齢の医療制度は国の法によって定められておるということで香川県で一つ、4

	寶智福祉 保険課長 山西議長 谷森議員 山西議長 寶智福祉 保険課長 谷森議員 寶智福祉課長	7 ございますけれども、その各県に一つです。減免措置ですね、減免措置については国保と同じように 7 割、5 割、2 割という減免措置はあります。それと税の、税を納めにくい場合その場合につきまして税の徴収につきましては各市町がやります。その場合には分納も考えて行きたいと、まあこれ税務課になるんですけどもそのような考慮も必要だろうと思っております。以上です。 谷森哲雄君 一応確認したいんですが、そういう生活困窮者の場合には分納ができるということですか。それからもう一つはですなあ、特に資格証明書で受診する場合に病院で全額の医療費を支払うと、そしてその領収書を持って窓口へ役場ですか、広域連合か知りませんが、そこへ持って行ってそれで被保険者の負担分を引いた分は返してもらえます。こういうことになっておるんですが保険料、様々な事情があって保険料が支払われない方が受診した場合に、その場で病院で医療費の全額を支払するいうか、出来るいうことは誰が考えても出来ないことです。そういうことをするということが一番、この後期高齢者の医療制度の悪い点ですか、それからついでに申し上げますが、それまでは息子さんとかあるいは国保の被保険者であった方、扶養家族であった方が 75 才になればそれから切り離されて個別に一人ひとりが後期高齢者の保険証を持つと。非常に収入も少ない、働けない 75 才以上の方から無理やりに保険料を徴収すると、こういう非常に私は国民の側に立てば酷な法律でなかろうかということを考えるわけですが、そういったことで前回も質問いたしました時に町長がそういうことが現実にかかるから後期高齢者医療制度の中でそういうことは申し上げたいと、こういうような町長の答えがあったかと思うんですが、このことについて、まあそういうことが申し入れされたのかをお尋ねすると、前段で申し上げました医療費保険料が滞納されて、資格証明書いうんですか、それを発行された方が医療費が払えないで受診ができないということは当然考えられるんですが、そういった時にはどういうふうになるんですかお尋ねいたします。 福祉保険課長 寶智俊史君 再々質問にお答えいたします。これ国の方で定められたものでそれに従って後期高齢者の医療制度が作られたわけですけども国民健康保険も同様なんですけれども、資格証明書今のところまんのう町では発行いたしておりません。何で対応するかというと短期者証、ある程度 1 ヶ月とか 2 ヶ月の期間を定めて保険証を発行するとこういうことで対応しております。減免措置でまだ払えないという方については非常に苦慮はしておりますけれども、なるべく医療にかかるのが辛い、かかれないというような方はないように努めて行きたいと思っております。以上です。 課長 ちょっと分納ということは出来るんですか。さきほどおっしゃられた。 あのね、税の方の徴収関係ですけども現在も分納で相談に応じて納めやすいところで相談を承っておるということだろうと思
--	--	---

日程第 17	寶智福祉課長	います。
	山西議長	白川美智子さん
	谷森議員	議長、ちょっとあの・・・。
	山西議長	町長 栗田隆義君
	栗田町長	谷森議員さんのご質問にお答えいたします。今回、医療保険の制度改正で後期高齢者医療というのが出来たわけですが、それが中々今の現状にそぐわないと、おかしいじゃないかというご意見であります。これが制定される前に色々市町長の意見を聞くような機会がありました。そういった時にはきちんと我々はもう少しそういうところも考えて欲しいというような提言もしましたが、その後もこういう方向で国が決定をいたしたというような状況でございます。
	山西議長	白川美智子さん
	白川美智子議員	谷森議員と重複すると思いますが、やはりこれは住民の声が届きにくい遠くなるような感じがいたします。そして町は窓口は何をするのでしょうか。そしてあと責任があれば町が責任を取るのか。これは責任はどこへ回すんだらうかと思えます。そして12月議会では私もこの中止撤回を求める意見書を出しましたけれども、事実上議会に上がらずに拒否されております。どうぞよろしくお願いいたします。
	山西議長	福祉保険課長 寶智俊史君
	寶智福祉保険課長	白川美智子議員のご質問でございますけれども、町の業務といたしましては、窓口業務、得喪関係ですね、の業務を担当いたします。それと税務課の方で徴収です。何かあれば誰が責任を取るのかという話ですけども保険者は香川県の広域連合でございます。あくまでも保険者として香川県の広域連合が処理をいたします。以上です。
	山西議長	他に質疑はありませんか。
		(なし)
		質疑なしと認めます。
		これをもって質疑を終了いたします。
		ただ今議題となっております議案第6号は教育民生常任委員会に付託いたします。
		日程第17 議案第7号 まんのう町共同受信組合ケーブル撤去事業分担金徴収条例の制定についてを議題といたします。
		提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君

	栗田町長	ただ今上程されました議案第7号 まんのう町共同受信組合ケーブル撤去事業分担金徴収条例の制定についてを説明いたします。本案は、地方自治法第224条の規定により、共同受信組合ケーブル撤去事業の分担金の徴収に関し必要な事項を定めるものでございます。内容といたしましては、現在テレビジョン放送の難視聴地域の解消を図るため設立をしております共同受信組合が、町の情報基盤整備事業の実施により組合を解散する場合、町が事業主体となり組合が保有しているケーブルを撤去いたします。その分担金について定めたものでございます。この条例は平成20年度限りでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
	山西議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 質疑はありませんか。 本屋敷議員
	本屋敷議員	一つお伺いしますが、第3条の前条の規定により徴収する分担金は町長が定める。という文言がありますが、分担金いうたら、そもそも、利用者による負担になるわけですからその分担金はですね、明記されといた方がええんではないんかと思うんですけども、なぜここの分担金を町長が定めるというふうにしているのか、また第7条で分担金を減免することができるということになりますと、公平性という部分でどうかなあと考えられますので、そこはというふうにこの条例を作られたのかというところをお聞かせいただいたらと思います。
	山西議長 齋部企画 政策課長	企画政策課長 齋部正典君 本屋敷議員さんのご質問にお答えいたします。第3条の分担金の額でございますが、この徴収条例には記載がされておられません。また、第7条の分担金の減免についても具体的なことは書いてございませんが、規則、まんのう町の共同受信組合ケーブル撤去事業分担金徴収条例施行規則というのを平行して作らせていただいております。その中で分担金の額として条例第3条の規定する分の額は5,000円とするということにさせていただいております。あと第7条にあります減免等の文言につきましても施行規則の中で対象者としてですね、生活保護法にですね、規定による保護を受けているもの、その他、町長が特に必要と定めるものとこの2項目をもってこの7条に対応しております。よろしくお願い申し上げます。
	山西議長 本屋敷議員	本屋敷崇君 一件あたり5,000円というものをいただいたわけですけども、これ答弁は結構ですけども条例の中に分担金、分担金とは町の歳入にも係わってくるものですからそれを条例の方でなくて規則の方にのせるのはどうかなあと思うところもありますの

日程第 18	本屋敷議員 山西議長	で今後気をつけていただけたらと思います。 他にありませんか。 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております議案第 7 号は総務常任委員会に付託いたします。 日程第 18 議案第 8 号 まんのう町特別会計条例の一部改正についてを議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君
	栗田町長	ただ今上程されました議案第 8 号につきましてご説明申し上げます。先の議案第 6 号のまんのう町後期高齢者医療に関する条例の制定に伴いまして、まんのう町特別会計条例の一部を改正するものであります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
	山西議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 質疑はありませんか。 本屋敷崇君
	本屋敷議員	すいません。たびたびですが、これもプロセスの問題なんですけれども今回第 8 号によってですね、一部改正を求めるとありますが、その後出てくる一般会計の方にですね、もうすでに特別会計として上がってきております。これでしたらもう 12 月の時点ですね、ここ条例改正する等としてですね、それなりにプロセスを踏んでいただけないかなあと思うだけです、またよろしくをお願いします。
	山西議長	答弁は。
	本屋敷議員	いません。
	山西議長	他に質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 お諮りします。 ただ今議題となっております、議案第 8 号は会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

日程第 19	山西議長	これにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって議案第 8 号は、委員会の付託を省略することに決定しました。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより議案第 8 号 まんのう町特別会計条例の一部改正ついてを採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。
	栗田町長	日程第 19 議案第 9 号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 ただ今上程されました、議案第 9 号まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてのご説明を申し上げます。先に施行されました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律及び国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令により関係基準額に改正が加えられたことにより報酬及び費用弁償を減額するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。
	山西議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 質疑はありませんか。
	藤田議員	藤田昌大君 ささいなことで申し訳ないんですが、制度執行の部分だけだろうと思いますが現状でですね、人を確保するんがえらい状況であ

藤田議員	るんでないかなあと思うんですね。そういった中で上位法の部分でしかたない部分があるだろうかと思いますけれど町でですね、この募集する場合に、今、開票立会人だとか、立会人とか、その辺が出来ぬくい状況があるだろうと思うんですね。それらの影響についてはどうお考えでしょうか。ちょっとお答え願います。
山西議長 栗田総務課長	総務課長 栗田昭彦君 藤田議員さんのご質問にお答えいたします。議員さん自ら上位法の関係でですね、当条例改正もいたし方ないという冒頭におっしゃっていただいたように、基本的には上位法によりまして国の方から支持がまいっております。ご指摘のようにですね、人員の確保という点からですが心配をいたしておりますけれども、今回はですね、言うたら先ほどの横並びといいますか、県下でまあこの指導にしたがいまして町の条例を改正する動きが出ておりますので、それに追随するというかたちでございますが今回の条例改正をお願いする次第でございます。よろしくお願いします。
山西議長 藤田議員	藤田昌大君 町長の提案の中でですね、国会議員選挙の部分についていう言葉がありましたけれど、県議会、町議会そういった部分も関係するんでそれはどちらでしょうか。 全部、一緒いうことやろ。 (ああ一、はいはい)
山西議長 栗田総務課長 山西議長	総務課長 栗田昭彦君 藤田議員さんの再質問にお答えいたします。区別はございません。全部同じでございます。 他に質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第9号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって議案第9号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

日程第 20	山西議長	これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより議案第 9 号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。 日程第 20 議案第 10 号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君
	栗田町長	ただ今上程されました議案第 10 号についてご説明申し上げます。国民健康保険法の改正に伴い、まんのう町国民保険条例の一部を改正するものでございます。第三章第四条保険給付に関する一部負担金の対象年齢の変更及び第 6 条葬祭費の支給額を 3 万円から 5 万円に増額変更するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	山西議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 質疑はありませんか。 白川美智子議員
	白川美議員	これよくわからないんですけど、具体的にどれがどう変わるかいうことを説明してください。
	山西議長	福祉保険課長 寶智俊史君
	寶智福祉 保険課長	白川美智子議員さんのご質問でございますけれども、その条例のあとに改正前、改正後というのをおつけいたしておと思いますが、それをご覧になっていただきたいと思います。まず、保険給付の対象年齢の変更です。4 条の第 1 番でかつこの 1 で義務教育就学前、これが改正前につきましては 3 歳に達する日ということです。対象年齢が引上げられたということです。それと葬祭費

日程第 21	實智福祉 保険課長	につきまして今まで3万円が5万円にすることです。あのこれ他の保険との整合性から健康保険も5万円に変わる予定です。それと後期高齢の葬祭費も5万円の予定です。そういうものの整合性から5万円に引上げるというものでございます。よろしくお願いいたします。
	山西議長	他に質疑はありませんか。
	松下議員	松下一美君 14番 ただ今の第6条でありますけど、3万円の葬祭費を5万円ということでありますけれども、その場合火葬場の使用料というところは変えるのでしょうか。
	山西議長	町長 栗田隆義君
	栗田町長	火葬場の使用料については今後検討してまいりたいということでございます。今のところは変更ございません。
	山西議長	他に質疑はありませんか。
		(なし) 質疑なしと認めます。
		これをもって質疑を終了いたします。
		ただ今議題となっております議案第10号は教育民生常任委員会に付託いたします。
		日程第21 議案第11号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。
	栗田町長	提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 ただ今上程されました議案第11号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について提案理由を申し上げます。今回の国民健康保険税条例の一部改正の主な内容は、擬主、国保に加入していない世帯を除く世帯主は原則として世帯の保険税が平成20年10月より年金から天引きされる特別徴収となります。ただし、年金額が年額18万円未満の場合や、国保税と介護保険料を合わせた額が年金額の2分の1を越える場合は、天引きにはなりません。この場合は今まで同様、納付書又は口座振替となる普通徴収により保険税を納めていただくことになります。この一部改正は平成20年4月1日から実施するものです。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。
	山西議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 質疑はありませんか。

日程第 22	山西議長 本屋敷議員	本屋敷崇君 この法条例によってですね、先ほど町長説明された該当する人数っていうのは、だいたいどれくらいかをお聞かせいただけますか。
	山西議長 三好税務課長	税務課長 三好 定君 本屋敷議員さんの質問にお答えします。特別徴収に当てはまらない方の人数は現時点ではだいたい100世帯ことで把握しております。あくまでも現時点であります。今の段階では調査中でございます。以上です。
	山西議長	他に質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第11号は総務常任委員会に付託いたします。
	栗田町長	日程第22 議案第12号 まんのう町公共下水道条例の一部改正についてを議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 ただ今上程されました議案第12号 まんのう町公共下水道条例の一部改正について提案理由を申し上げます。まんのう町公共下水道条例における公共下水道排水設備指定工事店及び責任技術者に関する登録手数料の一部を改正するものでございます。 家庭における下水道工事につきましては、まんのう町公共下水道条例及びまんのう町公共下水道排水設備指定工事店規則により、まんのう町排水設備指定工事店の指定を受け、また、下水道排水設備責任技術者試験に合格した者が、在住の市町において責任技術者として登録した責任技術者が工事を行うこととなっています。それぞれの登録にあたっては、新規登録は随時受け付けていますが、更新を5年に一度しなければならないことになっております。 現在、まんのう町においては、指定工事店の新規登録及び継続登録手数料は3千円ですが、日本下水道協会香川県支部幹事会においても、登録手数料の金額の統一化が依頼されております。 今回の近隣市町の現状や改正動向を検討し、排水設備指定工事店の新規登録手数料について、現在の3,000円から10,000円に改正しようとするものでございます。この条例は平成20年4月1日から実施するものでございます。よろしくご審議いただきご議決賜りますようお願い申し上げます。
	山西議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。

山西議長		これより質疑にはいります。 質疑はありませんか。 小亀重喜君
小亀議員		すいません。あの町長からのご説明で要はまわりはその金額に揃えて来ているということだと思っんですが、新規登録3,000円が10,000円になるということは、新規、今からやろうということに対していうてみたらすごい制約、入口が狭くなったということだと思っんです。下水道行政の中ではやりやすくなるんかも知れませんが、新規参入、要は産業振興という観点からは非常に逆行する条例改正だと思っんですが、そのあたりはどうお考えでしょうか。担当課よりむしろ町長の方がよろしいのかと思っんですが。お願いいたします。
山西議長		町長 栗田隆義君
栗田町長		小亀議員さんの質問にお答えいたします。新規参入する場合、3,000円が10,000円になると地場産業の育成に響くんじゃないかというようなご質問でございますが、今までの工事店をやっておる方は町内の方はもう既にほとんど入られておるわけでありまして、新規参入というのはどちらかと申しますと町外の方がまんう町へ入ってくる場合とか、やはり新しく立ち上げてしようかなあという人もおいでるかも知れませんが、まあ何十万という単位でなく10,000円と3,000円ということでございますので何とかご了承いただけるかなあということで提案をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。
本屋敷議員		本屋敷崇君 先ほど提案理由の中に協会の方から新規を揃えていただきたいと近隣で、揃えていただきたいというような要望があるとありましたけれども、その理由というのは、揃える理由というのはどういうふうな理由で向こうから来ているか、というのは教えていただけますか。
山西議長		環境保全課長 宮下一行君
宮下環境保全課長		ただ今、本屋敷議員さんからの質問でございますが、下水道協会香川県支部からの話もあったということを述べさせていただきましたが、これにつきましては県内の事業店がそれぞれ加入しておるところでございますが、県内の市町によって登録手数料にばらつきがありますと県の支部にとりましてもそういう分で差の部分で説明できない部分があるということで県内同じ登録するんであれば市町それぞれのところで登録するにあたっては同じ登録手数料でしていただいた方がという県の要望ということでございます。
山西議長		他に質疑はありませんか。

日程第 23	山西議長	(なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 1 2 号は建設経済常任委員会に付託いたします。 日程第 2 3 議案第 1 3 号 まんのう町課設置条例の一部改正についてを議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君
	栗田町長	ただ今上程されました議案第 1 3 号 まんのう町課設置条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。 先ほどの施政方針演説においても述べましたように旧満濃地区におきましては、昭和 6 3 年度より実施しております地籍調査は 2 0 年を経過いたしましても、進捗率は 3 2. 9 4 %でございます。課税などの地籍調査の成果を反映し投資効果を出来るだけ早期なものにするため、またすでに旧琴南町、仲南町は完了しており、完了地区と未完了地区の公平性を保つためにも職員を増員し組織の強化を図り、2 0 年度より調査面積を 2 倍以上に増やし早期の完成をめざして参ります。増員による職員の掌握、事務事業量の増加による指示処理等の増加、また職員の意欲の向上、拠点が琴南支所にあることなどの点を考慮し、地籍調査課の創設が必要であると判断いたしました。それに伴い、課の事務分掌も一部変更いたしました。平成 2 0 年 4 月 1 日より施行することといたしておりますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
	山西議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 質疑はありませんか。 本屋敷崇君
	本屋敷議員	地籍調査課を作るということですがけれども、現在なぜまんのう町で地籍調査が遅れているのかその考えられる理由を教えてくださいなあとします。今、現在室でありますけれども、僕の考えとしましては室に増員をかけると、かけることによって課と同じですね、課を増設することと同じような効果を得られるんじゃないかと思うんですけど、なぜ課を増やすことによって権限項目が増えるであるとか、そういうことがなければですね、法にありますように法 1 5 8 条第 2 項にありますように、地方公共団体は事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものになるよう十分配慮しなければならないというようなものもあります。ということではですね、課というのはどちらかといえば統合してですね、縦割り行政ではなく連動的に動けるようにするべきものだと法でも謳われております。それに対してですね、課を増やすということはそれなりの理由がいります。その遅れている理由を課にすること

本屋敷議員 山西議長 栗田町長	によって解消できるだけの理由を提示していただけたらと思います。 町長 栗田隆義君 本屋敷議員さんの質問にお答えいたします。今までなぜここまで遅れてきたかということに対しては、ちょっと私はあんまり存じあげておりません。ただ今までは四条、高篠、比較的平野部でございました。一挙にやると致しましても水稻作付けしておる間は、あまり現地の調査等が出来なかって冬の間に一気に1年分をやるというような状況であったやに聞いております。まあ今後調査に入って参りますのが、吉野、長炭ということでかなり山間部を抱えておりましてその夏の間もその山間部の調査が出来るということである程度、班体制を増やしていけば調査範囲が可能であるというようなことを聞きましたので、今回から県の方へお願いして、調査面積も昨年の倍以上に設定をいたして早期に完成を図りたいと思っております。まあそのためには、かなりの人数を投入しなければいけない。やはりその現場、現場で見えていきますし、やはり課長が裁量をもって判断をしなければいけないような事項も多数あると思います。まあ、そういった職員の掌握とも考えまして課長が必要であるというふうに判断して今回上程をさせていただきます。よろしくご理解賜りたいと思います。
山西議長 松下議員	松下一美君 14番 この国調につきましては色んな土地改良事業とかあるいは災害復旧等におきましても、隣接との色んな境界におきまして不都合を生じておりますので、一日も早い完了に向けてお願いをしておったと思います。
山西議長 高尾議員	高尾議員 すいません。人員とですね、どのくらい今からかかるかという予想があるんだったら教えていただきたいと思います。完了までの予想年ですね。
山西議長 栗田町長	町長 栗田隆義君 高尾議員さんのご質問にお答えいたします。今回、今まで以上の倍以上の面積の調査を進めるということで算定いたしまして、やはりまだ14、5年かかる予定でございます。よろしくお願いいたします。
高尾議員 栗田町長	人員は。わからないですか。 ・・・。
山西議長 川原議員	川原茂行君 これまあ、即決ということでございますのでちょっとお伺いいたしますが、今、課を設置することによって課長を置かなきゃやっへ行けないと、課長が兼務ではいけないとこういうお考えですか。といいますのも、ここに出ておる以上に課長が今12名おる

川原議員	わけですね、課長さんが。こんど課長さんが13名になる。課長が別段、課長にしなくても今、先ほど高尾議員さんの答えがちょっと残っておりますが、そこの課に何名配置をするのかという質問がちょっと町長さん抜けておりますけれども、その課が何名でおやりになるのか。もう一点はその課長を置くのか、置かないのかと、町長は置きたいということですが私は住民感情からして管理職者を増やすべきでないと、こういう認識をもってご質問をいたしておるわけです。もう一点はこの地籍調査をやる場合にどういうやり方でおやりになっているのか、例えば、私話聞くとところによると筆界の杭を打つ時に両民民の場合、官民の場合であろうとも当日職員等が行った時に地権者に来ていただくというようなやり方のように聞いておりますが、こういうやり方にしておたらなんぼやっても手間がかかるばかり。我々仲南でやってきたのは、あくまで民民の場合、官民の場合も先、境界は決めといてくださいと、そういう自治会等を踏まえてですね、先、線を決めておるんです。ですから時間的にスムーズに行くんですよ。当日になって筆界未定が多く出来て困るんじゃないですか。これは。そこらどういうやり方でやっておられるのかちょっとお伺いいたします。
山西議長 栗田町長	町長 栗田隆義君 川原議員さんのご質問にお答えいたしたいと思います。先ほどの高尾議員さんの質問に答弁漏れがあったということでございますが、何人ほど増員するのかというご質問でございますが、今はっきり何名というふうにはまだ決めておりませんが、倍以上の面積を調査して参りますので班体制も倍以上いるのでないかなあというふうに今考えておるところであります。また、課を設置いたしますことから課長は置いていくということになろうと思います。この地籍調査の調査に関しましては非常にまんのう町にとりましても大きな課題であります。出来る限り今まで遅れてきた分を取り返す意味もあって早急に完了させて行きたい。そのためにはやはり陣頭にたって指揮をする人がどうしても必要であろうかなあというふうに考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。また、地籍調査の方法については担当課長の方より説明をさせていただきます。
山西議長 吉原農林課長	農林課長 吉原孝一君 川原議員さんのご質問でございますが、今現在のやり方は職員と協力委員、それから土地の所有者と一緒に出て、午前中なら午前中、ずっとおわえて杭打ちをしておるという状態であります。
山西議長 川原議員	川原茂行君 先ほど私お話の聞いたとおりの答えが返りましたが、職員が行って民民の場合、若しくは官民の場合その場で話しをする。これもめたら職員はじっと時間がたつばかりなんです。先になぜきちんと境界を決めていただく、分からないとこだけ職員と一緒に入っていく。なぜそういうやり方をしないのですか。職員なんぼおったって、これ遊びよるだけです。初めからお互いに境界を

川原議員	決めていただいとったらいんです。山林であれば先ある程度切り開いていただく、双方によって。そういう作業をしておれば職員そんなに多くなくても能率が上がるじゃないですか。職員があまっておるからやるということなんですか。素直になってください。ちっとね、お互いにもめだしたら2時間や3時間すぐたつんですよ。その間職員じっとしとらないかん。先境界を民民の場合やったら双方にここですよと杭を入れておいていただいたら何倍も仕事ができるじゃないですか。山林もそうですよ。向こうが見えんから、先ちゃんと境界のところは切り開いていただく、双方に境界の杭をだしていただいおく。そこへ職員が行って確認したらいいんじゃないですか。なぜそういうやり方をせんのですか。
山西議長 栗田町長	町長 栗田隆義君 川原議員さんのご質問にお答えいたします。今お話を聞かせていただきますと今まで遅れてきた原因の一つもそうことがあったのかもわかりません。今後、調査方法については十分検討いたして少ない人数で効率がいくような調査方法を今後改めて考えてまいりたいと思いますのでどうぞご理解のほどよろしく願いいたします。
山西議長 吉原農林課長	農林課長 吉原孝一君 ただ今の質問ですが、説明会においては出来る限り出来るところは先に杭を打ってもかまいませんと。全然、職員が行かなければ出来ないという話ではなく先に出来るところはしてくださいという話はしております。中々あの先に打ってくれるところは少ないと思っております。
山西議長 川原議員	川原茂行君 これはですね、私の体験からいきますと双方だけではいかんのですよね、当然その自治会長さんとか、そこらの方の代表者としていただいて第3者的な方がその責任者として入っておいていただかなんだら、中々、特に山林の場合は境界がすっきりしません。だからいろんなかたちでね、職員ばかりが杭を持って歩く、もめる時には朝から晩まで1箇所も出来ない。もめたら出来んですよ。境がはっきりせんのかから。だからそういう色んなかたちを工夫してですよ、職員はそんなに多くのうても仕事だけスムーズに行くような方法、ちっと知恵をつこうていかがですか。
山西議長 吉原農林課長	農林課長 吉原孝一君 今後ですね、そういうことを考えながら効率よくやりたいと思っております。よろしくお願いします。
山西議長 谷森議員	谷森哲雄君 今、色々出ておりますが、高尾議員が質問してなぜ遅れたかと、例えば町長先ほどの施政方針の中でも昭和63年度から取組んでおると、それで19年度で20年経過しておると、そういう中で32.94%その遅れた原因は何ですかと、こういうような質

谷森議員	間があり、その次に町長は私はその時は担当してないんで、役場の職員でなかったからわからなかったというような趣旨のお答えだと思います。それならば今まで担当した課長が答えていただきたいと思います。
山西議長 吉原農林課長	農林課長 吉原孝一君 ただ今のご質問ですが、初めから担当が4人でおりましたんで少ない人数でやっていた。それが主な原因かと思います。それから四条付近になりますと地価が高く、ちょっと面積的にもあまり、今の実績から見て進んでないというふうな状態が原因かと思います。
山西議長 大西豊議員	大西豊君 まああの基本的には、職員が余っとる中でそういう考慮もされたんだと思いますが、一つお願いしたいことは課が琴南支所へ行くということは、今残っている吉野地区、長炭地区の住民の方々のサービスについても十分考慮して運営をしていただきたいと思います。特にお年寄りの方とか、車に乗らない方、今までは本庁の方に課がありましたのでそういう方はわざわざ琴南支所へ行かなくても本庁の方で、課長の方である程度配慮していただいていたようですので、今後についてはそういうサービスがおこらないようによろしく願いいたします。答弁はいりません。
山西議長 本屋敷議員	本屋敷崇君 先ほど皆さんからの質疑を聞いておまして、これはですね、課を設置したからといって解決できる問題なのかどうかということに行き着くんでないんかと思うんですが、町長としてですね、課を設置する、課長を作ることによって今進捗率の遅れている地籍調査がですね、本当に進むとお考えでしょうか。
山西議長 栗田町長	町長 栗田隆義君 本屋敷議員さんの質問にお答えいたします。まあ今までの進捗状況では残りが28.90haということですので、今までどおりの地籍調査面積で行きますと、36年から37年かかるような計算になります。そういうことではとても今の状況では間に合わないということですので、私は課を設置して班体制も強化して、早急に仕上げたいということでこの年度から今までの倍以上の面積を調査計画に県の方にも申請して上げております。まあそういうことでやりますと、なんとか15年くらいでは完成しようかなあというふうに思っておりますので、まあ私は課を設置して課長陣頭指揮の下に班体制も強化し、迅速にこの工事につきましては調査を早く完了したいとこのような思いでありますので、どうぞよろしくお願いいたします。
山西議長 川原議員	川原茂行君 あんまり、たびたびよく似たことを言わさないように課長お願いしたいんです。といいますのはね、課長、地価が高かったら時

川原議員	間がかかる、手間がかかる、そういう話ではね課長成り立ちませんよ、じゃ地価が安いところはいい加減でやっとなですか、そうじゃないんですよ、きちんと話はお互いにここが境界ですよと決めたところへいとなです。そういう課長がおったら課長何人おたってこれいかん前むいて。ここんところですよ。ものは考え方なんですよ。本当にやらないかんていう意欲があるんか、ないんか。疑わしいですよ。地価が高いから中々進まないというのは初めてですよ、こういう答弁聞いたん。そこへ時間がかかるんならなぜ早く双方で話してくださいと早く言うたらいいんじゃないですか。そこでじつと職員が立てっておったら1週間かかったら1週間は遊んだんと一緒ですよ。ちっとスムーズに行くようなねえ、これ町長さん、副町長さん、総括課長総務課長さん、ちょっと課長の指導を考えなおしてください。根本的に。今朝から私色んな意見を聞いております。まともに話されたんが何回もないように多分思っております。他の方も。私そういうふうに私は感じておりますのでちっと課長さんも指導の方も徹底してやっていただかないと、こういう答弁の中では正当な議会運営ができません。これ。この点一つお伺いいたします。
山西議長 栗田町長	町長 栗田隆義君 川原議員さんの再質問にお答えを申し上げます。まあ今までやってきたこと色々あったかと思います。まあそういったことでかなり遅れているのは事実でございますし、まあ今後その遅れの分を取り戻すためにも、まあ全庁職員一丸になって今後地籍調査、早期完成に向けて努力してまいりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。
山西議長 佐野副町長	副町長 佐野利昭君 川原議員さんの職員の教育ということで、今日、本会議でおる答弁等についての真意が見られない、勉強不足だということでございます。ご指摘の部分、十分肝に銘じまして今後職員教育の中で生かしていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願い致します。ありがとうございます。
山西議長	他に質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。 ただ今議題となっております、議案第13号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。 これにご異議ありませんか。 (あり)

	山西議長	これより、委員会付託省略の件を起立により採択いたします。 議案第13号について、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。 起立多数であります。 よって議案第13号は委員会の付託を省略することに決定しました。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 本屋敷崇君
	本屋敷議員	本来は付託していただきたかったのですが、付託がなくなったということで今の状態ですと議事不十分ということで反対とさせていたきたいと思います。
	山西議長	三好勝利君
	三好議員	総務委員会は、関係ないといや関係ないですけど、以前にやっぱり事前調査の時に総務課長からこの件についても多少触れられております。その中で課を増やすのは今の制度から見たら不合理でないかという意見もあり、私個人が考えてもそうだと思いますけど、やはり今の情勢から見て早急に2町が終わっておるのに1町だけ30数%でまだ推移しておるとそれで約20年かかっておる。このままやっとならばどういうふうになるかわからない。ですからやはり、こういう時期に今ちょっと土地も言うたら地主さんには失礼ですけど低迷しております。低迷しておる時に一気にやりかけんと、またどういうふうに変更するかもわかりません。そういう中からやっぱり課を設置して、どこに所属しとるか分からんがいうんでなくして、やはり課長は課長として責任をもってもらて、部下をやっぱり何人か余っとるかどうかわかんけど、とにかく10人か15人ぐらい増やして急ぐもんから先やっていて、それが完了しだい解散するというような条件を付けていただいて、説明すれば十分納得がいくんでないんかなあと思うし、やはりこれはいつまでもだらだらとやるんでなく、さっと早急にやらんと、延びるとやはり色んな弊害がおきてきますので、そしてまた我々の地区でやっぱり済んだあとの経過で見ますとやはりすっきりします。地籍調査が終わっておるからこの境うんぬんというても、これでピシッと画面に出された時は100%納得しますから。絶対言えませんから。そういうことで立会いのもと川原さんもやっぱり経験者ですから立会いのもと、相当苦労もあります。財産を分けるわけですから、ああ一どうぞどうぞ好きなようにやってくれというのは1人もおりません。これは。いくら高齢者の方でもちゃんと財産のことになったら目が覚めてしゃんと出てきてしゃんとやりますから。心配ないですから。その時にはやはり専門職がいてピシッとやっぱり公平な立場においてやはり行政というのは、それだけ社会的な大きな信用母体を持っておるわけですから。行政がいい加減なことをやったらこれ、世の中ひっくり返

三好議員		ってしまいますので、やっぱりきちっとした担当者をおいてきっぱりやっていただく。例えば地籍調査課だったら地籍調査課いうのを看板でもかけるぐらいでなかったら、どこに地籍調査があるのか、農林課についとる、いや今度は土地改良課についとる、今度は建設課、どこへいとるかわからんというのではなくして、キシッとやっぱり車もちゃんとあてがって早急にやっていただきたいと私は思います。
山西議長		小亀重喜君
小亀議員		あの反対討論というのが何かこう変な感じがするんですけど、先ほど会としてはかなり課長の答弁に対して非常にあの不安、不満感を皆さん述べられていたんじゃないんですか。それに対して課をそのまま行けるということでOKだされるんですか。そこが私わからないんですよ。あれだけ反対を言われてたのに課をそのまま地籍調査課を加えるということにそのまま皆さんOKだされるというのが、妙な気がするんです。先ほど反対されていたじゃないですか。そういうことを踏まえて私は反対討論させていただきたいと思います。諮っていただけたらと思います。
山西議長		末武弘道君
末武議員		8番末武です。あの町長さんの提案理由にもありました。満濃地区は32%と、もう琴南、仲南地区は既に済んでもう10年以上もたっておると、というような状況でございます。これは税の公平な負担ということ、1日も早くこれを完了しなければ税のやはり不公平があるとそして一番大切なのはもう20年もしたら、今、年寄りがいなくなったら境界がわからなくなる。これはねえ、もう大変なことになる。まあ、我々ぐらいだったら何とか境界も分かるけど、もう20年したら我々が山へよう行かんようになったら山の境界がどこへいたもんやらさっぱりわからん。そろそろ大変なことになる。だからもうこの課はねえ、1日も早く設置して、そして出来るだけ早く完了するようにそういう意味で私は賛成いたします。
山西議長		これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第13号 まんのう町課設置条例の一部改正についてを起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。 起立多数であります。 よって本案は原案のとおり可決されました。 議場の時計で3時20分まで休憩いたします。 休憩 15時 5分 休憩を戻して会議を再開いたします。 再開 15時20分

栗田町長		しております、まんのう町追上424番地1 有限会社 仲南振興公社に平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間を指定管理者として指定するものでございます。よろしく審議いただきご議決いただきますようお願いいたします。
山西議長		これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、議案第17号から議案第23号までの7議案に対しての質疑にはいります。 質疑はありませんか。
本屋敷議員		本屋敷崇君 17号から23号ですけれども、公募を前提とした指定管理者ですけれども、町長の権限により指定できるとありますけれども、今回、有限会社仲南振興公社を指定した理由、それとですね、指定の期間が20年から21年までとした理由を教えてくださいと思います。
山西議長 齋部企画 政策課長		企画政策課長 齋部正典君 本屋敷議員さんのご質問にお答えいたします。どうして仲南振興公社に指定したのかということと、もう一点がなぜ、年数ですね、20年の4月1日から21年の3月31日このことについてお話をさせていただきますが、まず年数につきましてはやはり、平行して琴南振興公社が実は21年の3月31日をもって契約が切れます。この振興公社等におきましては公募、非公募の問題が十分議論されていないということもありますので仲南振興公社、琴南振興公社につきましては1年間の指定管理の間に双方の公社のあり方、また以前からいわれておりますようにこの統廃合の問題、統合、この問題をですね、20年中に早々に方向性を決めるということで、この20年の4月1日から21年の3月31日というふうに1年間の期間というふうにまずはさせていただきました。それと仲南振興公社になぜという話でございますが、仲南振興公社におきましては現在既に6つの施設の指定管理をしていただいております。その中で様々な問題点ということもいわれる方もいらっしゃいますが、基本的に今のところ税金投入をしてということではなく、公社としてがんばっていただいております。よって仲南振興公社に執行部、町行政といたしましてはお願いをして行ければというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。
山西議長 本屋敷議員		本屋敷崇君 指定の期間の理由はわかりました。あと指定する団体で先だってホームページ方にですね、審議会の内容が書かれておりましたけれども、もう少し審議の方にですね、外部団体であるとか第3セクターの専門家はいつおった方が良くないかと思う部分がありますのでそこもちょっと考えていただけたらと思います。あとですね、今回3月議会にこれが提出いうかたちになりましたけれども、来年でしたらまた琴南振興公社との絡みもあります。等々で、もし指定でない場合には公募をするという期間がい

本屋敷議員 山西議長 齋部企画 政策課長 山西議長 小亀議員 山西議長 齋部企画 政策課長 山西議長 小亀議員	りますので3月議会の上程という形ではなく、もう少し早い議会に出していただきたいと思います。 企画政策課長 齋部正典君 本屋敷議員さんの再質問にお答えいたします。これにつきましては20年度はいりまして早々に検討委員会等、何らかのかたちのものを作って仲南振興公社のみならずですね、琴南振興公社を絡めての方向性を煮詰めて行きたいというふうに考えておりますので今後ともよろしくお願い申し上げます。 小亀重喜君 今、本屋敷議員の質問内容とかぶるところがあるんですが、これ実はホームページの方で今アップされています結果表ですね、審議会の。その中で勿論1番塩入ふれあいセンターから二宮忠八飛行館まで審査の結果がここに書かれています。その中で個別得点表、項目別得点というのがここに作られておられるんですが、審査項目例えば1番でしたら事業展開の計画等について管理運用方針で配点枠が5、評価が何点とあるんですが、大事なはその審査項目ではなくて審査基準なんですよ。審査項目はわかりましたと。でもその5点満点を取るためには基準はどういうレベルだったら5点なんですか、ということがわからないんです。この表からは。それについては例えば全ておしえてくださいなんかはとんでもないので例えば項目ですね、管理運用方針5点満点のためにはどういうことが揃っていたら5点なんですか。それから地域近隣ニーズの把握状況、これはどういうことを把握していたら5点なんですか。2つで結構ですのでそれについてお答えいただけたら正当なる審査の証明になろうかと思います。よろしくお願ひします。 企画政策課長 齋部正典君 小亀議員さんのご質問にお答えいたします。この指定管理者の判定をするにあたりまして審査会を開いたわけでございます。その中へ仲南振興公社代表取締役の方、その他役員の方は全員出席をしていただきまして、この項目ごとにご説明をいただいたわけでございます。決算書等も見ながら管理をどういうふうに行っているのかという聞き取りをしながら、今回この配点を各委員さんに数日かけて書いていただきました。以上でございます。 小亀重喜君 すいません。そしたら意地悪い再質問になるんですが、基準としての基準というのは明確なものではなかった。あの審査員のいうてみたらこの項目にそって審査員がそれぞれ学術経験者、有識者ということでその方の判断によって審査が行われたというふうに受けとってよろしいですか。 自席で結構です。
---	---

山西議長 齋部企画 政策課長		企画政策課長 齋部正典君 今回、初めてこの指定管理者の判定を行いました。試行錯誤的なこともございましたが、5人の方に出席をしていただきまして様々な角度からお話を聞かしていただいて、その中で管理はちゃんとできておるかという話を聞きながらですね、それやったら標準は3点というぐらいのところの評定しかできておりませんがよろしくお願い申し上げます。
山西議長 川原議員		川原茂行君 18番 先ほど来、いわれておりますように契約は1年間。こういうことですね。その1年間の理由が来年度の琴南との分に合わせますよ。ここでちょっと確認させていただきたいのは統合にするのか、非公募か、公募なのかと、この2点ですね。これともう一つはその当然統合する場合には協定書並びに規約が変わってきます。そういう見直しも近々にやりますよとこう理解してよろしいですか。
山西議長 齋部企画 政策課長		企画政策課長 齋部正典君 川原議員さんのご質問にお答えいたします。20年度にはいりまして早々にこの仲南振興公社の今の公募、非公募の問題、琴南振興公社との統合問題、この2点につきましては、大変重要な問題と考えております。よってこの問題を検討委員会等で十分審議してその中の方向性が決まり次第に今言われました様に勿論協定書並びにそれに添って修正がかかってくるものと考えております。
山西議長 藤田議員		藤田昌大君 指定管理者に渡す部分の契約する部分においてですね、今町内3温泉がありまして、それぞれの経営形態がちがうだろうと思いますし、成り立ちもちがうんですね、その中で一番町民に言われる部分がですね、塩入健康センターについては300円絶対譲ってくれんがという部分のねえ、今回社会福祉協議会がテストケースで温泉バス利用するようになりまして、神野地区でモデル地区でやっているわけですが、かりん温泉とエピアみかどについては交渉に応じるということで経営努力していただきました。そして塩入温泉についてはですね、300円が絶対に譲れんのですわということですね、参加費が変わってくるんですね、まあそういった中でですね、合併協議の中の色々経緯があるだろうと思うんですが、そういった今川原議員が統合ということを今いいましたので、統合する時に条件が全然ちがうと統合できるはずがないと思うんですよ。そういった部分でですね、その統合するとこの条件を整備するのか、しないのか。これ大きな問題だろうと思います。例えば仲南振興公社がですね、温泉入浴料を300円かな、300円で70歳以上譲らない、障害者以上についても一切300円もらいますという姿勢でいきながらですね、琴南振興公社については100円にしましょう。という対応をしてくれるわけですね、そういったとこの条件がちがうとことですね、統合ができる

	藤田議員	のか、できないのか。非常に疑問になると思います。そしてもう一つ深く追求さしてもらえばですね、仲南地区の合併協議の中でですね、こういった問題が起きたんだろうかということを言いますと例えばタクシーチケットの問題でありますとか、ふれあいバスの問題ですね、仲南地区はふれあいバスも動いてますしタクシーチケットも70歳以上の云々もあります。そういった中で旧の満濃、琴南地域についてはそういうことが補償されてないわけですね、今年度の施政方針の中で初めて統合、2年たったのでやめましょうということでですね、全地区にあるふれあいバスについては一切触れてませんが徐々に解消されつつあります。まあそういった条例とのですね、整合性の中で赤字やから黒字やからという部分は絶対出てくると思うんです。その中で基本的なですね、経営方針がちがったらこれ当然出来ない部分、それをどう指導して行くのか、これ公社の勝手ですからね、その辺の町としての取組はどうするのか、ちょっと具体的にお答えになりたいと思います。ほんで来年1年にしたいうんは来年のあれを見越していうことですから、それ大変重要なことだろうと思いますのでその辺についての見解をいただきたいと思います。以上です。
	山西議長 齋部企画 政策課長	企画政策課長 齋部正典君 藤田議員さんのご質問にお答えいたします。今、現在入浴料等のサービス体系がちがうというこの中で統廃合を考えていくと必然的にそこに整合性が取れないというお話でございます。統廃合を考えていく中でですね、この料金体系というのも必然的に勿論あの考えて今2年間合併してたっております。その中で今の段階では公社は経営安定のためにということと条例に従ってということもありまして料金体系がちがう、生い立ちがちがうとか様々なことで今に至っておりますが、統廃合を考えて行くとなりますと必然的にそのあたりはある程度一貫した方向性を示す必要があろうかと思えます。ただし、それには料金上がる話ではなく下がる話的なことが出てまいります。そうなって参りますと必然的に経営に悪化を及ぼすことにも繋がる可能性もあります。そうなって来ますとその部分を公社にはやはりその部分に対してですね、あくまでも民間企業の一会社として考えていけばですが、料金を下げさすということになれば必然的にある程度町がそれに対しての補填的なことも考える必要が出てくるかもわかりません。まあ何がしかのことで一貫性を持つというのは必要があるのかなあというふうに考えております。
	山西議長 藤田議員	藤田昌大君 だいぶひつこいようですけれども申し訳ないです。当然ですね、統合するなら統合するんで結構でございますから今から想定されるについては早急にですね、検討委員会を作りながらですね、クリアーしていかなければならないと思いますし出来れば町内70歳以上の方のですね、社会福祉協議会とかそういった団体がする分についてはですね、交渉に応じるとかですね、何でもかんでも一緒にせえとはいいいませんけれども、そういった公的な機関がですね、やる部分については是非交渉に応じるようなですね、指導も必要でないかなあと思うんですね、何でもかんでも木で鼻を嚙んだみたいですね、これ一切いかんのですよといわれたら

藤田議員	どなんなっとなやいう声は絶対私たちに帰ってきますから、その分でこういうことになりますんで1年後には大変大きな問題をはらんでいると思いますので、それらについて各公社にそういった話をするように言っといてください。以上です。
山西議長 齋部企画 政策課長	企画政策課長 齋部正典君 藤田議員さんの再質問にお答えいたします。この指定管理者で出している施設関係につきましては公設民営化でございます。民営でございます。公設ということでございますのでやはり住民の側にたったサービスというのも大変これ重要でございます。公社とも相談、協議をしながらそのあたりのところをクリアーしていきたいというふうに考えております。よろしく願い申し上げます。
山西議長 大西豊議員	大西豊君 先ほど課長の答弁で指定管理者については問題はない指摘される方もあるという発言がありましたけど、ちょっとこれをさかのぼって考えていただきたいと思います。我々合併をしてまちづくり政策課によって18年度のこの話の進め方、19年度においては統廃合を議会としっかり行って進めて行くという前提の中で今日に至ったと思います。まあそういう中で1月4日これ課長会が仕事初めに非公募で推薦されたということで審査委員会においてもあらゆる角度から検討されたといわれておりましたが、課長会においてこの指定管理者を推薦されるに至ってどのような資料を持って議論されたのか。まあ先ほども問題ない言うたことに対して僕ちょっと違和感があるんですけど会計事務所、専門の会計事務所によってまあ仲南の指定管理者だけをとってみますと問題があるということを指摘しとります。また仲南の指定管理者の協定書については全般的に本当に優れた協定書だと思います。ただ私が指摘したいのは規定がないという項目、使用料については規定はない、道の駅について規定はないということについては極端に言えば、ただで貸して会計事務所は赤字だから問題であるということをやります。執行者の方はあの全体として黒字だ。ということをやりますけど、この間委員会においても実際見にいった場合、会計事務所の所見では農産物の開発云々いよるけど実際、中で説明聞いたら農産物の販売については13%の手数料を取っとなのでおそらく人員の配置も少ないんで僕は黒字だと思います。それ以外の分に問題があると思うんで、指定管理者が本当に問題について統廃合について、先ほど議員も質問しておりましたが本当にこの1年間また時期的には夏ごろとか、前半とか色々言われておりますが、本当に統廃合についての問題は解決できる問題か、私はいささか疑問に思います。昨年に戻りますけどその時の争点は、指定管理者の期日がちがうからということでそのまま同じ事の繰返しではなかろうかと思うんで、本当に指定管理者の統廃合の問題について今年の夏ごろまでに本当に解決できるもんか。それと、担当課長として本当に今、指定管理者の問題が、非公募の問題が正常だと認識しているものかどうか、経営的に正常であるとかいうことを認識しているかどうか、再度お伺いいたします。
山西議長	企画政策課長 齋部正典君

	齋部企画 政策課長	大西議員さんのご質問にお答えいたします。指定管理者に非公募で出すことに対してどういうふうに考えているのかということでございます。これにつきましては、あくまでも仲南振興公社、今まで6つの施設を管理していただいております。この6つの施設赤字のところもあれば黒字のところもある、まあ、全て総括まとめた指定管理ということでございました。その中で基本的には収支をプラス、マイナスですね、黒字経営をしていただいております。町の税金を投入するような状態には今の段階では至っておりません。よってこれが第3セクターとして町が旧仲南町が設立している第3セクターとして、地域の振興また雇用の創出という中で作られている第3セクターが今の段階においては費用的にも税金を投入するような状態ではないのですよね、私個人としては今の段階では育てるという意味合いで非公募で特に問題はないのではないかとこのように一つこれは考えております。それと統廃合が夏、今年中に出来るかどうか不安であるというお話でございますが、この仲南振興公社に今回もお願いして上程さしていただいておりますが、21年3月31日までの契約でございます。平行して琴南振興公社の問題もございます。よってこの2件の問題は合併当初より議会のうで大変ご議論いただいております。あとがないわけでございますのでこの夏までには方向性を出さないことには、例えば公募というお話になれば必然的に公募の手続きを夏ぐらいから始めて一般公開にはいることになります。よって夏を目途に方向性を出さしていただきたいというふうに考えております。 先ほどもう一点、産直市の使用料等が明記されていないということもでございます。これにつきましては、当時の仲南町の段階の協定書でそういうふうに謳われておるわけでございますが、協定書を作成する段階においてその当たりのところを再度詰めていくことにはなるのかなと思いますし、また公募、非公募また統合問題等が絡んできます。その中で協定書の方はある程度固まったものになっていくのかなあと考えています。ただまあ4月1日付けでの仲南振興公社との、これが議決いただきますれば仲南振興公社と4月からの契約になるわけですから、その時点で協定書がないわけにはいきませんのでその時点までにはもし議決いただければ協定書は作成することになります。 ただまあ1年間の間にその辺のところも見直しをかけながら、琴南振興公社とも方針をにらみながら取りまとめて行きたいというふうに考えておりますので、暫くお時間をいただいたらと思っております。よろしくお時間を申し上げます。 山西議長 大西豊議員 大西豊君 先ほど1月4日の課長会において非公募の推薦をされたということでいわれておりましたが、具体的にこれ非公募でもう具体的にもう今の執行者の流れによって、今議会に提出されとる流れに従ってきとるわけですが、どのような資料をもって審議されたのか。どのくらいの時間をかけたのか。それだけお願いいたします。 山西議長 企画政策課長 齋部正典君
--	----------------------	---

日程第 34	齋部企画 政策課長	大西議員さんの再質問にお答えいたします。1月4日のまんのう町公の施設の管理のあり方、検討委員会これは課長会が受け賜 っておるわけですが、これは新規導入施設として二宮忠八飛行館を含めて今度は6つから7つの施設を指定管理に出す件 について協議を行いました。その中で各施設台帳等それにかかる費用等を全て添付いたしまして各課長にお配りさしていただいて この経営状態の中で仲南振興公社に非公募として、この7つの施設をお願いしてもよろしいかというお話で課長会の中で時間をさ いていただいて決めさしていただきました。以上でございます。
	山西議長	他に質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第17号から議案第23号までの7議案は総務常任委員会に付託いたします。
		日程第34 議案第24号 平成19年度まんのう町一般会計補正予算(案)を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君
	栗田町長	ただ今上程されました議案第24号平成19年度まんのう町一般会計補正予算(案)をにつきましてご説明申し上げます。 1ページをお開きください。 第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億194万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ89億6,484万5千 円とするものであります。 第2条で繰越明許費を、第3条で地方債の補正を定めております。今回の補正は主に各費目の精査による増減でございます。 3ページをお開きください。 歳入につきましては、第1款町税から第20款諸収入までそれぞれ精査による増減でございます。第21款町債は各事業費の最 終的な見積を行った結果による地方債の増減でございます。 4ページの支出につきましては、第1款議会費、第2款総務費、第5款労働費は精査による各費目を増減いたしております。第 3款民生費は、社会福祉費のうち老人福祉費で4,120万2千円の減額、主に繰出金の減額、障害者福祉費で1,036万8千 円の減額、主に負担金又は補助金・扶助費の減額であり、その他は精査によるものでございます。第4款衛生費は、保健衛生費の うち、保健衛生総務費2,783万3千円の減額、主に委託料・繰出金の減額、その他は精査によるものでございます。第6款農 林水産業費は、農業費のうち、農業振興費2,158万3千円の減額、主に負担金・補助及び交付金の減額、農地費1,847万

	栗田町長	6千円の減額、主に工事請負費の減額、その他は精査によるものでございます。第8款土木費は、土木管理費のうち、道路橋梁維持費300万円の減額、道路橋梁新設改良費5,050万円の減額、いずれも主に工事費の減額であり、その他は精査によるものでございます。第9款消防費は、非常備消防費258万1千円の増額、これは防火水槽新設工事費の増額によるものでございます。第10款教育費は、中学校費のうち学校管理費1,680万円の減額、主に備品購入費の減額であり、その他は精査によるものでございます。 5ページをお開きください。 繰越明許費は平成19年度予算において計上いたしております事業を20年度へ繰越ための措置であります。第2款総務費では情報基盤整備事業で4億8,953万2千円、第6款農林水産業費では県営工事負担金657万円、第8款土木費では、県営工事負担金889万4千円をそれぞれ繰越すものであります。 6ページの地方債の補正は、事業等の精査による補正でございます。各事業の明細は7ページ以降に記載しておりますのでご覧願いたいと思います。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。
	山西議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。
	谷森議員	質疑はありませんか。 谷森哲雄君 歳入で合併対策補助金が810万減額されておりますが、当初予算では1,200万差引いたしますと合併対策補助金は390万ということになるわけですが、この合併対策の補助金というのは合併による旧町時代の交付税額が下回らない範囲内で算定されると、こういうことになっておるわけですが、810万も減額されるとこの要因はどこにありますか。お尋ねいたします。
	山西議長 栗田総務課長	(総務課長 15ページです。) (ちょっと 待って下さい。) 総務課長 栗田昭彦君 時間をとらせまして申し訳ございません。国庫支出金の中の国庫補助金、その中で総務費の補助金というのがございます。その中に合併対策補助金というのがございます。この減額の要因につきましては情報基盤整備事業に関係するものを対象とした補助金の減額が810万ということでございます。積算根拠810万がどういうふうにして積算されたかというのもご質問の中に入っただけというふうに思います。これにつきましては、具体的な積算根拠につきましてはまた調査さしていただきましてお答えさせていただきます。

日程第 35	栗田総務課長	だきたいと思いますのでよろしくお願いします。
	山西議長	他に質疑はありませんか。
	本屋敷議員	本屋敷崇君 31 ページになるんですけども、林業費の中で負担金の中で造林事業補助金というのがあります。まあ精査した結果、減るといのは予算が減額になるというのはええ事なんだろうと思うんですけども、今造林事業とかいうことはですね、山林の荒廃等々のことが叫ばれております。その中で当初あった造林よりも多分これは結果的にあの造林をした人が少ないと、いうかたちになるんだと思うんです。それは町としてはこれからのCO2削減の問題であつたりとか、等々するうえにおいては当然林野を荒廃させないというふうなかたちとして、もって行くのが森林を有する町としての町としては当然だと思いますので、この事業補助金の減額について少し教えていただきたいと思います。
	山西議長	農林課長 吉原孝一君
	吉原農林課長	本屋敷議員さんのご質問でございますが、今おっしゃられたとおりで精査した結果でございます。あのこの部分につきましては、当然事業量が減ったということでございますので、今年度からちょっと負担金を町の方で多少上げてという事業に取組みやすくということを考えておりますのでよろしくお願いいたします。
	山西議長	他に質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第24号は総務常任委員会に付託いたします。
		日程第35 議案第25号 平成19年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算(案)を議題といたします。
		提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君
	栗田町長	ただ今上程されました議案第25号平成19年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算(案)の提案理由についてご説明申し上げます。 第1条事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ871万4千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ23億5911万7千円と定めるものでございます。 41 ページをお開きください。

日程第 36	栗田町長	歳出では精査により 2 款の保険給付費を 1, 5 6 0 万増額補正、6 款保険事業費 2 3 9 万 5 千円増額補正し、4 款の介護給付費を 9 2 8 万 1 千円減額補正いたしまして差引 8 7 1 万 4 千円の増額補正となります。これに伴う歳入では 4 款の療養給付交付金で 8 6 4 万 4 千円、5 款の県支出金 1 7 1 万 1 千円の増額、9 款他会計繰入金で 1 6 4 万 1 千円の減額補正とし、差引 8 7 1 万 4 千円の追加補正とするものでございます。ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。
	山西議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 2 5 号は教育民生常任委員会に付託いたします。
	栗田町長	日程第 3 6 議案第 2 6 号 平成 1 9 年度まんのう町老人保健特別会計補正予算(案)を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 ただ今上程されました議案第 2 6 号平成 1 9 年度まんのう町老人保健特別会計補正予算(案)の提案理由についてご説明申し上げます。 第 1 条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 6 7 8 5 万 5 千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 3 1 億 2 8 1 1 万 3 千円と定めるものでございます。 5 1 ページをお開きください。 歳出については、精査の結果、2 款医療諸費で 2 億 7 4 4 1 万 9 千円の減額、1 款総務費で 1 0 万円の減額、4 款諸支出金の償還金で 6 6 6 万 4 千円を増額し、差引 2 億 6 7 8 5 万 5 千円の減額補正とするものであります。またこれに伴い歳入では 1 款支払基金交付金・2 款国庫負担金・3 款県負担金・4 款一般会計繰入金をそれぞれ応分の減額とし、5 款繰越金 3 0 1 8 万 5 千円・6 款の雑入 3 8 0 万 9 千円を増額補正とし、差引 2 億 6 7 8 5 万 5 千円減額の減額補正とするものでございます。ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。
	山西議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。

日程第 37	山西議長	質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 26 号は教育民生常任委員会に付託いたします。 日程第 37 議案第 27 号 平成 19 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算(案)を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君
	栗田町長	ただ今上程されました議案第 27 号平成 19 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算(案)の提案理由の説明を申し上げます。 歳入歳出それぞれ 1023 万 7 千円を減額し、歳入歳出の総額を 18 億 8376 万 3 千円と定めるものでございます。内容についてご説明申し上げます。殆んどが給付費等事業費の精査によるものでございます。 62 ページをご覧ください。 第 1 款総務費で 377 万 5 千円の減額、第 2 款保険給付で 3732 万 4 千円の減額、第 5 款地域支援事業費 505 万円の減額、第 9 款諸支出金で還付金として 3591 万 2 千円の増額で総額 1023 万 7 千円の減額補正となっております。よろしくご審議賜り、ご決定賜りますようお願いいたします。
	山西議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 質疑はありませんか。 谷森哲雄君
	谷森議員	居宅介護サービスの給付費が当初 5 億円ぐらい予算を組んどったかと思うんですがそれが 2400 万減額されておると、これは在宅介護があまり進んでないということですか。
	山西議長	健康増進課長 細川憲志君
	細川健康増進課長	谷森議員さんのご質問にお答えいたします。ご指摘のことにはなるんですがございますけれども、4 億 8 千万の予算計上しておりますけれども精査の結果 2400 万の減額ということで、確かに今施設介護の方が伸びているのが現実ではございます。
	山西議長	谷森哲雄君
	谷森議員	これまあ、私も前にも一般質問でも質問させていただいたんですが、施設介護は介護を受けられる方もかなり負担が重くなる。

	谷森議員	そしてまた、国、県、町もその介護費を負担していかなければならないということで、非常に国から見ても、それからまた介護を受ける方から見てもあんまりよくない現実かと思います。在宅介護が進めば家庭での情操教育いわゆる年寄りを大事にしなければいけないとか、家族のやさしさとか、こういうなんが小さい子供達にも目の前で見えと。だから本当に今の社会現象を見たら色々な様々な事象、事件が起きておるわけですが、在宅介護を進めることによって人のやさしさ、人間の命の大切さというのがよくわかるわけですしそしてまた琴南支所にも介護の事務所もありますし、それからまたまんのう町も社会福祉協議会が在宅介護をとりわけですが、やはり今後の財政面から考えても在宅介護をもう少しまんのう町として、そしてまた担当として積極的に取り組む施策とか方針を持つべきかと思うんですがこの点はいかがですか。
	山西議長 細川健康増進課長	健康増進課長 細川憲志君 失礼します。谷森議員さんの再質問にお答えいたします。今、在宅認定者の中で在宅介護が603人おいでます。それで前にもご答弁させていただいたかと思いますが、家庭的な事情等々ございます。それで出来るだけ町といたしましても、介護者の交流事業とかそれから在宅介護の給付費ですね、そういう事業を行いまして出来るだけ在宅介護を進める施策はとっておりますけれども、いかんせん現状は難しい状況かとは思いますが、なお一層努力して行きたいと思っております。
	山西議長 谷森議員	谷森哲雄君 このまんのう町総合計画にも、住んでいることに喜びを感じる町とか、そしてまた高齢者が在宅でその本当に安心して暮らせるまちづくりとか、こういうことも書いてありますし町長もそういうことを申しておったと思います。だからやはり私は町長もそういうことを肝に銘じて在宅介護中々、寝たきりになればこれはもう難しいかと思いますが、それに至るまでは出来るだけ在宅介護を支援するとそういうことで予算の配分もですな、例えば前にも申し上げましたが介護手当をもう少し手厚くするとか、そういうような方策も今後重要な検討課題ではないかと思っております。その点は町長本当にこれから後期高齢者医療制度か、そういうもんも出来ましたし中々高齢者にとっては暮らしが非常に苦しくなると、そういうようなことで是非私は在宅介護を町長として真剣に取り組んで行くといくんだと、こういうような姿勢とか、お答えがほしいかと思ったりするんですが町長のお考えはどうですか。
	栗田町長	町長 栗田隆義君 ただ今の谷森議員さんの質問にお答えいたします。町といたしましても私自身といたしましても、在宅介護・居宅介護が一番ふさわしい一番いいものだというふうには思っております。しかしながら色々社会的な状況を見ておりますと10年前、20年前には自分の親をこの老人ホームに入れるようなのは姥捨て山にやるような感じで罪悪感が皆さんもっておられたと思います。ところが今社会の風潮は大きく変わりましたある程度歳がよって、ちょっと動きがわるくなったら老人ホームに入れてしまわれるという

日程第 38	栗田町長	ような風潮が今あるような気がしてならないわけであります。長い間社会のため、家庭のため一生懸命がんばってこられた高齢者の方でありますので、やはり老後も家庭であたたかく見守ってあげて余生を過ごしていただく、これがやはり人間として一番最高の幸せだと思っておりますので町といたしましても、そういった方面大いに力いれてがんばって参りたいと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。
	山西議長	他に質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 2 7 号は教育民生常任委員会に付託いたします。
	栗田町長	日程第 3 8 議案第 2 8 号 平成 1 9 年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算(案)を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 ただ今上程されました議案第 2 8 号平成 1 9 年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算(案)につきましてご説明申し上げます。 6 9 ページをお開きください。 平成 1 9 年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算(案)は次に定めるところでございます。 第 1 条歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ 8 0 万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 3 億 5 3 9 7 万 9 千円と定めるものでございます。 第 2 条地方債の補正につきましては 7 2 ページをお開きください。第 2 条地方債の補正によるものであり、地方債の限度額を 3 3 0 0 万円から 3 3 8 0 万円にしようとするものであります。 7 5 ページをお開きください。 歳入予算についてであります、未給水解消事業として取組んでおります、前の川地区施設整備事業費について、起債額が 8 0 万円追加となりましたので、過疎対策事業債で 4 0 万円、簡易水道事業債分で 4 0 万円を補正しようとするものであります。 また、歳出についてであります、7 6 ページをお開きください。施設管理費の修繕費で止水栓が老朽化し、取替え修繕が必要となりますので、その費用といたしまして 8 0 万円を補正しようとするものであります。また、施設整備については財源内訳の組み換えによるものであります。よろしくご審議ご議決を賜りますようお願い申し上げます。
	山西議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

日程第 39	山西議長	これより、質疑にはいります。 質疑はありませんか。
	本屋敷議員	本屋敷崇君 細かい話にはなるんですが、補正で起債として 80 万を組んだ方がですね、一般会計から繰入れる、若しくは基金から繰入れるよりも得だということで、起債の方に入れているんだと思うんですけどもその理由を教えていただけるとありがたいかなあと思うんですが。お願いします。
	山西議長 宮地水道課長	水道課長 宮地隆君 本屋敷議員さんのご質問にお答えいたします。当初、1650 万を当初予算で計上しとったわけでございます。事業費の補助申請に伴いましてその申請額をはじき出しますと、80 万円の起債が借りられるというところから過疎債、当然過疎債分とすれば過疎債分の 7 割分は交付税措置というようなこともございますので、80 万円分の起債を充当したということでございます。80 万円のうち、40 万円については 1 / 2 が過疎債でございまして、1 / 2 が簡水債ということの条件になってございますので、そのような処置をとったわけでございます。以上で説明を終わります。
	山西議長	他に質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 28 号は建設経済常任委員会に付託いたします。 日程第 39 議案第 29 号 平成 19 年度まんのう町下水道特別会計補正予算(案)を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君
	栗田町長	ただ今上程されました議案第 29 号平成 19 年度まんのう町下水道特別会計補正予算(案)につきまして提案理由を説明申し上げます。 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 554 万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 2 億 8322 万 3 千円と定めるものでございます。 補正予算の主なものは、一般管理費の職員の変更に伴う減額補正及び中讃流域下水道建設事業における事業が繰越となるため、建設事業負担金の一部を繰越明許とするものであります。補正の内訳として歳出では一般管理費の給料・手当等職員の変更により

日程第 40	栗田町長	5 5 4 万円を減額するものでございます。また、中讃流域下水道建設事業の繰越に伴い、中讃流域下水道建設負担金 9 1 6 万 3 千円の内、4 7 0 万円を平成 2 0 年への繰越明許とするものであります。歳入の内訳は、一般会計繰入金で 6 8 3 万 6 千円を減額し、前年度繰越金で 1 2 9 万 6 千円を増額するものでございます。よろしくご審議ご議決を賜りますようお願い申し上げます。
	山西議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 2 9 号は建設経済常任委員会に付託いたします。
		日程第 4 0 議案第 3 0 号 平成 1 9 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君
	栗田町長	ただ今上程されました議案第 3 0 号平成 1 9 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）につきまして提案理由を申し上げます。 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 5 9 7 万 2 千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 8 2 7 4 万 5 千円と定めるものでございます。 補正予算の主なものは、施設整備費での浄化槽設置基数の減少による減額及び施設管理費での負担金の組替えに伴う減額等であります。歳出の内訳は、一般管理費の公課費での消費税調整金で 1 5 0 万円を減額、浄化槽設置整備費の工事請負費で 2 4 5 0 万円を減額、支出合計の組替えにより施設管理費の負担金補助及び交付金の中讃広域行政事務組合負担金で 9 9 7 万 2 千円を減額するものでございます。 歳入の内訳は、浄化槽設置整備基数の減に伴い分担金及び負担金の受益者負担金で 1 9 6 万 3 千円を減額し、国庫補助金で 8 3 0 万 7 千円を減額、県補助金で 2 4 7 万 1 千円を減額、一般会計繰入金で 1 2 2 3 万 1 千円を減額、町債で 1 1 0 0 万円を減額するものでございます。よろしくご審議ご議決を賜りますようお願い申し上げます。
	山西議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。

	栗田総務課長	いは補助金等の見直しを行いましたものの結果として1. 7%の微増になりました。 つづきまして、歳入の内訳でございます。2ページに下部にそれぞれ第1款から第21款までの歳入の内訳を記載しております。まず、町税の第1款でございます。本年度は18億9966万6千円を計上いたしております。前年度より6354万1千円の減額となっておりますが、昨年の当初予算におきまして三位一体の改革であります国と地方税源の均衡を図る税源、当初であり一部錯誤がありまして減額補正をいたしております関係で実際には概ね前年度並みの額でございます。 つづきまして、第2款地方譲与税でございます。20年度におきましては所得譲与税が税源移譲が本格実施されましたことから今回所得譲与税を廃止いたしました。道路関係の譲与税におきましては自動車重量譲与税を1億985万円4千円、地方道路譲与税を3979万3千円を計上いたしております。なお、地方道路譲与税につきましては今後の道路特定財源に関する国の動きによりまして金額が動く可能性もございます。 4ページをお開きください。第10款地方交付税でございます。これは歳入の40%を占めております。地方交付税を2つに分けますと普通交付税と特別交付税がございます。普通交付税につきましては合併措置分と本年新たに地方再生対策費を加算しまして、32億2920万を計上いたしております。昨年度に比べまして1億5320万の増でございます。また一方特別交付税につきましては、合併措置分を加えましたものの3億7200万円、昨年と比べまして18.8%の減となっております。なお、特別交付税におきます合併措置分につきましては3年間ということがありまして、20年度で終了ということになっております。 第14款、第15款国庫支出金、県支出金、この支出金につきましては特定の事務事業に充当される交付金であります。国庫支出金につきましては教育費の小学校施設にかかる補助金による増額が主なものでございます。県支出金につきましては後期高齢者医療制度の移行に伴う県負担金の増加、それと都市公園の事業量による増加でございます。なお、県の合併補助金につきましては平成19年度で3年間の措置であるため前年度で終了いたしております。 それから21款町債でございます。町債につきましては8億6250万、前年度1億9840万の減といたしております。主な減の原因といたしましては合併特例債でおこなっております情報基盤整備事業の完了によりまして2億5950万減となっておりますが、一方で都市公園整備の事業量の増により6760万の増額をいたしております。臨時地方道路事業債が町道の改良事業の完了によりまして1790万円減額いたしております。普通建設事業費に特定して充当されます町債は前年度より1億9840万の減となっており、投資的経費の縮減による結果となっておりますと記載いたしておりますが、補足をさせていただきますと7ページにですね、性質別内訳の一覧表がございます。ここに投資的経費という項目がございます、ここで金額をそれぞれ19年度と20年を対照いたしております。この対照の数字から見ますと3000万程度の減となっております。この理由といたしまし
--	--------	--

	栗田総務課長	ては起債というものは、目的があってですね、その目的事業に対しまして起債が受けられるものでありまして、19年度については先ほどご説明いたしましたように情報基盤整備事業に対する起債が多額なものを占めておりました結果、この起債分が減少になったということでございます。まあそういう意味で投資的経費の縮減による結果という表現をいたしております。まあこのようなことから本年度のおきましてもプライマリーバランスは黒字となります。 つづきまして歳出のご説明をさせていただきます。 下の表に目的別内訳を第1款から第14款まで一覧表にしてしるしております。ウエイトが高い割合を見てみますと、まず民生費がもっとも大きなウエイトを占めております。24.9%でございます。以下総務費、次で教育費、さらに公債費となっております。主な原因の一つとして民生費の中には後期高齢者医療制度に移行に伴う拠出金が増加、それから土木費につきましては都市公園整備の事業費の増加、それから教育費につきましては小学校施設の整備、公債費につきましては公債費の資金の繰上償還に伴う増加でございます。なお、第2款の総務費大幅な減少は何回も申し上げておりますが、情報基盤整備事業の完了によるものでございます。 7ページはこれは性質別内訳でございます。7ページの後半部分に平成20年度一般会計歳出予算の性質別内訳の一覧表をしるしております。義務的経費は人件費、公債費、扶助費で構成されております。人件費につきましては0.1%の微増となっております。これはですね、職員の一部が普通建設事業費かかる職員ということで投資的経費の中に計上いたしております。この一覧表の中にもかっこ書きでその金額をしるしております。まあこういってございまして、実質的には団塊世代の退職時により3400万円の削減が図られております。公債費につきましては5.5%の増になっておりますけれども、これは償還の実施による、繰上償還の実施による増額でございます。 つづきまして、投資的経費でございますが、これ前年度2.3%の減であります。情報基盤整備事業が完了したものではありませんけれども、都市公園整備とか小学校施設整備の事業によりましてその分が増加となっております。その他の経費につきましては、物件費、補助費等、繰出金などでございます。特に補助費につきましては後期高齢者医療制度の移行に伴う拠出金等の追加でございまして前年度より20.2%大幅に増加いたしております。反対に繰出金は前年度より21%の減でございますが、これにつきましては老人保健特別会計制度が後期高齢者医療制度への移行によります予算規模の縮小ということでございます。 8ページをお開きください。まず、平成20年度主要施策をしるしております、遊休施設再活用の推進、公共交通対策、情報通信事業、少子化対策、公共施設バリアフリー化対策、地域防災対策、小中学校施設の耐震対策でございます。8ページの後半部分につきましては、款ごとの支出の内容をしるしております。主に増額のものにつきましてのご説明をさせていただきます。
--	--------	--

	栗田総務課長	1 款 議会費 1 億 4 2 2 6 万 1 千円を計上しております。第 2 款 総務費 1 3 億 2 0 0 万 3 千円、総額では 4 億 2 8 0 0 万の減でございますが、これは先ほどの情報基盤整備事業の完了によるものでございます。第 1 項総務管理費の 1 目、一般管理費の中で 4 月より暴力行為対策等のために警察官の O B の方を採用するということで賃金を計上さしていただいております。 それから 9 ページの 5 目、財産管理費この中では財政健全化法に関連する台帳の整備をしなければならないということで、財産台帳整備調整事業の委託料、また神野婦人の家、勤労青少年ホームの下水道の整備ということで 1 3 6 0 万円を計上さしていただいております。 第 6 目の企画管理費の中におきましては重点施策の一つでもあります遊休施設再活用推進事業費を計上さしていただいております。 第 7 目の自治振興費の中では福祉タクシー運行事業、チケットの印刷等で 1 5 2 1 万円を計上さしていただいております。 第 1 2 目の情報通信費、1 0 ページをお開きください。この中で新たに光ケーブル保守料 2 5 2 0 万を計上さしていただいております。また、共聴組合施設の撤去といたしまして 2 4 2 0 万 3 千円を計上さしていただいております。 第 2 項の徴税費でございますが、これは第 2 目の賦課徴収費で住宅ローン控除の実施に伴う減税分の還付金として 2 7 6 2 万 2 千円増を計上さしていただいております。 それから 1 1 ページの第 3 款の民生費 2 2 億 2 9 8 2 万 4 千円を計上さしていただいております。対前年度比 5 . 8 % の増でございます。これは将来にわたってでもね、非常にまあ町の財源を左右するものでございます。1 2 ページのまず 1 項 社会福祉費、社会福祉費の中の第 1 目、社会福祉総務費、この中で 4 月より行われます後期高齢者広域連合への給付費、負担金を 2 億 2 5 0 5 万 7 千円をまた後期高齢者医療特別会計繰出金が 1 億 5 1 万円を計上いたしております。国民健康保険特別会計繰出金が 5 8 0 0 万円という減額もございますが、まあこの費目の中では相当な増額となっております。 逆に第 2 目老人福祉費におきましては、老人保健特別会計繰出金が減額するということで 2 億 7 9 6 3 万 3 千円が減となっております。なお、特別老人ホームやすらぎ荘の改築に伴いまして 4 5 7 6 万 6 千円の計上をいたしております。 続きまして 1 3 ページ児童福祉費の中の児童福祉総務費、まあ少子化対策といたしまして放課後児童の対策費として 2 0 1 万 4 千円を、預かり保育といたしまして 9 5 4 万 7 千円を計上いたしております。 続いて第 2 目保育所費これにつきましては、3 歳児未満の増加によりましてそれに対応する臨時保育士が必要になっておりますので、それについての賃金を 2 1 9 3 万円を増としております。 それから 4 款衛生費 8 億 1 1 2 6 万円を計上いたしております。前年度 3 1 9 0 万円の増でございます。内容につきましては、
--	--------	---

	栗田総務課長	14ページをお開きください。まず、2目、予防費といたしまして新たに犬の不妊手術補助金として30万円を計上いたしております。 それから第5目、飲料水供給施設整備費これは琴南地区の水道未普及地域への整備を行う補助金でございます。 それから15ページ移ります。第5款労働費でございます。これは370万3千円を計上いたしております。 第6款農林水産業費8億437万2千円前年度比457万9千円の減となっております。16ページでございます。この中におきましては、第5目の農地費につきましては性質上、事業の増減によりまして事業費が増減するというのが主な理由でございます。 第6目、農村環境改善センター費この中でエレベーター設置工事といたしまして旧満濃地区の満濃農村環境センター新たに公共用施設のバリアフリー化としてエレベーターを設置するということで2320万円を計上いたしております。 第7目、地籍調査費これは7724万6千円、2447万3千円の増でございますが、これは早期完了に向けての組織の強化ということで職員の増、あるいは委託量の増でございます。 つづきまして第2項林業費17ページの第2目、林道事業費これは昨年1路線が完了いたしまして今回新たに2路線の事業に取り組むということでございます。 つづきまして第7款商工費9235万1千円前年対比4686万2千円の増であります。主な理由といたしましては商品券を発行いたしております。これがかなり好評でありまして1223万3千円の事業量増をいたすということで増加をいたしております。 第8款土木費6億7030万9千円、9663万4千円増でございます。主なものといたしましては、18ページでございます。 まず、2目の道路橋梁維持費の中に町道修繕費を2038万3千円減といたしております。また、維持補修用資材費も385万円の減といたしております。 さらに第3目の道路橋梁新設改良費で緊急地方道路整備事業が完了いたしまして、6966万7千円の減となっております。 つづきまして都市計画費で第4項の都市計画費でございます。これにつきましては4億5900万1千円、前年度より2億3473万2千円の増額を計上させていただいております。これはかりんの都市公園整備事業、かりんの丘公園、また満濃池周辺整備による増加が主な理由でございます。 それから第9款消防費5億1555万5千円、1593万1千円の増でございます。主なものといたしましては3目の防災対策費、これは情報基盤整備施設を活用し、新たに防災情報屋外拡声設備工事を設置するものでございます。1500万円を計上させていただいております。
--	--------	--

	栗田総務課長 山西議長 本屋敷議員	第10款教育費12億5003万7千円前年度対比2億4457万円の増でございます。内訳といたしましては20ページの第2目小学校費の中で4億4575万9千円、2億5628万3千円の増でございますが、これにつきましては長炭小学校耐震大規模改修工事で2億6千万を計上いたしておりますのが大きな要因でございます。また、中学校費の中に学校建設費といたしまして中学校施設耐震診断改修設計業務として910万を計上いたしております。それから第5項社会教育費の中には社会教育総務費の中で中寺廃寺跡発掘調査事業費といたしまして、国の史跡指定範囲内の用地の取得費といたしまして1806万4千円を計上いたしております。この広さは18万㎡余りだと聞いております。 つづきまして22ページ国際交流でございます。国際交流費の中に中学生海外派遣業務委託料600万円を計上いたしておりますが、これは対象を従来3年生だったのを2年生に変更するということで変更の20年度に限りまして2、3年生を対象とするため経費が2倍になったものでございます。 それから11款災害復旧費5千円これ存目でございます。 第12款公債費10億8930万1千円、前年度対比5662万9千円の増でございます。これにつきましては長期償還金の繰上償還金、交付税措置がないものにつきましては早期に出来るだけ早く償還するというところでございますので、そういう目的で繰上償還を行います。それからまた利子におきましては償還が開始したということで2207万5千円の増の計上をいたしております。 第13款諸支出費2741万9千円 前年対比124万2千円の増額でございます。主なものといたしましては、基金費といたしましてそれぞれの基金に対します利息への積立金でございます。 最後のページに基金の状況について一覧表にのししております。予備費といたしましては、14款の予備費といたしましては、昨年同様500万円を計上いたしております。以上でございます。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 質疑はありませんか。 本屋敷崇君 まずは、基本的なことから町長に一つお伺いしたいと思います。一般会計ですけれども当然歳入あつての歳出であります。それがですね、今回繰入金の方で前年度から1億2700万ほど増額というかたちで補填というかたちになっておりますけれども、本来であるならば歳入がないのであれば歳出を抑えるのが当然だと思います。本町としては今年にかけてですね、約20億からの設
--	--	---

	本屋敷議員 山西議長 栗田総務課長 山西議長 本屋敷議員	備を作りました。これから２５００万もらって２５００万で保守してもらおかたちをとっている以上ですね、これから減価償却とかを考えれば、これからうちの町としては等々の維持費がかかってくると思います。そうなった時にですね、何をたよりにするかとやはり基金になるんだと思います。そこでですね、こういった中で基金を取り崩しをしていくというのはいかがなものかと、もう少しですね、抑えることは出来なかったのかどうか、この歳入を抑えていく中で今回歳出総額で１．７％ですか、増額という予算を町長としてはどう見ますか。そこを返答いただきたいと。 総務課長 栗田昭彦君 本屋敷議員さんのご質問にお答えいたします。確かに繰入金が昨年度よりですね、増加いたしております。おっしゃるとおり基金の取り崩しということでございまして、まあ本来ならその基金を取り崩さない範囲で歳出の執行を行うということが基本的な考え方はいうまでもないと思います。ただ私もですね、この仕事を担当さしていただきましてまだ期間が短い関係で十分なことは申し上げられないんですけれども、７ページのこの性質別内訳という中でですね、義務的経費、投資的経費、その他経費というこの３つに分けております。義務的経費というのは義務ということですから義務として支出するんだという話になると思います。ただこの中で扶助費はですね、当然ですね、色んな法律の下に交付されているお金とそれから町が独自でやっておる扶助費これがあります。これをどうするかというのがまずあると思います。国の法律に基づいた扶助費についてはそういうかたちで補助金等もいただけますので、これは法に基づいた執行が可能ですありますが、その町単独でも行っている扶助費をこれからどうするかという問題がまずあります。公債費につきましてはこれは出来るだけ早い借金払いということでございますので、早い償還をすべきだと考えております。問題はですね、投資的経費でございますがこれにつきましてもですね、効果があるものかあるいはないものか、またですね、事業費が上がってもそれに対する補助金とかですね、あるいは起債がですね、十分対応出来るのであればですね、当然一般財源というのは出さなくていいわけです。出さないというか少なくて済むわけです。その辺を考えながらですね、事業に取組べきだということも一つ考えております。これにつきましても総合計画というのもございますのでその中で検討していくべきものだと考えております。それからその他の経費につきましてもっとも大きい部分を占めております補助費でございます。これはですね、７ページの説明書きにも書いておりますが制度上どうしても行わなければいけない部分が多々あると思います。まあこの部分につきましてはやはりしかるべき必要な支出をしなければいけないと思いますが、それ以外のですね、補助費につきましてはこれも十分、今後検討すべき問題だと思っております。以上でございます。 本屋敷崇君 今の課長の答弁を受けてですが、扶助費を何とかするというのは県が今年やろうとした施策だと思いますけれども、扶助費まあ
--	---	--

	本屋敷議員	今回予算を算定していく中で歳入が足りないというのであれば確かに扶助費を見直すですね、また物件費が今回増額になっております。物件費とかまた補助費、先ほど言われておりましたけれども、委託等々ですね、こういったものの見直しとかをしていかなければならなかったのではないんかと思うんですけれども、今聞いた中でしていかなければならないという話ですけれども、今回20年度予算を策定するにあたってですね、そういうところを十分に議論されたのかどうかそこをお聞かせいただけたらと思います。
	山西議長 栗田総務課長	総務課長 栗田昭彦君 本屋敷議員さんの再質問にお答えいたします。当然、私が異動する前から20年度予算というのは既に取り組が始まっている問題でありまして、その当初からいかに支出を削減するかというテーマの中でですね、色んな様々な検討をいたしております。扶助費におきまして、補助金におきまして政策的な部分がかなり大きな影響をいたしておると私は思います。それをですね、遅きに失したかもわかりませんが、20年度予算にはですね、どうしても住民への周知あるいは住民の皆様へのご理解こういうのも非常に重要なものでありますので、まあそういう意味も含めまして20年度にはですね、まあその辺の削減が出来なかったと、ですからこれからの実施に当たりましてはその辺も十分考えながら削減策に取り組む必要があると思います。以上でございます。
	山西議長 本屋敷議員	本屋敷崇君 今の話を聞かせていただいた限りでは、しなければいけないけれども今回出来ていないというのが現状だと思います。昨年度より始まるとる集中改革プランですね、町民への負担を切っていく上で当然集中改革プランなどの事業評価をしてですね、当然これが支出的にいかがなものかというものがなければ切れないものだと思います。そうした中で去年の3月議会の時にですね、町長に全事業を見直していただけますかと言った時に町長の答弁としては、全部見ますという答えだったんですけれども、当年度ということで初年度ということで92事業というかたちになっておりますけれども、施政方針の中で21年度までというかたちになっていますが、やはり今年ですね、予算を見てもですね、早々にそこら辺を見直さなければ歳入が足りない中で今までどおりの歳出を出せないのが今のわが町の現状だと思います。そういった中でですね、やはりそういった見直しをしていくのが急務だと思います。急務の中で21年度という3ヵ年でなくてですね、全事業を特に物件費とかはですね、また他の町とかでも見ていってもですね、見直しているところが沢山あります。そういった中で20年度に事務事業評価の全ての見直しが終わるぐらいの気持ちでしていただきたいと思います。またですね、今回の20年度の予算においてですね、その辺の話がどのようにされたかという資料をですね、委員会においてはですね、審議する上に提出していただきたいなあと思います。
	山西議長	総務課長 栗田昭彦君

	栗田総務課長	本屋敷議員さんの再々質問にお答えいたします。19年度より集中改革プランを始めておりまして92の2次評価を終えております。あと1千前後の事務事業が残っておりますが、まあこれを出来るだけ早く完了さすというのは当然のことではありますが、はたしてその20年度にですね、全てが完了するというのはちょっと物理的に難しいというふうに思います。ただですね、集中改革プランの中の事務事業評価というのは、まずそれで完了するわけでないというのはご存知と思いますが、プラン、デュ、チェック、アクションですかね、まあそういうことで繰り返してやるものですからそういうかたちで何回も何回もその事業を再度見直して、また行動して行く、それをやったからしたら早期にその効果が表れるかと、あらわれる部分もあるし、またそうでない部分もあるということもまた考えられるようなことと思います。まあいずれにいたしましても出来るだけ早期に2次評価まで終えたいというふうに考えております。それから、予算の積算根拠というお話でございましたが、各課から出されております予算要求につきましては、その資料は内部資料の範疇だというふうに考えております。ですから今の段階ではそういう資料の提出につきましては、今のところはお出し出来ないということと考えておりますが、まあ個々につきましてはですね、全体は無理でも、こういうのだけやったらどなんなんなあとというのであればですね、それは程度にやりますけれどもまたお話をさしていただきたいなあというふうに思っております。以上でございます。
	山西議長	他に質疑はありませんか。
	小亀議員	小亀重喜君 すいません。予算が本来は目的であるところの予算立てがしていないと、訳がわからなくなるということをちょっと申し上げたいんですが、一つは例をいいますと先ほど総務課長の方からご説明があった教育にも関係するんですが、他の所管にも関係するところで例えば15ページ5項の労働費の下の方にあります。勤労青少年ホーム設置費これ運営費になっておりますね。本来であればこれは実質のところは公民館費用に近いものだと思うんです。それから次のページの農村環境改善センター費、これは農林費用として出されておるんですが本来は多分住民の福祉とか、住民サービス、農林とはちょっとちがうところでの拠出だと思うんです。結局何が言いたいかというと、あの元々の予算区分がちがっておりましたらその予算を入れたのにその評価としてどういうことが起こったかが評価出来なくなるんです。農林予算がこれだけ広がったのに農林の効果としてこうだ。労働費用としてこれだけ入れたんですが、労働の効果としてこうだと判断するときには目的が異なっているんですよ。それはひょっとしたら、いつて来いの変な予算措置になるかもしれませんが、例えば労働費として教育の方に振り替えてそこから使うとかをしないと多分本当に教育として効果があったかどうか、農林として適正だったかどうかということがわからないんですよ。それは前前前回ぐらいにお伝えしたと思うんですが、ちょっとまあ元々の予算措置上国なり県なりの補助元があるがためにそういうことが出来ないというの

	小亀議員	も重々わかります。でもそれをちょっとずつ変えていかないと本当の効果がわからなくなるんです。もう一つ思うのは長炭なごみ館という施設がございます。あのご存知のとおり農林予算でございますね、ただ目的というか予想の人員というのをとんでもない2万何人、年間でいけるということを何かの資料で書いたんでしょうね。それをカバーするために変な話でちょっと無理な報告書をとんでもなく苦勞して作られているという状況があります。それも何かというと本来は公民館として使っているのに農林的なものだということで無理をしながら騙し騙し、毎年クリアーしているような気がするんです。そうじゃなくていつかの時点で本来の形に戻さないといつまでもそんなこと続けられないと思うんです。ですから今回予算分につきましても本当にその予算立てでいいのかと、本来でしたら先ほどの労働費予算は公民館として位置付けしなおした方がきれいじゃないか。先ほどのエレベーターでしたら福祉予算としてひょっとしたらタクシーも自治予算になってますけど福祉的観点から使われることが多いのであれば福祉的な予算として計上した方がきれいなはずなんですよ。そのあたりは十分吟味されたかどうか、でないと評価が出来なくなると思うんで、そのあたりについてコメントいただけたらと思います。
	山西議長 栗田総務課長	総務課長 栗田昭彦君 小亀議員さんのご質問のお答えいたします。ご質問の中にも理解しながらおしっておるというようなことが多分にわかるような気がするんですけども、制度上やはり補助金をもらっている担当課がですね、まず町の予算の中でも担当課になるということとはご理解いただけたらと思います。それをどういうふうにしていくかということになればですね、またその制度をどういうふうに制度に対してどういうふうに対応するかということもございます。ですからその補助金の問題と実際のその町の予算に計上する問題というのは連携しておるようですが中々相反するものがございますので、その辺の検討をですね、する必要はあると思います。もしですね、それで制度上問題がなければですね、それはわかりやすい予算計上を検討するようにしたいと考えます。またなごみ館につきましてはですね、私以前担当だったもんで一言申し上げますが、その私が知っておる限りは確かに計画では利用者数がかなり多い数字で計画いたしておりましたが、それをその数字に合わせるために四苦八苦しているという事実はないと思います。ただその数字に合わせるために努力をするというそういう話合いを今やっているというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。
	山西議長	他に質疑はありませんか。
	白川美智子議員	白川美智子議員 18ページの都市計画費なんですが、かりんの丘公園は今年で完成するように書いてありますけれど、今後どのような公園になるのか教えてください。

山西議長 小野建設課長	建設課長 小野隆君	今の白川議員さんのご質問でございますが、都市計画費の中のかりんの丘公園の整備ということでございますが、町長の施政方針にもありましたように今年度20年度をもってですね完成さすと。大まかな整備の方法は今現在残っておる箇所をですね、多目的広場、一部サッカー場等を整備してですね、一部管理棟が出来ますがそういうものを全部整備して最小限の費用でですね、完了させたいということでございます。以上です。
山西議長	他に質疑はありませんか。	
谷森議員	谷森哲雄君	19年度の予算もそうであったんですが、20年度の一般会計の予算の総額も歳入歳出が20年度は89億円それに対しまして町債、起債が110億と、これはあの19年度も起債の残の方が多かったかと思います。これは私非常に理解しがたいんでこの点の説明と、それからですね、毎回申し上げておりますが色んなシステム、プログラム、パソコン上のソフトですかこれを購入するわけですが、今回の固定資産評価システム業務委託料1095万円これほど高密度な高価なプログラムを導入するわけです。それで私が考えるのは当然サポートセンターというのがあるのではないかと思うんですが、比較的軽易なプログラムは町で職員の中、あるいはサポートセンターで質問して対応できるのではないかと思うんですが、固定資産評価システム業務委託料というのは1095万、かなり大きな金額なんでこれをお尋ねいたします。それからですね、遊休施設再活用推進事業費いうんで500万とこれはちょっとあまりにも金額が大きすぎるかなあと思うんでその点、以上3点お尋ねいたします。
山西議長 栗田総務課長	総務課長 栗田昭彦君	谷森議員さんのまず第1点の起債の残高についての考え方についてご説明をさせていただきます。19年度末の起債の残高の見込みは約105億円程度になるというふうに考えております。起債のですね、利活用ということでございますが基本的にはですね、工事を行う場合のその事業目的によります起債、あるいは臨時財政特例債のようにですね、一般財源として使えるような起債、色々種類がございます。一番有利な起債を借り入れるということは勿論でございます。合併したことによりまして一番最も有利なのは合併特例債あるいは辺地債あるいは過疎債というかなり有利なものがありますので、それをですね、利用出来る場合は優先的に利用するというふうに考えております。加えて交付税による措置があるものこれも当然考慮に入れるべきものと思います。これからの償還の計画でございますけども、これにつきましては先ほど説明の中にもありましたように大体10億から12億程度で推移してまいと思います。この中には当然その地方交付税措置がございますので10億といいましてもその全部が町の財源でないということは勿論でございます。なお、起債の額でよく言われるのが公債比率ということが言われておりますが、今の予定では大体

	栗田総務課長 山西議長 齋部企画 政策課長 山西議長 三好税務課長 山西議長	15%前後で推移する予定でございます。ですから金額もかなりの金額になっておりますが、その支払の財源等も十分考慮しながら起債を活用いたしておりますので、今のところは概ね問題はないかというふうに考えております。以上でございます。あとの質問につきましてはちょっとシステムのこととか、あとは利活用につきましては細部についてわかりませんので担当の課長の方に説明をお願いしたいと思います。 企画政策課長 齋部正典君 谷森議員さんのご質問にお答えいたします。遊休施設の費用で500万を組まさせていただいている分でございますが、現在まんのう町には4つの遊休の小学校の跡地がございます。この4つをですね、あまり長くそのまま置いておきますと傷みがきます。早急に今検討していますようにですね、新しい利活用をしていただく方を探しておるわけでございますが、その方が入っていただければですね、すみやかにその電気とか水道とかそれに係わるですね、町がしなければならないものを、やはりお貸しする前にはですね、ある程度の整備をしてお貸してちゃんと使用料をいただくとか、そういうかたちになろうと思います。ですからその予算をですね、4箇所分としてまとめた金額といいますか500万として今回組んでいただいております。よろしく願いしたらと思います。 税務課長 三好定君 谷森議員さんのご質問にお答えいたします。固定資産評価システムの件でございますが、これにつきましては私もまだ1月に赴任したばかりでございますが、まんのう町の建物が年間約160件ほどの建築というか、建物の評価をしなければならず今までについては職員が行って手書きで色々測ったりするわけでございますが、そのソフトということで非常にシステムについては高額ではありますが、経費につきましてはこれをお願いしたいということで、非常にすばらしいソフトということを知っております。だからその件数も年間160件ほどあります。それを今までの手書きよりはやはりこういったソフトを利用することによって非常に効率が図れるということで聞いておりますのでその点よろしく願いしたらと思います。 他に質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第31号は総務常任委員会に付託いたします。 議場の時計で17時45分まで休憩をいたします。
--	--	---

休憩 17時30分

日程第 42	山西議長	休憩を戻して会議を再開いたします。	再開 17時45分
	栗田総務課長	総務課長 栗田昭彦君 失礼します。先ほど谷森議員さんから国庫補助金の中の合併対策補助金のことについてご質問があった中で、私ちょっと調べさせていただきますということを申し上げました。合併対策補助金の性質をまず申し上げます。これにつきましては、合併後10年間でいただける国からの補助金だということでございます。それぞれの合併している自治体の総額が決まっております10年間でそれを使い切るというような話でございますので、今回810万が減額されましたけれども、これは貯金というか総額の中でまだ残っているということでございますので、今回は減額になりましたがまたそれ以降に使用出来るというものでございます。以上でございます。	
	山西議長	日程第42 議案第32号 平成20年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君	
	栗田町長	ただ今上程されました議案第32号 平成20年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）の提案理由についてご説明申し上げます。 第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2020万円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ3100万円と定めるものでございます。 119ページをお開きください。歳入では主なもので1款の国民健康保険税4億400万円、2款手数料10万1千円、3款国庫負担金・国庫補助金合わせて6億3077万4千円、4款療養給付金交付金2億6千万1千円、5款前期高齢者交付金3億円、6款県負担金・県補助金合わせて8123万3千円、8款の共同事業交付金2億9973万4千円、10款他会計繰入金1億4200万円等でございます。 120ページをお開きください。歳出の主なものとして1款総務費で1074万4千円、2款保険給付費14億1743万8千円、3款後期高齢者支援金で2億3万円、5款老人保健拠出金5707万1千円、6款介護給付金9900万円、7款共同事業拠出金2億9974万4千円、8款保険事業費2643万9千円等を見込んでおります。平成20年度より始まります後期高齢者医療制度の影響を反映した予算編成となっており対前年度比1億825万5千円減となっております。 また、直診勘定については前年と同額の3100万円の予算編成となっております。133ページをお開きください。歳入では1款診療収入1460万円、2款繰入金1589万9千円、3款諸収入50万1千円でございます。歳出といたしましては1款の施設管理費2608万2千円、2款医業費461万1千円、予備費30万7千円でございます。ご審議の上ご決定賜りますようよろ	

日程第 43	栗田町長 山西議長 栗田町長 山西議長	しくお願い申し上げます。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 なお、本議案は委員会付託を予定しておりますので質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 3 2 号は教育民生常任委員会に付託いたします。 日程第 4 3 議案第 3 3 号 平成 2 0 年度まんのう町老人保健特別会計予算(案)を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 ただ今上程されました議案第 3 3 号 平成 2 0 年度まんのう町老人保健特別会計予算(案)の提案理由についてご説明申し上げます。 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 2 1 1 5 万 3 千円と定めるものでございます。1 4 5 ページをお開きください。歳出の主なものは 2 款の医療諸費 3 億 1 7 7 0 万円でございます。これについては平成 2 0 年 3 月診療分等の支払金額を見込んでおります。その他 1 款総務管理費で 2 1 5 万 3 千円、4 款自賠責保険求償手数料 3 0 万円、5 款予備費として 1 0 0 万円を計上いたしております。また、歳入では 1 款支払基金交付金 1 億 5 9 1 5 万 2 千円、2 款国庫負担金 1 億 5 5 0 万 1 千円、3 款の県負担金 2 6 3 0 万 1 千円、一般会計よりの繰入金 3 0 1 9 万 2 千円等を見込んだ予算編成としております。ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。
---------------	--	---

日程第 44	山西議長	これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 3 3 号は教育民生常任委員会に付託いたします。 日程第 4 4 議案第 3 4 号 平成 2 0 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君
	栗田町長	ただ今上程されました議案第 3 4 号 平成 2 0 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）の提案理由についてご説明申し上げます。 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 8 2 7 5 万 7 千円と定めるものでございます。1 5 5 ページをお開きください。歳出の主なものは 1 款総務費で 1 7 8 万 5 千円、2 款広域連合納付金 2 億 7 9 9 7 万 1 千円、4 款予備費として 1 0 0 万円等でございます。歳入の主なものは 1 款の後期高齢者医療保険料 1 億 8 2 2 4 万円、4 款一般会計繰入金 1 億 5 1 万円等でございます。ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。
日程第 45	山西議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 （なし） 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 3 4 号は教育民生常任委員会に付託いたします。 日程第 4 5 議案第 3 5 号 平成 2 0 年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君
	栗田町長	ただ今上程されました議案第 3 5 号 平成 2 0 年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）の提案理由についてご説明申し上げます。 歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 8 億 6 6 1 0 万円と定めるものでございます。1 6 5 ページの事項別明細をごらんください。まず、歳入の主なものについて申し上げます。第 1 款保険料として 3 億 6 6 8 万 9 千円、6 5 歳以上の第 1 号被保険者の保険料として納付いただいているものです。第 2 款分担金及び負担金として 2 2 6 万円、地域支援事業にかかる利用者負担金です。第 4 款

日程第 46	栗田町長	国庫支出金として4億5289万1千円、第5款支払基金交付金として5億6176万9千円、これは40歳から64歳までの第2号被保険者から納付いただいている保険料で社会保険支払基金から交付されます。第6款県支出金として2億7815万7千円。第9款繰入金については、2億6423万円、一般会計より2億5777万円、給付費について安全サイドを考慮して、介護保険財政調整基金より646万円の繰入金を計上させていただいております。 次に歳出についてでございますが、第1款総務費で2598万4千円、第2款保険給付費で平成19年度当初予算から1.5%減の18億481万1千円。第5款地域支援事業費で3505万3千円、第8款予備費で14万8千円。第9款諸支出金で10万2千円を計上させていただいております。介護保険特別会計予算の前年度対比は2790万円の減、伸び率マイナス1.5%となっています。以上よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。
	山西議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第35号は教育民生常任委員会に付託いたします。
		日程第46 議案第36号 平成20年度まんのう町診療所特別会計予算(案)を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君
	栗田町長	ただ今上程されました議案第36号平成20年度まんのう町診療所特別会計予算(案)の提案理由についてご説明申し上げます。 診療所特別会計における平成20年度の予算(案)につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9420万円にしようとするものであります。前年度当初予算と比較してみますと830万円の減、前年対比約8.1%の減となっております。 20年度の予算の編成にあたっては施設の管理等に要する経費及び診療に要する経費状況等を基に予算計上してところであります。その内容でございますが、最初に主な歳入についてご説明いたします。診療収入は8700万円、前年度対比30万円の微増であります。使用料及び手数料として前年度とほぼ同額の74万円を見込んでおります。県支出金につきましては73万5千円、前年度対比425万2千円の減となっております。本年度県補助金を受けて美合診療所に電極療法機を購入する予定にしております。

日程第 47	栗田町長	す。繰越金につきましては552万1千円を見込んでおります。 次に主な歳出についてご説明いたします。総務費、施設管理費でありますが5509万8千円、前年度対比222万1千円の増、4.2%の増となっております。医業費は3851万8千円、前年度対比1050万6千円の減、21.4%の減であります。これは主にレントゲン透視撮影装置購入費用の減によるものでございます。施設整備費は前年度と同額の30万円を計上しているところでございます。よろしくご審議ほどお願いいたします。
	山西議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第36号は教育民生常任委員会に付託いたします。
		日程第47 議案第37号 平成20年度まんのう町簡易水道特別会計予算(案)を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君
	栗田町長	ただ今上程されました議案第37号平成20年度まんのう町簡易水道特別会計予算(案)の提案理由についてご説明申し上げます。 195ページをお開きください。平成20年度まんのう町簡易水道特別会計予算は、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6100万円と定めるものでございます。第2項は歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区域ごとの金額は197ページの第1表 歳入歳出予算のとおりでございます。 第2条一時借入金の限度額は地方自治法第235条の3第2項の規定により3000万円と定めるものであります。 第3条においては歳出の流用について掲げております。 冒頭に、予算方針の中において説明させていただきましてように前の川地区の未給水区域解消事業は平成19年度で完了することになってございます。したがって20年度につきましては、前年度と比較しますと7429万6千円の減、対比22.2%の減となっております。20年度の主な事業につきましては、予算方針で申し上げましたように造田浄水場の機能強化を図る措置

	栗田町長 山西議長 本屋敷議員 山西議長 宮地水道課長	として、２０年度に１２００万、また仲南簡易水道事業においては給水区域の変更に伴う変更認可作成業務として、３００万円を計上しています。また、各浄水場の集中監視体制について検討して参りましたが仲南簡易水道事業のみが無人化となっていますので、現在の水道課で監視ができるよう仲南地区遠方監視設備工事として３００万円を計上いたしています。 ２０３ページをお開きください。歳出の方からご説明させていただきます。一般管理費につきましては、本年度予算４２９０万３千円を計上し、職員４名分の人件費及び事務的に必要な経費であります。 また、次のページ２０４ページの施設管理費につきましては、５４３２万３千円を計上し簡易水道施設の維持管理運営を伴う必要な経費であります。その内委託料の３００万円につきましては、給水区域の変更に伴う変更認可作成業務の費用であります。 また、施設整備費でついてありますが、１８８０万６千円を計上し造田浄水場の機能強化を図るため、委託料で２００万円、工事請負費で１０００万円を、また仲南地区遠方監視設備工事費として３００万円を、そのほか国道等工事に伴う配水管移設工事費及び塩田配水池進入路舗装工事、成政浄水池における底面工事等で３８０万４千円を計上いたしております。公債費につきましては、起債の償還金として、元金、利息で１億４２９６万７千円を計上いたしております。また、予備費として２００万円を計上し、歳出合計２億６１００万円といたしております。 次に歳入であります、２０１ページをお開きください。分担金及び負担金で１４３万４千円、使用料及び手数料で１億４８３９万３千円、繰入金で１億９０９万１千円を計上いたしております。その内、起債の償還分として、また高料金対策費分として一般会計より１億４０９万１千円を計上しています。そのほか繰越金で２００万円、諸収入で８万２千円を計上し歳入合計２億６１００万といたしております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 本屋敷崇君 一点だけ、使用料等々で本来運営すべき特別会計の方で今回ですね、単年度にあたって１１００万という約１割近い額が減になっておりますけれども、その理由だけ教えていただきたいと思います。 水道課長 宮地隆君 本屋敷議員のご質問ですが、使用料が約１１００万ぐらい減になつとるということでございます。その件につきましては、実は
--	--	---

日程第 48	宮地水道課長	簡水の会計から浄水の方へ回った買田地区の 170 件余りのものが含まれてます。従いましてその分が減になっておるといところでございます。ただし、まあ 18 年の決算あるいは 17 年度の 3 町の持ち寄りの決算等々で若干の色々な単価改正等でも差がございます。それは上水道でも出てくるわけですが、そういった面を含めるとやはり 19 年度の決算を見た上での数字の方が今後新しい数字として生まれてくるかなあということは私考えておりますので、今回は単純的には買田地区への浄水場へ回した分が減になつとということでご理解いただければというように思います。
	山西議長	他に質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 37 号は建設経済常任委員会に付託いたします。
		日程第 48 議案第 38 号 平成 20 年度まんのう町下水道特別会計予算(案)を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君
	栗田町長	ただ今上程されました議案第 38 号平成 20 年度まんのう町下水道特別会計予算(案)の提案理由についてご説明申し上げます。 平成 20 年度まんのう町下水道特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ 2 億 4000 万円とするものであります。 歳出予算は総務管理費で 4371 万 9 千円を計上、主な内容として職員の人件費及び使用料徴収業務委託料等で 869 万 3 千円 流域下水道の施設維持・建設等各種協議会負担金で 3005 万 9 千円、使用料消費税の公課費で 369 万円を計上していたしております。施設費では 5568 万 1 千円を計上、主な内容として施設の維持修繕等の施設管理費で 306 万円、下水道事業工事請負費で 3850 万円、工事設計及び台帳整備業務の委託料で 450 万 1 千円、水道管移設補償費で 300 万円を計上しております。 公債費では 1 億 4100 万円を計上、その内訳として起債償還金の元金で 9487 万 4 千円、利子で 4522 万 6 千円を計上、また予備費として 50 万円を計上いたしております。 歳入予算は、主な内訳として下水道事業受益者負担金で 200 万円、下水道使用料及び手数料で 3203 万 2 千円、国庫補助金で 1300 万円、県補助金で 300 万円、一般会計繰入金で 1 億 1504 万 3 千円、繰越金及び諸収入で 25 千円、町債の下水道債で 7490 万円をそれぞれ計上しております。 また、第 2 条では地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第 2 表で示しております。 第 3 条では一時借入金の借入の最高額を定めております。

日程第 49	栗田町長	予算の内容につきましては、所管課より説明いたしますのでよろしくご審議いただきご決定賜りますようお願いいたします。
	山西議長	環境保全課長 宮下一行君
	宮下環境課長	失礼いたします。予算の説明につきましては、ただ今町長が申し上げた予算内容でございます。よろしくお願いいたします。
	山西議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 38 号は建設経済常任委員会に付託いたします。
	栗田町長	日程第 49 議案第 39 号 平成 20 年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 ただ今上程されました議案第 39 号平成 20 年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）の提案理由についてご説明申し上げます。 平成 20 年度まんのう町農業集落排水特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ 3298 万円とするものであります。 歳出予算は施設管理費で 1097 万 9 千円を計上、主な内訳として施設保守点検等委託料で 770 万円、光熱水費、修繕費等で 327 万 9 千円を計上しております。 公債費では 2190 万 1 千円を計上、その内訳として起債償還金の元金で 1498 万 5 千円、利子で 691 万 6 千円を計上、また予備費として 10 万円を計上いたしております。 歳入予算は、主な内訳として一般会計繰入金で 2751 万 6 千円、事業使用料で 546 万 1 千円、分担金、繰越金、諸収入はそれぞれ 1 千円を計上しております。 また、第 2 条では一時借入金の借入の最高額を定めております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。
	山西議長	

日程第 51	山西議長	これより、質疑にはいります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。
	本屋敷議員	本屋敷崇君 一つだけ受益者負担が主となる特別会計の中でですね、わが町下水道に関しては色々な処置をとっておりますが、その中でこの特別会計、使用料及び手数料が 5 4 6 万 1 千円、総事業費が 3 2 0 0 の中でですね、使用料というかたちで他との事業との整合性を取るためにそういう話をされたのかどうかだけ、聞かせていただきたいと思います。されているのかどうか。協議されたかどうかだけお願いします。
	山西議長	環境保全課長 宮下一行君 (ああ、ちがう。すいません。ちがうとこで。ページがちがうとこやった。すいません。今集落下水の方をいいました。まちがいました。)
	宮下環境課長	あの、ただ今浄化槽の方の使用料を・・・。 (すいません。すいません。はい。)
	山西議長	他に質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 4 0 号は建設経済常任委員会に付託いたします。 日程第 5 1 議案第 4 1 号 平成 2 0 年度まんのう町水道事業会計予算(案)を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 ただ今上程されました議案第 4 1 号平成 2 0 年度まんのう町水道事業会計予算(案)の提案理由についてご説明申し上げます。 事前に配布いたしております A 4 版の平成 2 0 年度まんのう町水道事業会計予算をご覧ください。 1 ページをお開きください。 第 1 条平成 2 0 年度まんのう町水道事業会計予算を次のとおり定めるものでございます。第 2 条業務の予定量を定めてございます。第 3 条収益的収入及び支出を定めてございます。第 4 条資本的収入及び支出を定めてございます。
	栗田町長	

日程第 52	本屋敷議員	たいのとですね、町長の方にですね、渇水対策として1億1200万円計上されておりますけれども、確かにこれ近々にまた今年渇水になれば必要になるお金だと思いますけれども、今当面考えられる理由として1万5000トンですね、満濃池が、貯水率が40%ちょいしかないというところだと思います。そういった中でですね、全国的に見て武庫川水域、武庫川水利用審議会とか、淀川水利用審議会等々なるものがありますのが、その中で土器川とかですね、土器川及び金倉川水利用審議会等ですね、そういったものを開く予定がですね、今後あるのかないか、そういうものをしてですね、満濃池の貯水率を100%に近づけるというのがですね、とりあえず当面の目標ではないかと思うんですが、そういう話はされたのかどうか、されていないのかどうかということだけお聞きします。
	山西議長 宮地水道課長	水道課長 宮地隆君 本屋敷議員さんの質問ですが、逆に増えないかところが減つとんでないかというようなご質問だと思うんですが、ただ満濃町の旧の使用料を見ますと配管の13ミリが210円、20ミリが420円というふうなことになるってございます。単価改正によりまして合併の時に13ミリと20ミリにつきましては超過料金189円というようなことを設定してございます。そういったものの差が大きく出てきたというように私も認識してございます。それがまあ18年の実績に基づいたというようなことの中で生まれたというようにご理解いただければありがたいなあと思っています。
	山西議長 栗田町長	町長 栗田隆義君 本屋敷議員さんのご質問にお答えいたします。満濃池の貯水率を100%に近づけるということは非常に大きな意義があるかと思います。しかしながら今までの慣行、また国交省との契約事項等がありまして今非常に厳しい状態になっておるところでございます。そのような中で今、県の土地改良・水対策課等が中心になりまして水利用連絡協議会を立ち上げるべく、第1回の設立の会はいたしております。その後、近々色々とりあえず実務者レベルで水道課長さん等集まって打合せをすとか、その後の水利用連絡協議会の発足にむけて今鋭意準備を進めておるように聞いておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。
	山西議長	他に質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第41号は建設経済常任委員会に付託いたします。
		日程第52 議案第42号 善通寺市・まんのう町資源ごみ等の圧縮選別等処理に関する事務の委託に関する規約の変更について

日程第 53	山西議長	てを議題といたします。
	栗田町長	提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 ただ今上程されました議案第 4 2 号善通寺市・まんのう町資源ごみ等の圧縮選別等処理に関する事務の委託に関する規約の変更について提案理由を説明いたします。 善通寺市・まんのう町資源ごみ等の圧縮選別等処理に関する委託事務の内容変更に伴い規約の一部を改正するものでございます。現在、まんのう町では資源ごみの処理としてペットボトル及び粗大ごみの処理を善通寺市へ委託して行っているところです。今回、資源ごみの効率的な運搬と処理により経費の削減を図るため、善通寺市への委託を粗大ごみの処理のみの委託に変更することになりました。善通寺市への粗大ごみの処理を委託するにあたり、委託に関する規約の一部を変更することについて承認をお願いするものでございます。この規約は、平成 2 0 年 4 月 1 日より実施するものでございます。よろしくご審議いただきご議決賜りますようお願いいたします。
	山西議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 4 2 号は教育民生常任委員会に付託いたします。
	栗田町長	日程第 5 3 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 ただ上程されました諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦についての説明をさせていただきます。 満濃地区永井壽恵子氏の平成 2 0 年 6 月 3 0 日の任期満了に伴い、後任者として貞廣宏子氏を人権擁護委員法第 6 条に基づき推薦するものでございます。 法務省より男女共同参画社会基本法の趣旨に則り、男女共同参画社会を推進する観点から可能な限り女性委員を推薦されるよう配慮をお願いしたいとの通知もあり、女性委員の確保を考慮したいと考えております。

	栗田町長 山西議長 散 会	本町の人権擁護委員定数につきましては、平成１８年３月２０日をもって合併したことに伴い高松法務局より通知があり、人権擁護委員定数規程第２条及び第３条第１項により１１名から７名となりました。 しかし、委員定数が減少することは、地域住民に対する人権救済活動、人権相談活動のほか、組織体活動に支障を生じるおそれがあることから同規程第５条に基づき期間の定めのある特別の定数として、平成１９年度１０月１日から平成２２年９月３０日までの３年間に限り８名配置することとなっております。 したがって、現在は琴南地区２名、仲南地区２名、満濃地区４名の計８名となっております。よろしくご審議の上、ご了承賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 お諮りします。 諮問第１号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 （なし） 異議なしと認めます。 よって諮問第１号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。 本案は、人事案件でございますので、質疑、討論を省略して採決いたしたいと思います。 お諮りいたします。 ただ今、議題となっております。諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦についてはこれに同意することにご異議ありませんか。 （なし） 異議なしと認めます。 よって諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦についてはこれに同意することに決しました。 以上で、本日の日程は全部終了しました。 なお、次回会議の再開は３月１０日午前９時３０分といたします。本議場にご参集をお願いします。 本日はこれで散会いたします。 散 会 散 会 １８時４３分
--	------------------------------------	---

		地方自治法第123条第2項の規定により署名する。 平成20年3月7日 まんのう町議会議長 まんのう町議会議員 まんのう町議会議員
--	--	---

